

H27,08,04

総合調整会議

資料

# 栗東市財政運営基本方針(案)

【平成27年度(2015年度)～平成31年度(2019年度)】

平成27年度(2015年度)8月

滋賀県栗東市

# 目次

## 第1章 策定の目的

### 1 市の財政運営と改革

(1) これまでの市の財政運営	3
(2) 財政健全化に向けた諸改革	4

### 2 栗東市財政運営基本方針策定の目的

(1) 方針策定の必要性	5
(2) 方針策定の目的	5

## 第2章 基本方針の位置づけ

### 1 栗東市財政運営基本方針の位置づけ

(1) 方針の位置づけ	6
(2) 運用期間	6
(3) 目標年度	6

## 第3章 市財政の現状分析

### 1 本市の財政状況

(1) 経常収支比率の高止まりによる財政の硬直化	8
(2) 厳しい水準にある財政健全化判断比率	9
(3) プライマリーバランスの黒字化	14
(4) 起債現在高の推移	15
(5) 財政調整基金等の推移	16

## 第4章 財政運営基本方針

### 1 栗東市財政運営基本方針の体系

(1) 栗東市財政運営基本方針の体系	18
--------------------	----

### 2 市財政の安定に向けた諸指標の目標

(1) 経常収支比率	19
(2) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率	19
(3) 実質公債費比率	19
(4) 将来負担比率	19
(5) 起債現在高	20
(6) 財政調整基金、減債基金現在高	20

### 3 市財政の安定に向けた運営目標

- (1) 事業の新規・拡大にかかる方針 ----- 2 0
- (2) 実質単年度収支の均衡 ----- 2 0
- (3) 国県等補助金や交付税措置のある起債の積極的活用 ----- 2 1
- (4) プライマリバランス（基礎的財政収支）の黒字継続 ----- 2 1
- (5) 起債資金の安定的かつ低利での調達 ----- 2 1
- (6) 予算・決算をはじめとしたわかりやすい財政情報の公表 ----- 2 1
- (7) 高齢化及び人口減少社会への対応 ----- 2 1

### 4 今後留意を必要とする点

- (1) 第三セクター等改革推進債や滋賀県市町振興資金借換債の  
元金償還増加 ----- 2 2
- (2) 老朽施設等長寿命化への対応 ----- 2 2
- (3) 地方公会計制度への対応 ----- 2 3

### ■用語解説 ----- 2 4

# 第1章 策定の目的

## 1 市の財政運営と改革

### (1) これまでの市の財政運営

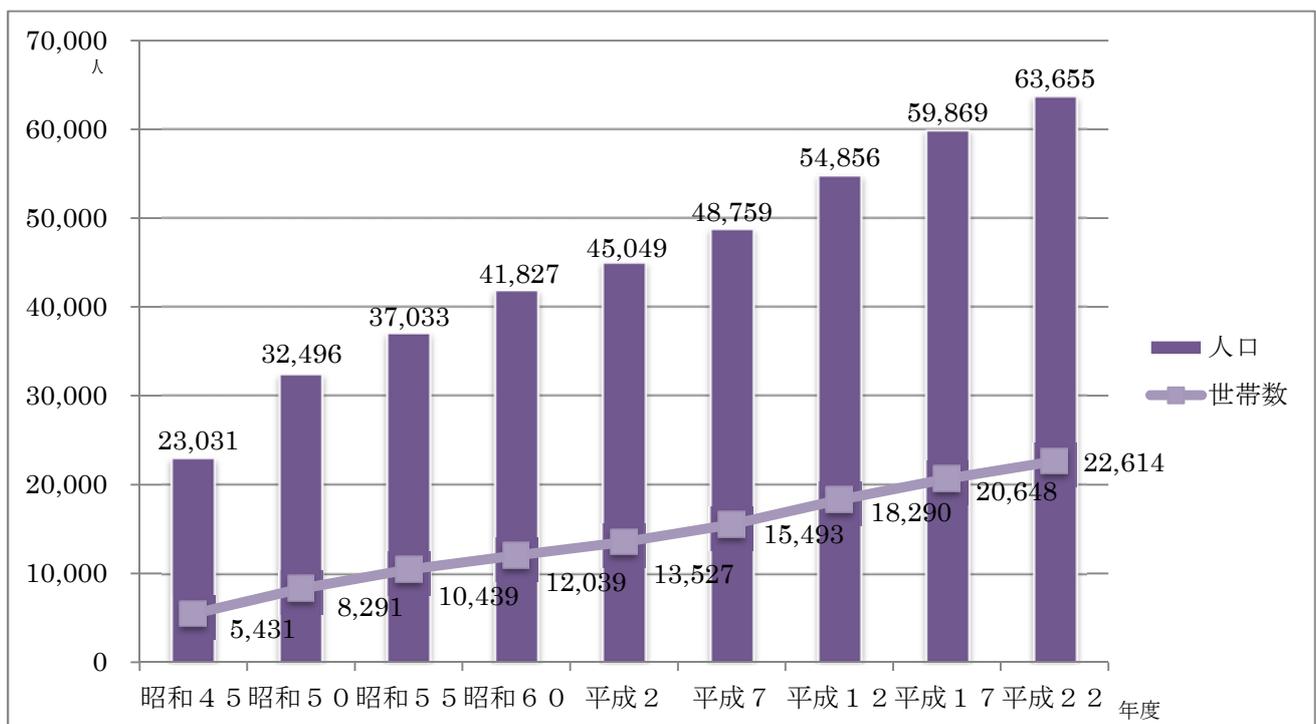
栗東市は、滋賀県南部地域の京阪神地区への通勤圏に位置し、市域を国道1号、8号が通過し、その国道分岐点にアクセスするような形で名神高速道路の栗東インターチェンジがあります。さらに鉄道では東海道新幹線、JR琵琶湖線、JR草津線が通過し、交通の要衝としての地の利により、製造業や流通業など数多くの企業が立地しています。

こうしたことにより、法人市民税をはじめとした税収が多く、昭和58年度から平成21年度までの27年間にわたって普通交付税の不交付団体であったこともあり、「財政豊かなまち（市）」として近隣や滋賀県内でも認知されてきたところです。

人口についても、このような企業立地に伴う地域の発展やJR琵琶湖線への駅設置とも相まって、比較的短期間に増加してきました。（表1）

平成27年3月末現在の人口は約6万7千人で、国立社会保障人口問題研究所の推計でも、引き続き人口が伸び続けるとされています。

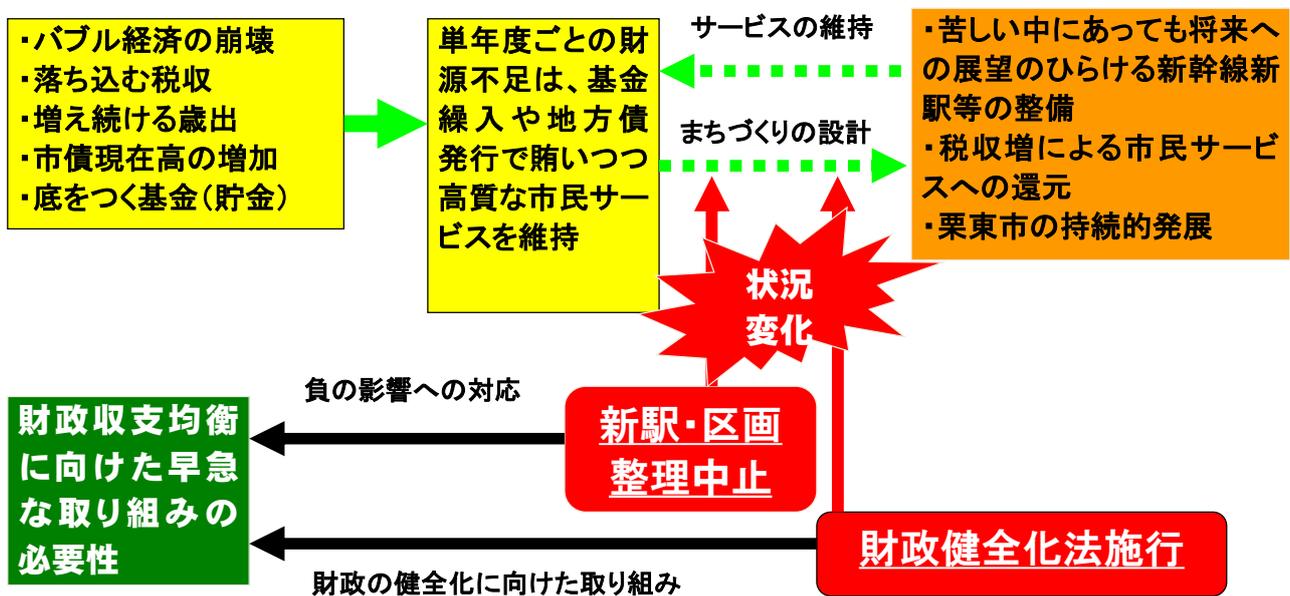
（表1） 栗東市の国勢調査人口及び世帯数の推移（単位：人・世帯）



本市では、このような豊かな財政力を背景に様々な施策の展開を図ってきましたが、長引く不況などによる税収の減少や急激な人口増に対応するための投資等による起債残高の増、扶助費や公債費といった義務的経費の増加や単年度の収支を調整する財政調整基金の減少など、財政の逼迫度合いが高まる中、「将来の地域発展を確かなものとする切り札」としていた新幹線新駅の設置とその周辺整備としての土地区画整理事業が滋賀県の政策変更により中止となりました。

また、これをきっかけとして、土地区画整理事業用地の先行取得をしていた栗東市土地開発公社の資金繰りの問題も発生してきたことを受け、思い切った財政改革を行う方向へと舵をきったものです。(図1)

(図1) 栗東市を取り巻く状況の変化



(2) 財政健全化に向けた諸改革

上記を踏まえ、本市においては次の改革を行い、財政の健全化に取り組んできました。

財政再構築プログラム

(期間：平成20年度～22年度)

(計画額 14.1億円 → 実績額 16.8億円：平成22年度時点)

更なる財政再構築プログラム

(期間：平成22年度～23年度)

(計画額 2.2億円 → 実績額 3.6億円：平成23年度時点)

### (新) 集中改革プラン

(期間：平成24年度～26年度)

(計画額 5.3億円  実績額 5.9億円：平成26年度時点)

### 土地開発公社の抜本的改革

新幹線新駅設置と栗東新都心土地区画整理事業の中止により発生していた栗東市土地開発公社の資金繰りの問題解決のため、第三セクター等改革推進債を活用して土地開発公社を解散。(平成25年度 起債額：158.2億円)

## 2 栗東市財政運営基本方針策定の目的

### (1) 方針策定の必要性

上記で述べたとおり、栗東市の将来のまちづくり設計に対する状況の変化を踏まえ、市民の皆様にもご協力をいただく中で、これまで様々な行財政改革に取り組んできました。

平成26年度をもってこの集中改革期間が終了し、財政収支も均衡体質に近づきつつあります。

しかしながら、財政分析にかかる諸指標の他団体比較では、市財政を取り巻く状況は依然として厳しく、今後の財政運営においては、「平成27年度から29年度までの間は、毎年、前3年間の検証を行い、新たな企業誘致効果や財政調整基金などにより年度間の収支調整を行い、平成30年度での財政健全化を目指す。」としています。

そのため、平成27年度当初予算の編成にあたっては、これまでの行財政改革による効果を継続することを基本としていますが、国や県の施策に伴うものや、社会経済情勢の変化等により必要となるもの、セーフティーネットへの対応などを両立させた予算として取りまとめており、今後においてもこのようなスタンスで臨む必要があることから、全体的な財政バランスをしっかりと見極めながら財政運営を行っていく必要があります。

### (2) 方針策定の目的

財政の健全化を達成し持続可能な行財政運営を行うため、第七次栗東市行政改革大綱において、「規律を遵守した堅実な財政運営」を目標として掲げ、その推進計画に「財政運営の基本方針の策定」を盛り込んでいます。財政健全化と堅実な財政運営を達成するため、様々な財政分析指標について一定の数値目標や定性目標を設け、その達成に向けた取り組みを進める財政運営基本方針を策定するものです。

## 第2章 基本方針の位置づけ

### 1 栗東市財政運営基本方針の位置づけ

#### (1) 方針の位置づけ

この方針は、平成26年度に策定された「第五次栗東市総合計画後期基本計画」と、同時策定の「第七次栗東市行政改革大綱」の重点事項と推進計画のうち「規律を遵守した堅実な財政運営【財政規律の確保】収支バランスのとれた財政運営」を具現化するために策定し、これとの整合を図るものとしします。(次頁図2参照)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
<b>第五次栗東市総合計画</b>									
(前期基本計画)					(後期基本計画)				
第六次栗東市行政改革大綱					第七次栗東市行政改革大綱				
財政健全化に向けた諸改革の実施と検証					<b>栗東市財政運営基本方針</b>				

#### (2) 運用期間

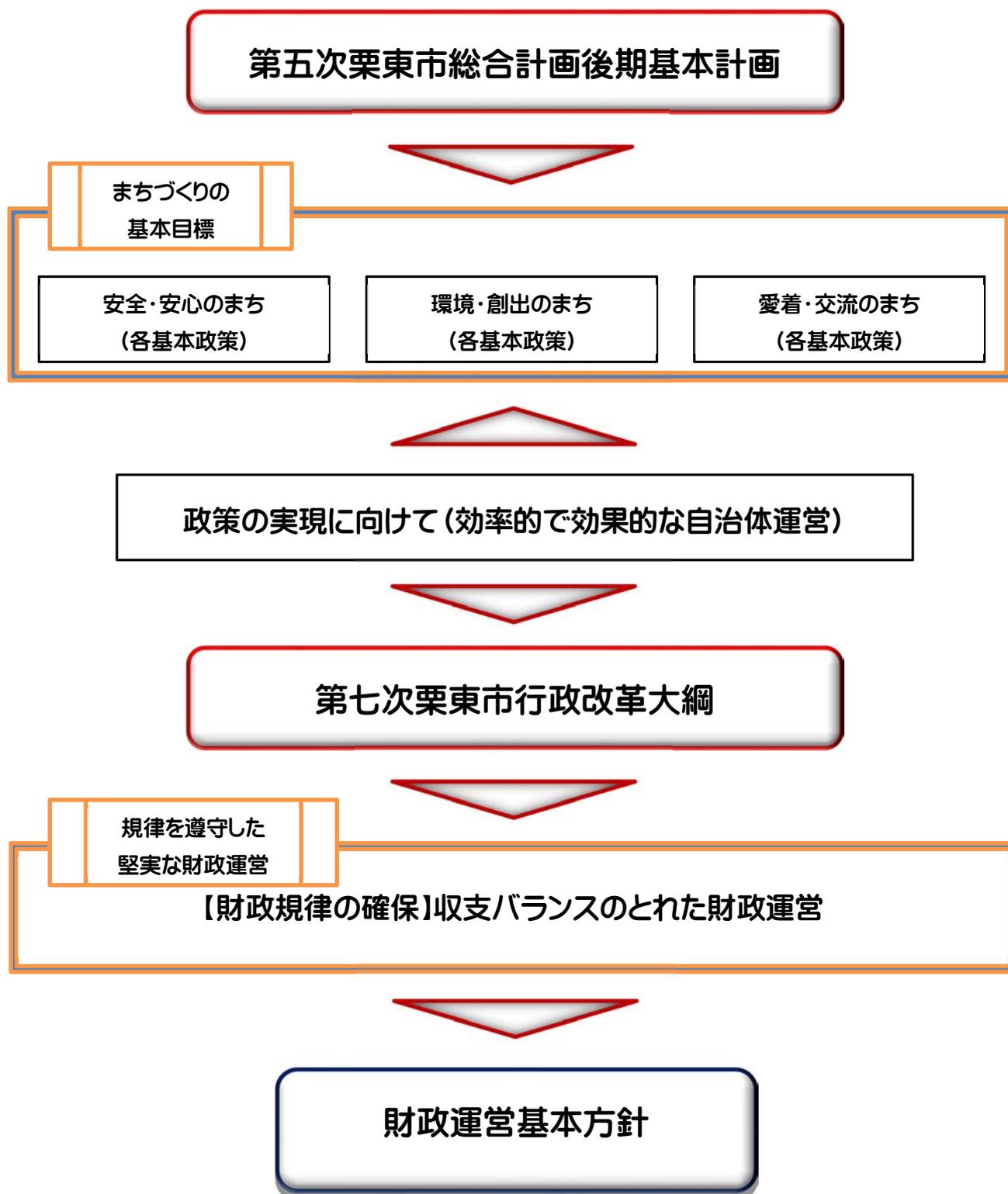
この方針の運用期間は、策定から平成31年度までとして栗東市総合計画及び栗東市行政改革大綱との整合を図るとともに、平成32年度以降の方針は平成31年度に見直すものとしします。

ただし、社会経済情勢の急激な変化や地方財政制度の改正、予期せぬ行政需要の発生など、市の財政運営に大きな影響を及ぼす事象が起こった場合は、随時見直すことができるものとしします。

#### (3) 目標年度

この方針に基づく財政運営を通じて達成を目指す財政指標の数値目標は、本方針の運用期間の平成31年度までの内容を「**短期目標**」として設定し、それ以降おおよそ25年程度にかかる内容を「**長期目標**」としします。

(図2)



# 第3章 市財政の現状分析

## 1 本市の財政状況

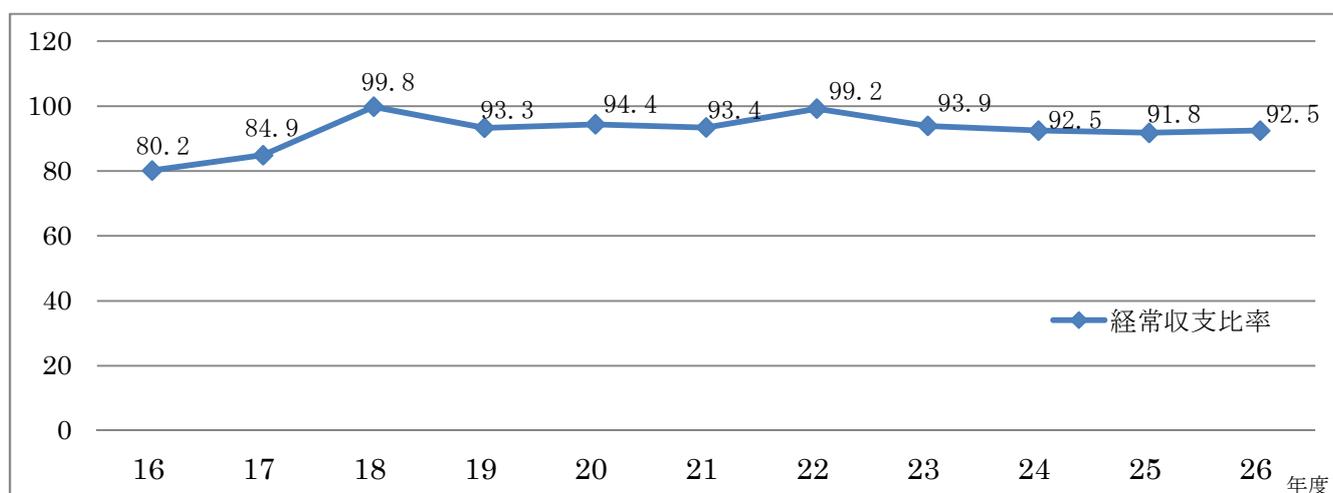
### (1) 経常収支比率の高止まり による財政の硬直化

本市の財政運営にかかる経常収支比率(\*1)のここ10年の推移は、表2にもあるとおり、平成16年度決算では80.2%であったものが、平成18年度で99.8%に達し、ここ数年では90%台の前半と高止まりが続いています。

この比率は、財政の弾力性を示す指標で、これが高くなるほど財政が硬直化しているといえ、従来から、「経験的には都市にあつては75%程度が妥当」とされています。

昨今の景気動向により、各団体においてもこの比率が上昇する傾向にありますが、これの低減に向けた努力が必要となっています。

(表2) 栗東市財政の経常収支比率の推移 (単位: %)



平成25年度決算数値 栗東市 91.8 類似団体平均 89.6(順位 138/198) 県内市町平均 86.8  
全国市町村平均 90.2  
平成26年度決算数値 栗東市 92.5

#### ★経常収支比率(\*1)

人件費・扶助費・維持補修費・公債費(起債の返済)などの経常的に支出する経費に対して、市税をはじめとした用途を制限されない経常的な収入がどれだけ充てられているかを見て、財政の弾力性を判断する指標。下記の計算式で求めます。

経常経費(支出) 充当一般財源 ÷ 経常一般財源(収入) × 100

(2) 厳しい水準にある  
財政健全化判断比率

★財政健全化判断比率

地方公共団体の財政状況にかかる情報の公開度、透明度を高めることにより、それぞれの団体の財政事情を住民の皆さんによりわかりやすくすることと、財政事情の悪化を未然に防ぐことを目的として、平成19年に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、特別会計や公営企業会計も合わせた連結決算により財政の健全性を判断する4つの比率があります。

平成20年度の決算以降、4つのうちのいずれかの比率が「早期健全化基準(\*2)」を超える団体は「早期健全化計画」、比率が「財政再生基準(\*3)」を超える団体は「財政再生計画」の策定が義務づけられ、財政の健全化に努めなければなりません。

(表3) 平成26年度決算における栗東市財政健全化判断比率

(単位:%)

区分	栗東市	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	赤字なし	12.90	20.00
②連結実質赤字比率	赤字なし	17.90	35.00
③実質公債費比率	17.4	25.0	35.0
④将来負担比率	206.9	350.0	制度なし

「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」の早期健全化基準は、栗東市の財政力に応じた数値となっています。

★早期健全化基準(\*2)

財政健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに県知事へ報告します。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表します。さらに、早期健全化基準以上となった場合は、地方公共団体の長は外部監査を受けなければなりません。

★財政再生基準(\*3)

財政健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに県知事を経由して総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。この同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の発行ができません。また、再生計画の実施状況を議会に報告し公表します。財政再生団体の財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣から予算の変更など必要な措置の勧告を受けることとなります。

(表4) 栗東市の財政健全化判断比率の算定対象イメージ図

栗東市		一部事務組合等	地方公社 第三セクター等
一般会計など	特別会計		
		公営事業会計	公営企業会計
・一般会計	・国民健康保険特別会計	・公共下水道事業特別会計	・湖南広域行政組合
・土地取得特別会計	・介護保険特別会計	・農業集落排水事業特別会計	・滋賀県後期高齢者医療 連合
・墓地公園特別会計	・後期高齢者医療特別会計	・水道事業会計	・滋賀県市町村退職手当 組合
・栗東新都心土地区画整理 事業特別会計		・栗東駅前土地区画整理事 業特別会計	・滋賀県市町村研修セン ター
⇄ <b>実質赤字比率</b> ⇄		⇄ <b>資金不足比率</b> ⇄	
⇄ <b>連結実質赤字比率</b> ⇄			
⇄ <b>実質公債費比率</b> ⇄			
⇄ <b>将来負担比率</b> ⇄			

①実質赤字比率

一般会計など（表4に示す「一般会計」「土地取得特別会計」「墓地公園特別会計」「栗東新都心土地区画整理事業特別会計」の総体）の実質赤字が標準財政規模(\*4)に占める割合。

平成25年度、26年度決算数値 栗東市 赤字なし

★標準財政規模(\*4)

地方公共団体の一般財源（使途が特定されていない財源）の標準規模を示すもので、税収入・各種譲与税・県税交付金などで構成されます。

②連結実質赤字比率

本市の全会計の実質赤字（表4参照）が標準財政規模に占める割合。

平成25年度、26年度決算数値 栗東市 赤字なし

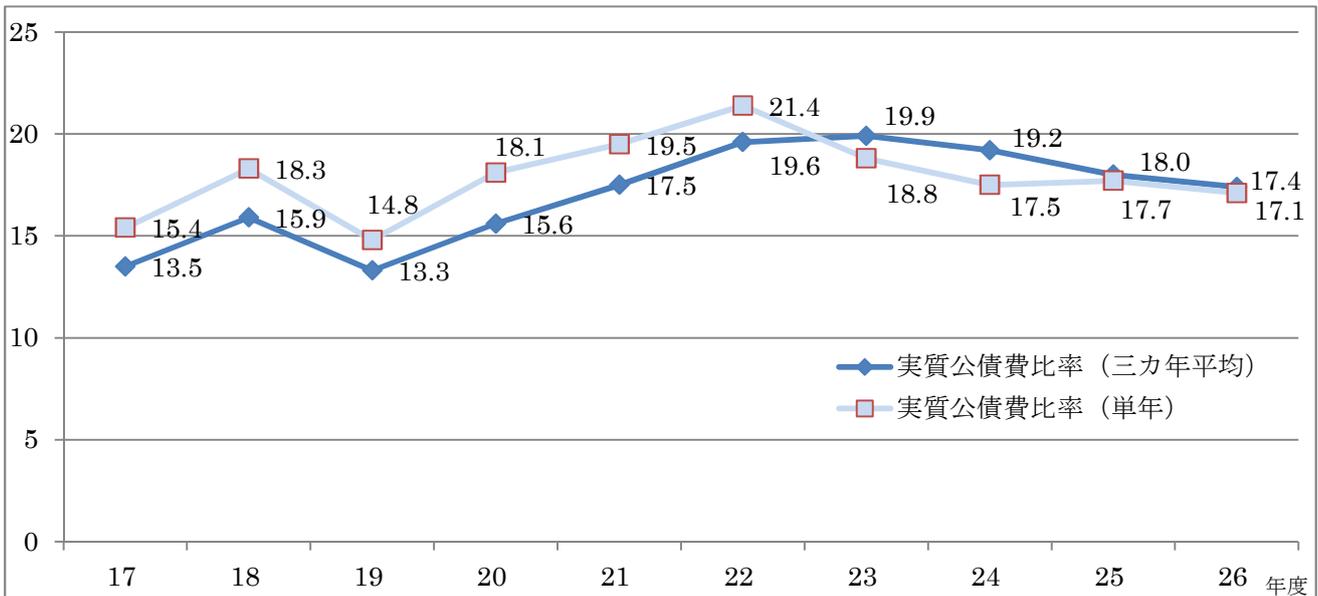
### ③実質公債費比率

財政健全化判断比率のひとつである実質公債費比率(\*5)は、平成22年度以降18%を超え、起債を借り入れるのに県知事の許可が必要となる「許可団体」となっています。

平成23年度の19.9%をピークに下降をしていますが、第三セクター等改革推進債の本格的な償還が始まることにより、一時的に上昇が見込まれます。

また、現段階での本市の数値は、類似団体平均や県内市町平均を大きく上回っていることから、今後の財政運営においては、起債の借入額をできるだけ抑制し、単年度毎の償還負担を軽くすることでこの比率の低減に取り組むことが必要です。

(表5) 実質公債費比率の推移 (単位: %)



平成25年度決算数値 (三カ年平均) 栗東市 18.0 類似団体平均 9.6(順位 195/198) 県内市町平均 9.5  
 平成26年度決算数値 (三カ年平均) 栗東市 17.4

#### ★実質公債費比率(\*5)

一般会計などが負担する公債費 (起債の返済) が標準財政規模に占める割合。

この比率が25%以上になると「早期健全化団体」に、35%以上になると「財政再生団体」になります。

この比率は、下記の計算式で求めます。

(A+B)-(C+D)/(E-D)の算式で求めた数値の三カ年平均を用います。

A:起債の元利償還金

B:歳出のうち元利償還金に準ずるもの

C:元利償還金に充てられる特定財源

D:普通交付税の基準財政需要額に算入された起債の元利償還金

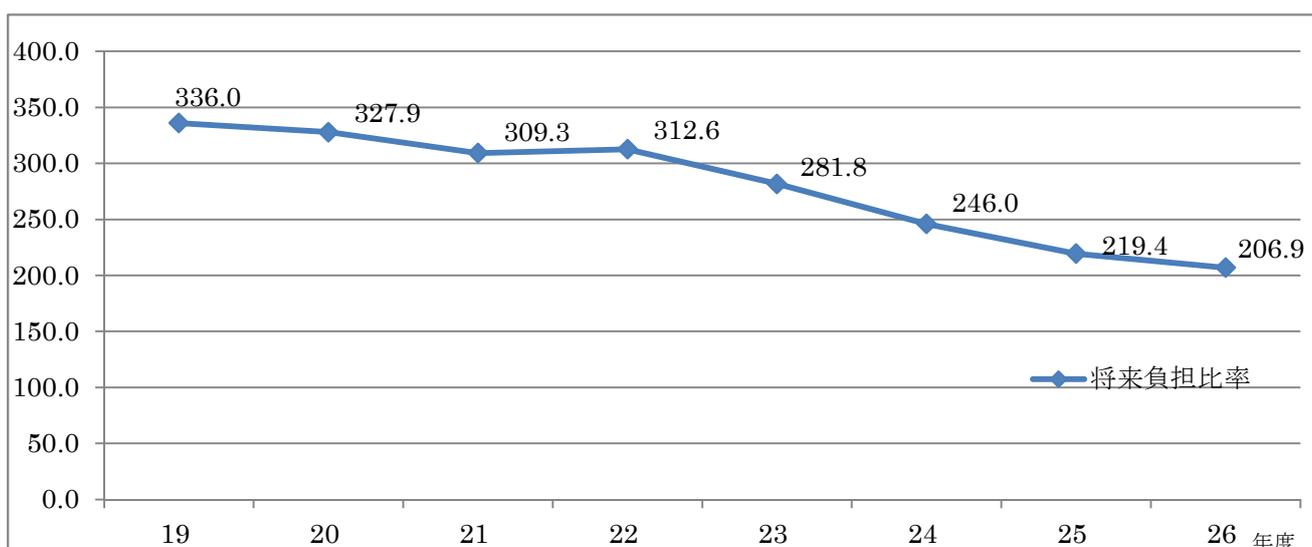
E:標準財政規模

#### ④将来負担比率

将来負担比率(\*6)は、平成19年度の算定で336.0%と「早期健全化基準」の手前に位置していましたが、その後の数次にわたる財政改革を経て、平成26年度決算では206.9%まで低減をしました。

しかしながら、実質公債費比率同様、現段階での本市の数値は、類似団体平均や県内市町平均を大きく上回っていることから、今後の財政運営においても地方債の現在高をはじめとした将来負担すべき額の総体を減少させ、より一層の比率低減に向けた努力を続けることが必要です。

(表6) 将来負担比率の推移 (単位: %)



平成25年度決算数値 栗東市 219.4 類似団体平均 50.3(順位 198/198) 県内市町平均 41.2  
 平成26年度決算数値 栗東市 206.9

#### ★将来負担比率(\*6)

一般会計などが将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合。

この比率が350%以上になると「早期健全化団体」になります。(財政再生基準は制度としてありません。)

この比率は、下記の計算式で求めます。

$$A \cdot (B+C+D) / E \cdot F$$

A: 将来負担額

B: 充当可能基金額

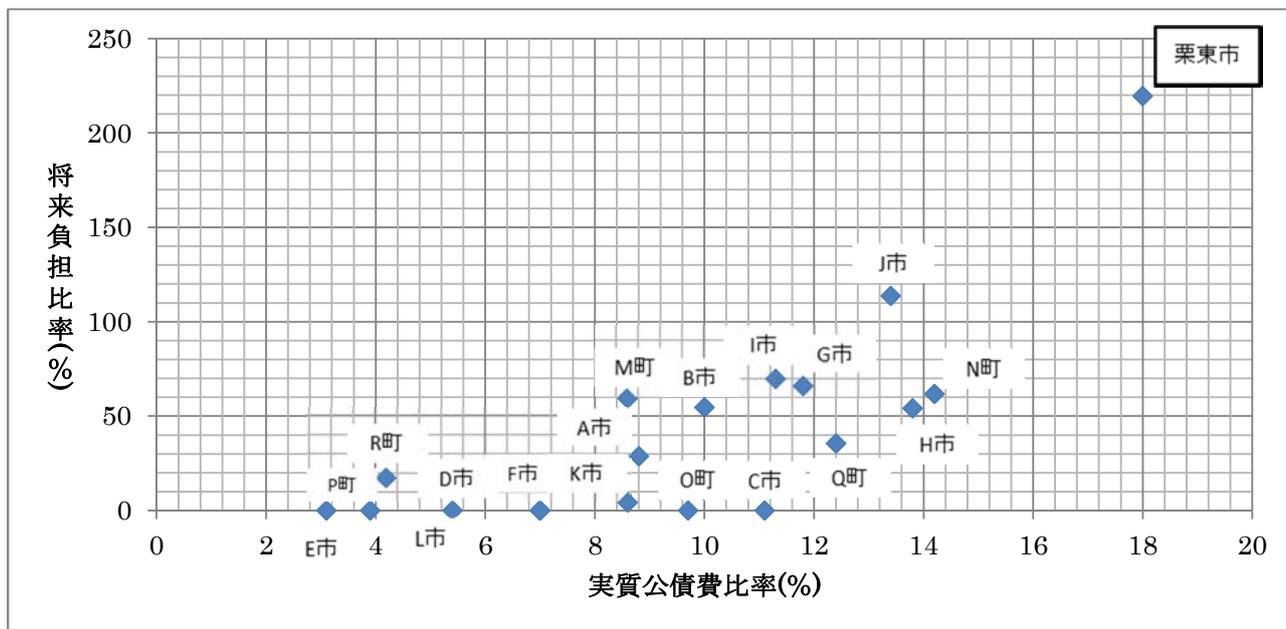
C: 特定財源見込額

D: 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E: 標準財政規模

F: 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(参考) 実質公債費比率と将来負担比率の相関関係分布表  
 (平成 25 年度決算ベース、滋賀県内市町一覧)



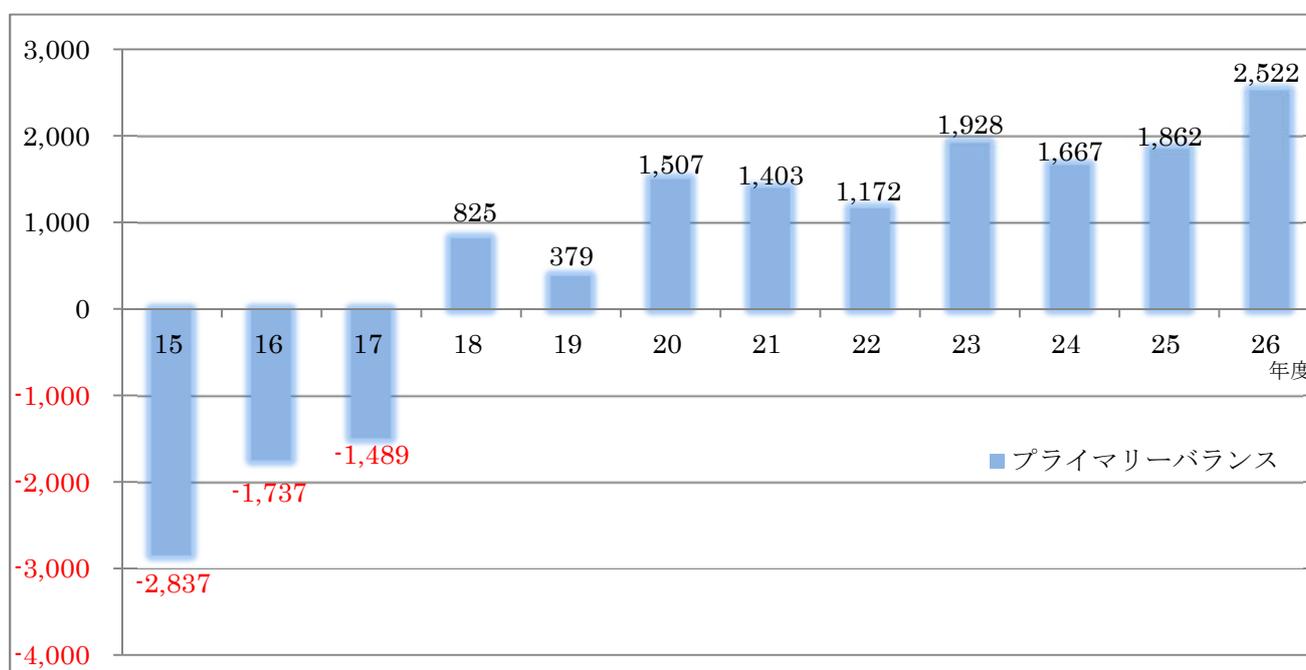
### (3) プライマリーバランスの黒字化

将来の市民の負担となる公債費を減少させるためには、起債の借入額と償還額とのバランスに着目したプライマリーバランス(\*7)の黒字化が重要になります。

本市の現状は、平成17年度決算まではこれが赤字となっていました。平成18年度以降、大規模な建設事業の抑制により、黒字を維持しています。

実質公債費比率や将来負担比率の低減に向け、この状態を維持することを原則とした財政運営に心がけなければなりません。

(表7) プライマリーバランスの推移(単位:百万円) ※H25年度の算定では第三セクター改革推進債を控除している



#### ★プライマリーバランス(基礎的財政収支(\*7))

一般的に言われるプライマリーバランスは、「公債の利払い費と元金償還費を除いた歳出と、起債借入収入を除いた歳入のバランスを見るもの」とされており、言い換えれば、単年度における起債**元利償還額**と起債借入額とのバランスで計算されています。

しかし、本市においては起債残高を確実に減らしていくために、一般的に言われるものよりも厳しい条件として、起債**元金償還額**と起債借入額とのバランスで計算をしています。

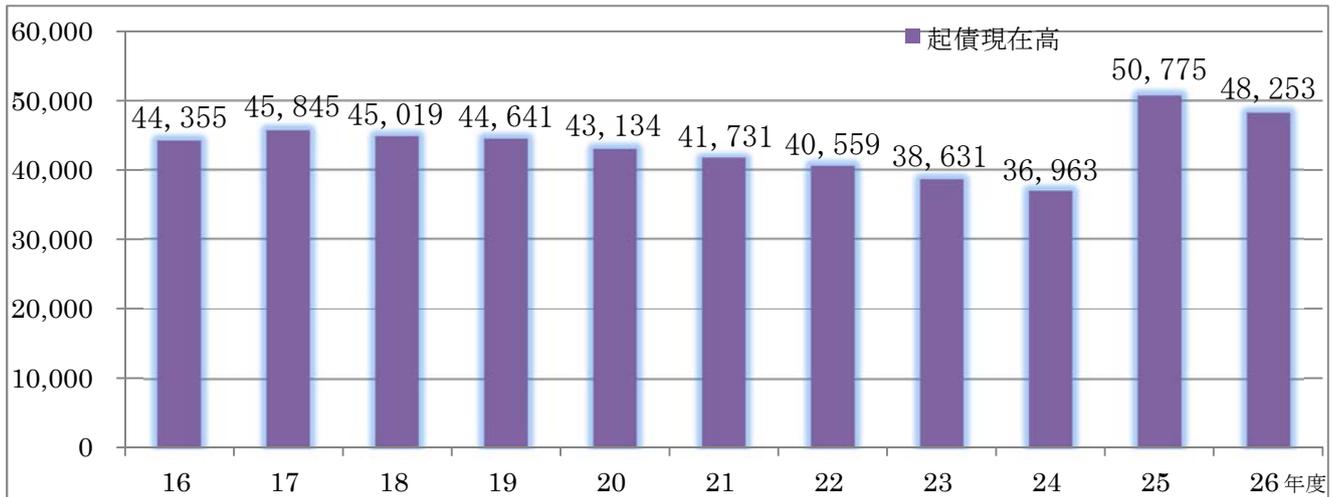
(計算式) 単年度における起債の元金償還額－起債借入額

上記の算式数値がプラスであれば、プライマリーバランスは黒字ということになり、年度末の起債現在高が減少している状態となります。

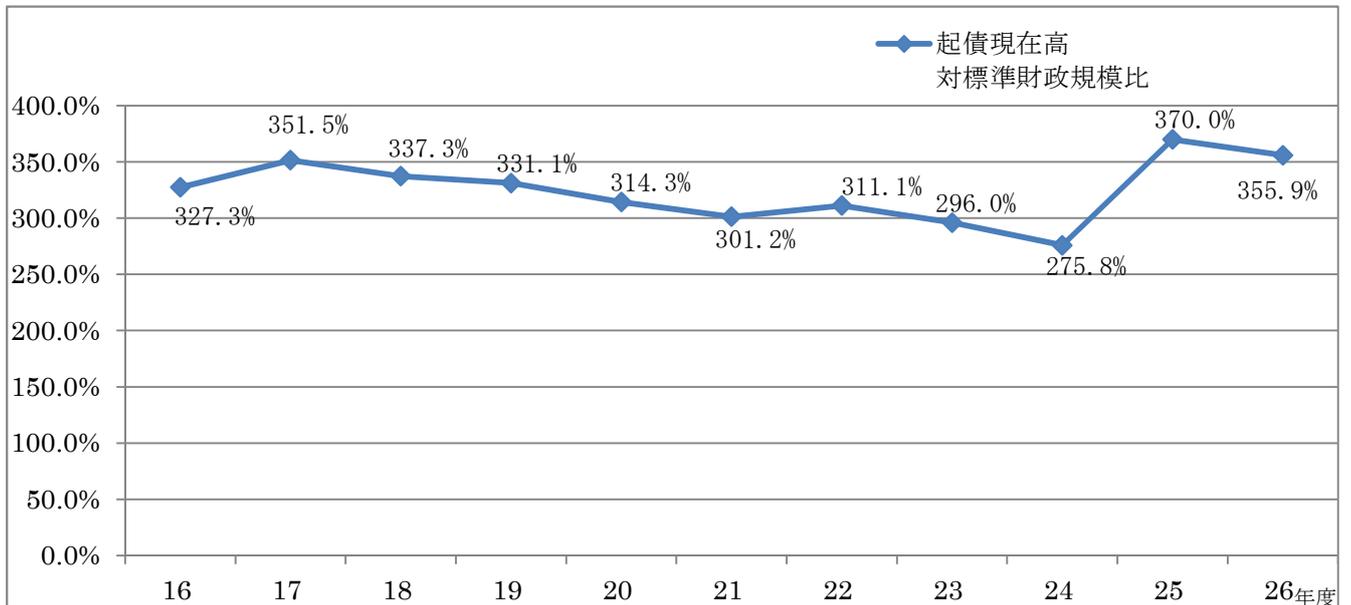
#### (4) 起債現在高の推移

前述(3)のプライマリーバランス黒字化を反映し、各年度末の起債残高(借金残高)も順次低下していますが、下表の起債残高と標準財政規模との比較では、まだまだ高いレベルにあると言えます。

(表8) 起債現在高の推移(単位:百万円) ※H25年度には第三者等改革推進債(15,673百万円)が入っている



(表9) 起債現在高対標準財政規模比の推移

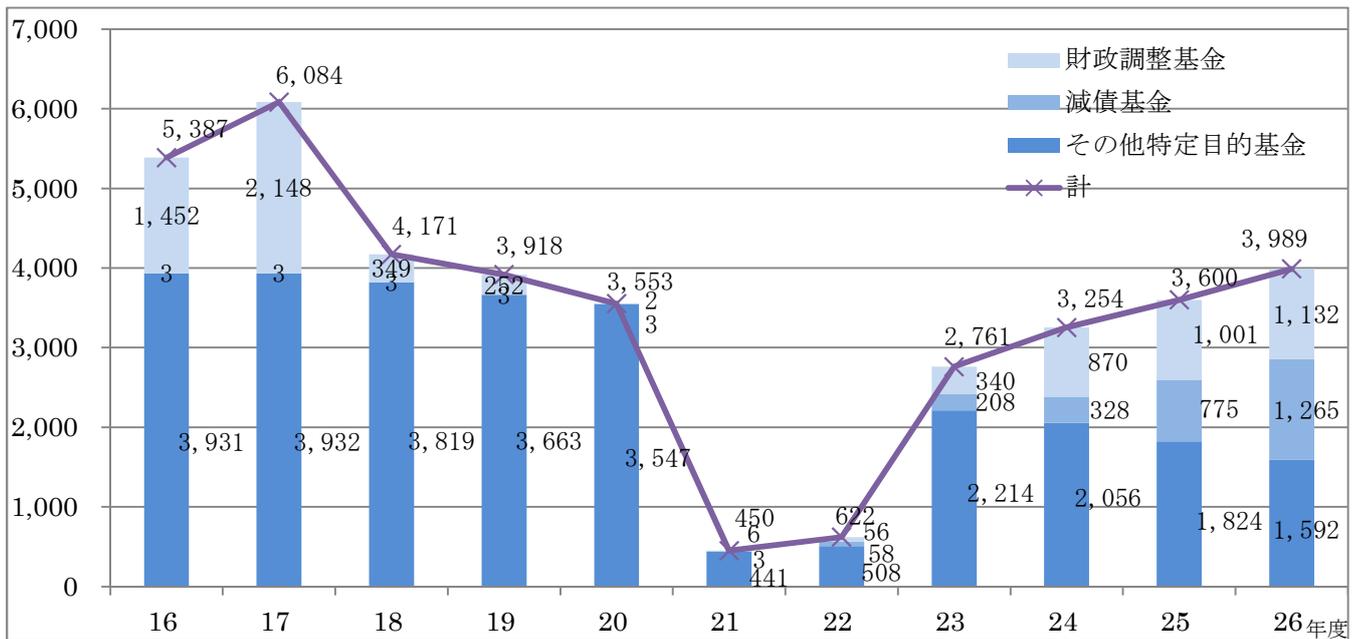


平成25年度決算数値(対標準財政規模比) 栗東市 370.0% 県内市町平均 167.5%  
 (人口1人あたりの現在高) 栗東市 761,227円 類似団体平均 399,485円  
 県内市町平均 394,267円  
 平成26年度決算数値(対標準財政規模比・1人あたり平均) 栗東市 355.9%・715,913円

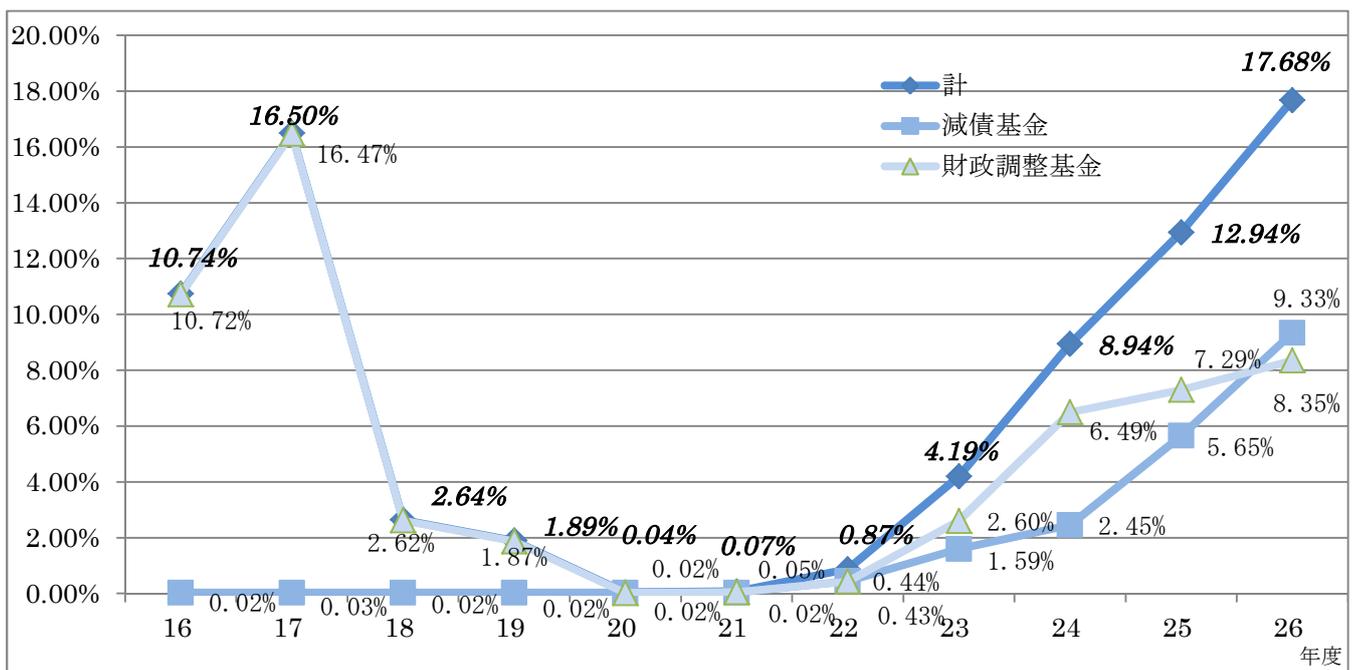
### (5) 財政調整基金等の推移

市の基金（貯金）の状況は、財政調整基金(\*8)、減債基金(\*9)が、平成20～21年度でほぼ枯渇状態にありましたが、その後少しずつ回復し、平成26年度末の財政調整基金は約1,132百万円となっています。これの対標準財政規模比は8.35%（下表）ですが、県内他市と比べ下位に位置しています。また、第三セクター等改革推進債など起債の償還を安定的に進めていくため、減債基金の確保を一層進めていかなければなりません。

(表10) 基金現在高の推移（単位：百万円）



(表11) 財政調整基金、減債基金現在高の対標準財政規模比の推移



### ★財政調整基金(\*8)

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。

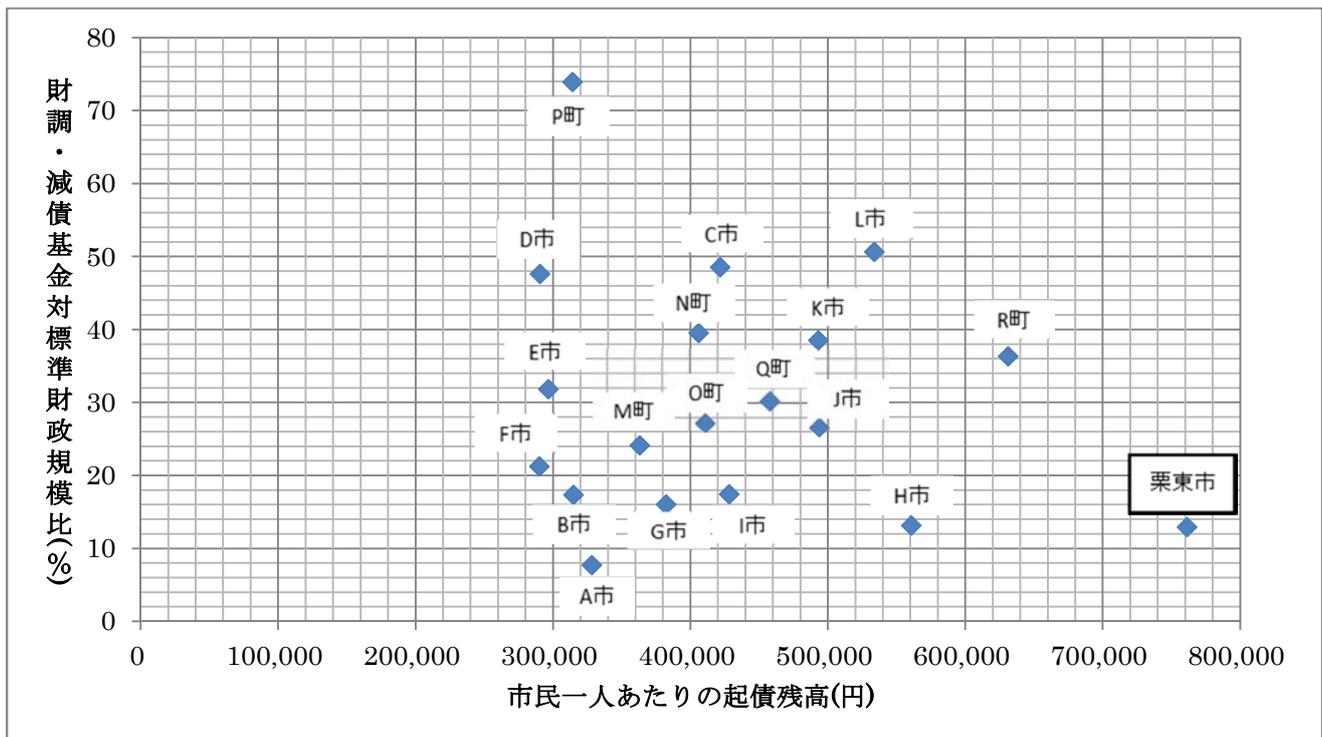
地方公共団体の財政は、経済状況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするものであり、このような予期できない収入減や支出増に備え、一定程度の積立（貯金）をしておくことが安定的な財政運営につながるものです。こうした主旨から設けている基金を財政調整基金と言います。

### ★減債基金(\*9)

公債費（起債の償還金）は、地方公共団体の歳入の減少等に関係なく支払わなければならない義務的経費であるため、これの増加が地方財政の弾力性を失わせ、市民サービスに影響を及ぼす懸念があります。このため、公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金の総称が減債基金です。

- 平成25年度決算数値(財政調整基金対標準財政規模比) 栗東市 7.29% 県内市町平均 16.3%  
平成26年度決算数値(財政調整基金対標準財政規模比) 栗東市 8.35%  
(平成25年度 人口1人あたりの基金残高 栗東市 15,006円 類似団体平均 47,317円)
- 平成25年度決算数値(減債基金対標準財政規模比) 栗東市 5.65% 県内市町平均 9.9%  
平成26年度決算数値(減債基金対標準財政規模比) 栗東市 9.33%  
(平成25年度 人口1人あたりの基金残高 栗東市 11,621円 類似団体平均 12,403円)

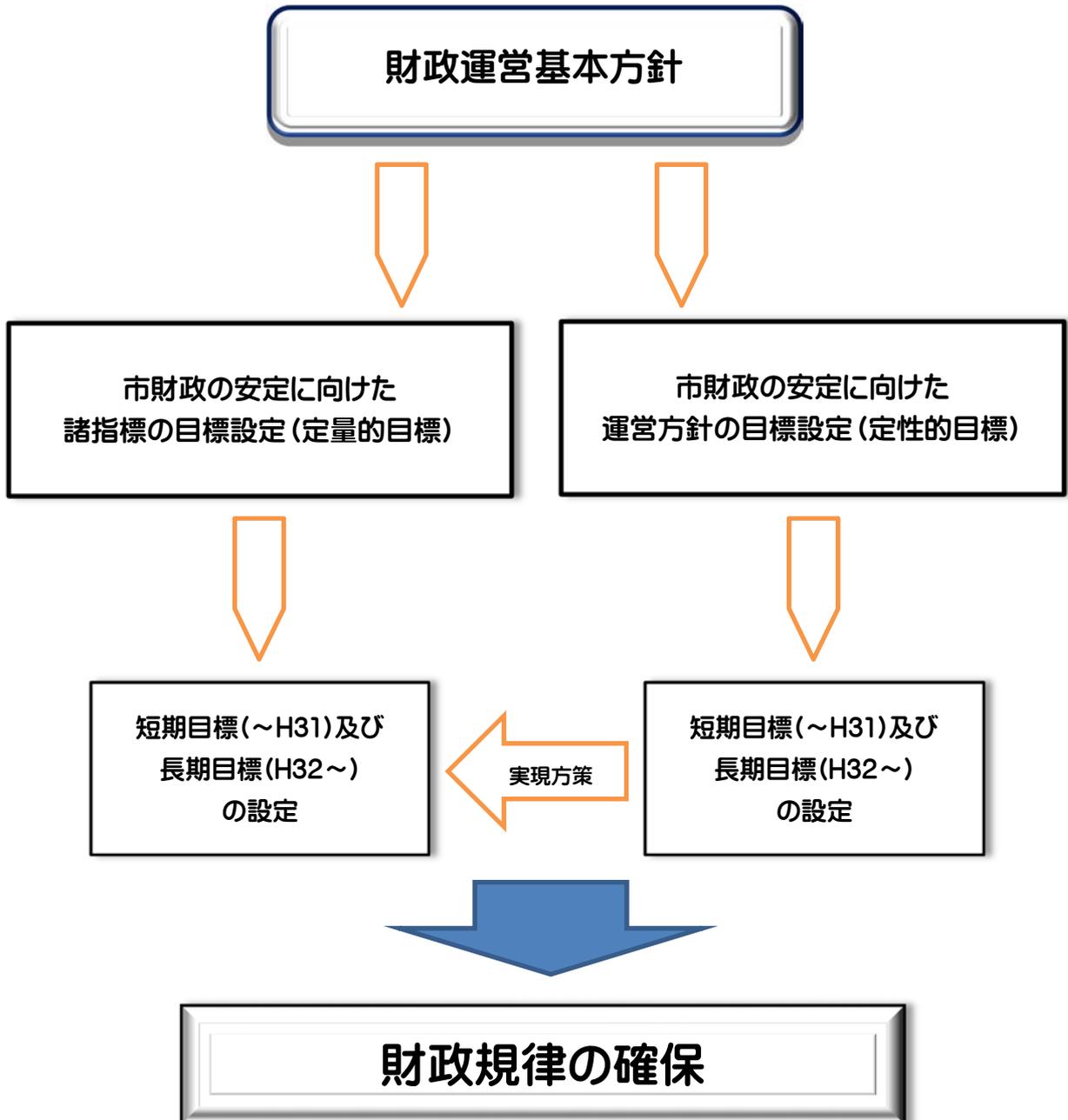
(参考) 財調等基金現在高と市民一人あたり起債残高の相関関係  
(平成25年度決算ベース、滋賀県内市町一覧)



# 第4章 財政運営基本方針

## 1 栗東市財政運営基本方針の体系

### (1) 栗東市財政運営基本方針の体系



本基本方針の策定目的にも示した、財政の健全化を達成し持続可能な行財政運営を行うために、上記の体系に基づく具体の目標を設定し、これの実現を図ります。

## 2 市財政の安定に向けた諸指標の目標

### (1) 経常収支比率（普通会計ベース）の低減

○短期:90%以下 長期:県内市町平均以下 (参考)平成25年度県内市町平均 86.8%

○平成25年度決算数値 91.8% 平成26年度決算数値 92.5%

短期的には平成25年度の全国市町村平均である90.2%を下回る90%以下を目指し、長期的には県内市町平均以下を目指します。

### (2) 実質赤字比率（一般会計等）及び連結実質赤字比率（連結ベース）の未発生

○短期:赤字なしを継続 長期:赤字なしを継続

○平成25年度決算数値 赤字なし 平成26年度決算数値 赤字なし

地方公共団体において単年度の決算で赤字を出すことは、当該団体の財政に対する信用度を大きく損ねるものであることから、収支均衡の維持により黒字決算の継続を目指します。

### (3) 実質公債費比率（連結ベース）

○短期:18%未満 長期:県内市町平均以下 (参考)平成25年度県内市町平均 9.5%

○平成25年度決算数値 18.0% 平成26年度決算数値 17.4%

短期的には起債同意団体となる18%未満を定着させ、長期的には県内市町平均以下を目指します。

### (4) 将来負担比率（連結ベース）

○短期:200%未満 長期:県内市町平均以下 (参考)平成25年度県内市町平均 23.2%

○平成25年度決算数値 219.4% 平成26年度決算数値 206.9%

短期的には財政健全化に向けた選定団体の基準外となる200%未満を定着させ、長期的には県内市町平均以下を目指します。

### (5) 起債現在高（普通会計ベース）

○短期：標準財政規模比 300.0%以下      長期：県内市町平均以下

○平成25年度決算数値 370.0%      (参考)平成25年度県内市町平均 167.5%  
平成26年度決算数値 355.9%

短期的には H17 年度から H21 年度あたりの下降トレンドを踏まえ、標準財政規模比 300.0% 以下、長期的には県内市町平均以下を目指します。

### (6) 財政調整基金、減債基金現在高の確保

○短期：標準財政規模比 12.90%以上の確保      長期：県内市町平均以上

○平成25年度決算数値 12.94%      平成26年度決算数値 17.68%  
(参考)平成25年度県内市町平均 26.8%

災害などの緊急的な財政需要に充当、あるいは財源調整に使用する財政調整基金及び減債基金は、健全化に向けた財政運営の年度間調整を行いつつ、短期的には実質赤字比率の本市における早期健全化基準である標準財政規模比の 12.90%以上を確保し、長期的には県内市町平均以上を目指します。

## 3 市財政の安定に向けた運営方針の目標

### (1) 事業の新規・拡大にかかる方針

新規事業の実施や既存事業の拡大にあたっては、市民ニーズの度合いをはじめとした事業の必要性や財政負担の程度、費用対効果などを十分に検証するとともに、所期の目的を達成した、あるいは需要が乏しいと考えられる事業を廃止したうえで新たな事業の立ち上げなどを行う「スクラップ・アンド・ビルド」と、新規事業や既存事業の拡大を行う際に、あらかじめその達成目標と事業終期を設定する「サンセット方式」によることを原則として実施します。

また、第七次栗東市行政改革大綱の「プラス創造型改革」の理念を踏まえ、事業の実施主体等について幅広い検討を行うこととします。

なお、大きな財政負担を伴う事業の実施については、毎年策定する中長期財政見通しの中でその可否を十分に検討していくこととします。

### (2) 実質単年度収支の均衡

決算ベースでの実質単年度収支の赤字が数年続くことは、財政構造が財政調整基金からの繰入に頼った状態になっていると言えます。従って、今後の財政運営にあたっては、災害発生などの特段の事情が無い限り、3年を超えて連続して実質単年度収支の赤字が出ないことを目標とします。

### **(3) 国県等補助金や交付税措置のある起債の積極的活用**

投資的経費の財源については、国県の補助施策や経済対策（国の補正予算）などを積極的に活用するとともに、起債については、後年度の元利償還金にかかる一定部分の普通交付税での跳ね返りを念頭におき、交付税算入の手厚い起債の積極活用で市の財政負担を減らすこととします。

### **(4) プライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字継続**

本市にあつては、実質公債費比率や将来負担比率の低減に向け、ここ数年間においては実質的なプライマリーバランスの黒字（第三セクター等改革推進債の発行額を除く）を続けています。

今後においても、これを継続することを財政運営の基本としますが、投資的経費需要の年度間バランスにより臨時的に赤字となる場合があつたとしても、これが常態化することが無いよう、事業実施と起債発行額の平準化により、着実に起債残高の減少につながるよう取り組みます。

### **(5) 起債資金の安定的かつ低利での調達**

起債資金の調達にあつては、財政融資資金等公的資金の活用をはじめ、銀行等引受資金の借入についても、安定的に資金の確保を図るとともに、将来の財政運営への影響を最小限にできるようにその借入条件などについて十分検討を行います。

### **(6) 予算・決算をはじめとしたわかりやすい財政情報の公表**

法に基づく予算・決算情報の公表はもとより、予算の詳細概要や中長期的な財政の見通しなどについて、市民にわかりやすい資料を調製のうえ公表していくこととします。

### **(7) 高齢化及び人口減少社会への対応**

わが国の人口は、2008年の約1億2,808万人をピークに減少が始まっており、2110年の推計では、4,286万人にまで減少するとされています。また、全人口に占める65歳以上の老年人口の割合は、2010年の23.0%から2040年には36.1%、2110年では41.3%へと上昇し、急激に高齢化が進むと予測されています。

滋賀県においても、2014年10月に人口の対前年度比で減少に転ずるとともに、将来推計においても間もなく人口減少局面に入るとされています。

本市にあつては、2040年まで人口が伸び続けると推計されていますが、老年人口割合は2010年の15%が2040年では26%、2050年には29%まで上昇することが見込まれ、他団体と比較し、高齢化の進行が急速であると予測されています。

人口が及ぼす影響の一例として、人口と県内総生産（名目）との相関関係に示されているとおり、人口減少が地域経済の縮小や活力の低下を招く恐れがある一方で、高齢化の進行が介護・医療などの社会保障費をはじめとした行政需要の増加にもつながるものと考えられます。

このように、今後予測される人口減少・高齢化といった大きな構造の変化は、市の行財政運営に大きな影響を及ぼすことが予想されるため、長期的な視点による公共施設の最適化や予算配分の更なる選択と集中など、行財政運営のあり方を大きく見直す必要について深く認識をしておかなければなりません。

その一方で、本市においても、人口減少と地域経済縮小の克服のため「東京一極集中の是正」「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」「地域の特性に即した地域課題の解決」の3つの視点から取り組むこととされている地方創生について、平成27年度に取りまとめる「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」に基づく諸施策を国の交付金を確保しながら着実に実行していかなければなりません。

(参考) 平成26年度 しが統計レーダー報告会(第2回)資料:「滋賀県の人口の現状および将来推計について」

## 4 今後留意を必要とする点

### (1) 第三セクター等改革推進債や滋賀県市町振興資金借換債の元金償還増加

栗東市土地開発公社解散のために平成25年度で借り入れた「第三セクター等改革推進債」や財政健全化に向けて借り換えた「滋賀県市町振興資金借換債」は、下記の条件で借入していることから、平成28年度以降にその元金償還額が増加するため、それを見据えた基金残高の確保など、計画的な財政運営に努める必要があります。

#### ★第三セクター等改革推進債

借入年度：平成25年度

借入額：158億2,300万円

償還期間：30年(据置無し)

償還方法：元金均等、ただし最初の5年間は元金償還各3億円とする不均等償還

増加見込：平成30年度 +1億1,830万円 平成31年度以降 +2億2,366万円

#### ★滋賀県市町振興資金財政健全化借換債

借入年度：平成24年度～25年度

借入額：22億8,570万円

償還期間：15年(据置3年)

償還方法：元金均等

増加見込：平成28年度 +1,763万円 平成29年度以降 +1億9,048万円

### (2) 老朽施設等長寿命化への対応

建設・整備から長年が経過した公共施設や社会基盤について、その長寿命化等を目指して策定する「公共施設等総合管理計画」に基づく諸事業の実施については、今後の財政運営の状況を踏まえつつ、「公共施設等の除却債」などの活用も含めて、その方向性を検討していかなければなりません。

### **(3) 地方公会計制度への対応**

平成 29 年度までを目途として要請されている「統一的な基準による財務書類等の作成」については、地方公共団体の現金主義会計を補完する形での発生主義会計による財務書類等を整備し、財政運営や政策形成を行ううえでの基礎資料として活用することを目的としていることを踏まえ、これの確実な作成と具体的な利用について検討が必要です。

## ■用語解説

### ○維持補修費

地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費。修繕料。

### ○一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもの。地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、また、特別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならないこととされている。

### ○一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。

一般には、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金などを一般財源といい、特に、地方税、地方譲与税及び地方交付税をもって一般財源を代表させることが多い。

### ○基金現在高

特定の目的等のために地方公共団体が積み立てる基金（貯金）の残高。

### ○起債許可団体

市町村・特別区等が地方債を発行する場合には、都道府県知事に協議をしなければならないが、実質公債費比率が18%以上の団体、一定以上の実質赤字額を生じた団体は、早期是正措置を講ずるため、地方債発行にあたって都道府県知事の許可が必要となる。これが起債許可団体。

### ○起債現在高

これまでに発行した起債（借金）の残高。

### ○起債同意団体

平成18年度の起債許可制度から起債協議制度への移行により、それまでの国又は都道府県の許可に基づいて起債を借り入れていたものが、「協議」という手続きを経て借入を行うことができるようになった。この制度の中で、実質公債費比率が18%未満若しくは一定以上の実質赤字額が無い団体は、「同意」により起債を借り入れることができる起債同意団体となる。

### ○義務的経費

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費を言い、人件費・扶助費・公債費の3つの費目がこの経費とされている。

### ○銀行等引受資金

地方債資金のうち、金融機関等から借入などにより調達する資金をいう。

### ○経常収支比率

人件費・扶助費・維持補修費・公債費（起債の返済）などの経常的に支出する経費に対して、市税をはじめとした用途を制限されない経常的な収入がどれだけ充てられているかを見て、財政の弾力性を判断する指標。下記の計算式で求める。

$$\text{経常経費（支出）} \div \text{充当一般財源} \div \text{経常一般財源（収入）} \times 100$$

### ○経常的に支出する経費（経常的経費）

経常的経費は、年々持続して固定的に支出される経費を言い、おおまかには、人件費、物件費、維

持補修費、扶助費、補助費等及び公債費を経常的経費というがこれらの費目の中でも、臨時的な要因によって支出を行う臨時的経費も含まれる。

#### ○減債基金

公債費（起債の償還金）は、地方公共団体の歳入の減少等に関係なく支払わなければならない義務的経費であるため、これの増加が地方財政の弾力性を失わせ、市民サービスに影響を及ぼす懸念がある。このため、公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金の総称が減債基金。

#### ○公共施設最適化事業債

公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の集約化及び複合化事業に活用することができる起債。

#### ○公共施設等総合管理計画

平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 74 号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」で総務大臣より各地方公共団体あて策定が要請された計画。

地方公共団体における厳しい財政状況、今後の人口減少等を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画。

#### ○公共施設等の除却債

公共施設等管理計画に基づく公共施設等の除却に活用することができる起債。

#### ○公債費

起債の元金及び利子の償還金。

#### ○交付税措置のある起債

建設事業等を行うために借り入れた起債のうち、後年度にその元利償還金の一部が普通交付税算定の基準財政需要額に算入される起債。

（例）災害復旧事業債、学校教育施設等整備事業債、補正予算債、緊急防災・減債事業債など

#### ○財政健全化に向けた選定団体

財政健全化判断比率をはじめ、財政上の様々な指標が国の選定基準に該当する場合、その改善に向けた具体的な方策の聴き取り対象となる団体。

#### ○財政健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年度算定し、監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければならない比率。

#### ○財政健全化法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号）の略称。

財政健全化判断比率において毎年度の財政状況をチェックし、早期健全化基準と財政再生基準を超える地方公共団体には、それぞれ財政健全化計画、財政再生計画の策定・実施が義務づけられている。

#### ○財政再生団体

財政健全化判断比率のうち「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」のいずれかが

財政再生基準以上の団体。この場合は、財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに県知事を経由して総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。この同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の発行ができない。また、再生計画の実施状況を議会に報告し公表しなければならない。財政再生団体の財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣から予算の変更など必要な措置の勧告を受けることとする。

#### ○財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。

地方公共団体の財政は、経済状況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするものであり、このような予期できない収入減や支出増に備え、一定程度の積立（貯金）をしておくことが安定的な財政運営につながる。こうした主旨から設けている基金を財政調整基金と言う。

#### ○財政融資資金等公的資金

財政融資資金法に基づき、政府が調達し地方公共団体などの事業に供給される資金等の公的資金。

#### ○サンセット方式

行政の膨張と予算の硬直化を防ぐための縮減管理の有力な技法として、行政機関の設置や事業費の計上について終期を設定する方法。終期が到来すると新たな措置が講じられない限り、その事業は自動的に廃止される。

#### ○滋賀県市町振興資金借換債

栗東市の財政改革や土地開発公社の抜本的な改革を財政的な側面から支援するため、滋賀県において設けられた滋賀県市町振興資金の借換制度。これにより、同資金の低利への借換や年度ごとの償還額の平準化が図られた。

#### ○実質赤字比率

一般会計などの実質赤字が標準財政規模に占める割合。

#### ○実質公債費比率

一般会計などが負担する公債費（起債の返済）が標準財政規模に占める割合。

この比率が25%以上になると「早期健全化団体」に、35%以上になると「財政再生団体」になる。

この比率は、下記の計算式で求められる。

$(A+B)-(C+D)/(E-D)$ の算式で求めた数値の三カ年平均を用いる。

A:起債の元利償還金

B:歳出のうち元利償還金に準ずるもの

C:元利償還金に充てられる特定財源

D:普通交付税の基準財政需要額に算入された起債の元利償還金

E:標準財政規模

## ○将来負担比率

一般会計などが将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合。

この比率が350%以上になると「早期健全化団体」になる。(財政再生基準は制度としてない。)

この比率は、下記の計算式で求められる。

$$A \cdot (B+C+D) / E \cdot F$$

A:将来負担額

B:充当可能基金額

C:特定財源見込額

D:地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E:標準財政規模

F:元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

## ○スクラップ・アンド・ビルド（方式）

事業費の膨張を防ぐために、新規・拡大事業を計画する場合には、それに相当するだけの既存事業の廃止・縮減を必要とする考え方。時代的使命を終えた事業や費用対効果の低い事業を廃止（スクラップ）して、住民ニーズや費用対効果の高い事業に刷新・再構築（ビルド）することを基本とする。

## ○セーフティーネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。市民生活の様々な面に関わる安全網。

## ○早期健全化団体

財政健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに県知事へ報告する。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表する。さらに、早期健全化基準以上となった場合は、地方公共団体の長は外部監査を受けなければならない。

## ○第三セクター等改革推進債

地方財政法に規定されている第三セクターなどの抜本的な改革に必要な一定の経費に充てる地方債の特例規定に基づき「地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合」に発行が認められる地方債。栗東市にあつては、これを活用して栗東市土地開発公社の解散を行った。

## ○定性的目標

性質、特性などを用いた目標。

## ○定量的目標

具体的な量、数値を用いた目標。

## ○投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費。普通建設事業費、災害復旧事業費などがあげられる。

## ○標準財政規模

地方公共団体の一般財源（使途が特定されていない財源）の標準規模を示すもので、税収入・各種譲与税・県税交付金などで構成される。

この内容は、下記の計算式で求められる。

$$[A-(B+C)] \times 100/75+(B+C)+D$$

A:基準財政収入額

B:地方譲与税

C:交通安全対策特別交付金

D:普通交付税

## ○扶助費

主に社会保障、福祉的な扶助経費として被扶助者に支出される経費など。

人件費、公債費とともに義務的経費に属している。近年、この経費の伸びが著しい。

## ○普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。一般会計及び特定の場合に設置される特別会計によって構成される。

（栗東市の場合：一般会計、土地取得特別会計、墓地公園特別会計、栗東駅前土地区画整理事業特別会計、栗東新都心土地区画整理事業特別会計）

## ○普通交付税

地方交付税制度は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整するとともに、全国どこに住んでいる人にも、標準的な行政サービスを提供できるよう、地方公共団体の財源を保障する制度。

地方交付税の総額は、所得税をはじめとした国税 5 税の一定割合と地方法人税の全額を基本とし、普通交付税は地方交付税総額の 96%となっている。

個々の地方公共団体の普通交付税の額は、基準財政需要額（統一的な計算方法で求めた各団体の標準的な行政サービスを提供するための財政需要）から、基準財政収入額（標準的な税収見込み額等の一定割合）を除いた額をもとに決定される。

## ○普通交付税の不交付団体

基準財政需要額が基準財政収入額を下回ることにより、普通交付税が交付されない団体。

## ○プライマリーバランス

一般的に言われるプライマリーバランスは、「公債の利払い費と元金償還費を除いた歳出と、起債借入収入を除いた歳入のバランスを見るもの」とされており、言い換えれば、単年度における起債元利償還額と起債借入額とのバランスで計算されているが、本市においては起債残高を確実に減らしていくために、一般的に言われるものよりも厳しい条件として、起債元金償還額と起債借入額とのバランスで計算をしている。

（計算式）単年度における起債の元金償還額－起債借入額

上記の算式数値がプラスであれば、プライマリーバランスは黒字ということになり、年度末の起債現在高が減少している状態となる。

## ○プラス創造型改革

栗東市第七次行政改革大綱に謳われた新たな改革手法。

従来までの「抑制型」の改革だけでなく、「新しい公共」「地域資源の有効活用」「企業や大学等との連携交流等による新たな価値観」などを創造する公共領域の再構築に向けた改革。

## ○栗東市土地開発公社

栗東市土地開発公社は、平成4年4月、栗東市総合計画の推進に必要な公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とし、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、栗東市の全額出資により設立された。

しかし、新幹線新駅設置事業の中止により、その経営環境が極めて厳しい状況に陥ったため、栗東市による第三セクター等改革推進債の活用により平成25年度末をもって解散した。

## ○類似団体

人口と産業構造の2要素の組み合わせによって、地方公共団体をいくつかの類型に分類した中で、同一類型にいる団体。

## ○連結実質赤字比率

一般会計等に全公営企業会計を含めた全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合。

栗東市立学校給食共同調理場建設基本構想・基本計画(案)  
に対する意見募集結果について

市では、栗東市立学校給食共同調理場建設基本構想・基本計画の策定にかかる、パブリックコメントを実施しました。その結果ならびにいただいた意見の概要とそれに対する市の考え方をお知らせします。

【意見募集の概要】

- 1 案件名 栗東市立学校給食共同調理場建設基本構想・基本計画(案)
- 2 意見提出期間 平成27年5月19日(火)～6月18日(木)
- 3 意見募集の周知 広報りっとう、市ホームページ等
- 4 閲覧場所 市ホームページ、教育総務課窓口、市役所1階情報公開コーナー、各コミュニティセンター
- 5 意見の提出方法 郵送、持参、ファックス、電子メール

【意見募集の結果】

- 1 意見の件数等 2件(1人) 郵送
- 2 意見の概要と市の考え方、対応は以下のとおりです。

意見番号	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応
1	基本構想・基本計画(案) 29ページ 基本方針6 循環型社会の実現や省エネルギー化に取り組む施設のなかで、省エネ機器の導入等を検討について	省エネやCO2の削減に取り組むことは大変評価できますが、コストの観点で取り組む姿勢がこの案の中では窺えません。共同調理場は、建設後に市が何十年も運営していく施設であり、財政が危機的な状況の中、初期の費用だけでなく、ライフサイクルコストの低減に向けた施設形成・運営方法の導入を積極的に計画の中に盛り込み、市民の不安を少しでも解消するべきであると考えますがいかがでしょうか。	ライフサイクルコストの低減に向けた取組みはご意見の通り必須と考えています。この内容については基本構想の30頁「基本方針9 効率化による運営コストの削減」の中で施設方式、運営方式による効率的な運営等でのコスト削減に取り組むとしており、この方針を基に計画書58頁4 概算事業費の試算ではライフサイクルコストの見込額を掲げています。なお、この低減に向けては今後の基本設計や実施設計の中で検討するとともに、民間事業者に委託する場合は民間事業者からも積極的にコスト低減の提案を受ける予定としております。	計画案の修正はしない。

意見 番号	項 目	意 見 の 概 要	意見に対する市の考え方	対 応
2	基本構想・基本計画(案) 50 ページ ⑥地域防災機能の中の「炊き出しに対応するための導入設備の比較【参考】」について	<p>「電気・ガスのいずれかの供給が可能であれば調理は可能。」とありますが、換気扇が動かない場合や照明が点かない場合、室内での調理は安全上の観点から避けるべきです。(ガス会社のホームページでも記載されています)。この点を踏まえると、地域防災機能を考える上で、自家発電の導入か、移動式の災害用調理機器による屋外での炊き出しのどちらかになると考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>災害時等の際の機能としましては、自家発電については導入コストが高く、維持管理費も必要となるため「移動式の災害用煮焚釜」の導入を掲げています。(文頭の四角枠内に記載済)</p> <p>またご意見は比較表内に対するものですが、電気釜とガス釜の併用の場合におけるデメリットの記述を修正いたします。</p>	<p>計画案を修正する。 (修正前) 電気・ガスの両方が供給停止した場合や、<u>調理室が損傷した場合</u>、調理は不可能。 (修正後) 電気・ガスの両方が供給停止した場合や、<u>調理室の調理機器や換気扇、照明等が損傷した場合</u>、調理は不可能。</p>

⑤環境保全機能 (「栗東市立学校給食共同調理場建設基本構想・基本計画」より抜粋)

「食品工場」として、学校給食共同調理場が周辺環境に配慮していくための機能。

【除害施設・緩衝緑地の導入】

- ・周辺環境に十分配慮し、除害施設や緩衝緑地などを導入することで臭気・騒音・汚水等が周辺環境に拡散しないような措置を講じる。

⑥地域防災機能（炊き出し機能・食糧備蓄機能）

地域の防災力の向上や安定的な施設の稼働・運営を実施していくための機能。

- ・「栗東市地域防災計画」に基づき、学校給食共同調理場が災害時における食糧供給拠点として機能できるように、非常食等が保存できる防災備蓄倉庫を設置するとともに、LP ガスを使用した炊き出しが行えるよう、移動式の災害用煮炊き釜を導入し、地域の防災機能の向上を図る。
- ・建築構造体、非構造体、設備等は国土交通省の「官庁施設の総合耐震計画基準」に従い、耐震性の確保を図る。

■炊き出しに対応するための導入設備の比較【参考】

	非常用発電装置の設置による電気釜の使用	災害用煮炊き釜の導入（移動式）	電気釜とガス釜の併用
熱源	電気	LP ガス	都市ガス又は電気
調理能力	学校給食共同調理場に非常用発電装置を設置することで、停電時、ガス停止時でも通常使用する調理設備による炊き出しが可能。	通常の調理設備とは別に災害時専用の煮炊き釜とLP ガスを備えることで、停電時やガス停止時でも炊き出しが可能。	通常使用する調理設備の使用熱源を電気とガスの併用とする。停電時にはガス釜、ガス停止時は電気釜を使用した調理が可能。
メリット	電気・ガスの両方が供給停止した場合も、調理が可能。	電気・ガス両方の供給が停止した場合や建物が損傷した場合において、炊き出しが可能。	電気又はガスのいずれかの供給が可能であれば調理は可能。
デメリット	導入コストが高く、多大な維持管理費が必要。また、通常使用する調理設備の使用熱源が電気となる。	通常時に煮炊き釜を収納するスペースが必要であるとともに、LP ガスの安全な管理が必要。	電気・ガスの両方が供給停止した場合や、調理室の調理機器や換気扇、照明等が損傷した場合、調理は不可能。

⑦付帯機能（駐車場・駐輪場などの屋外施設）

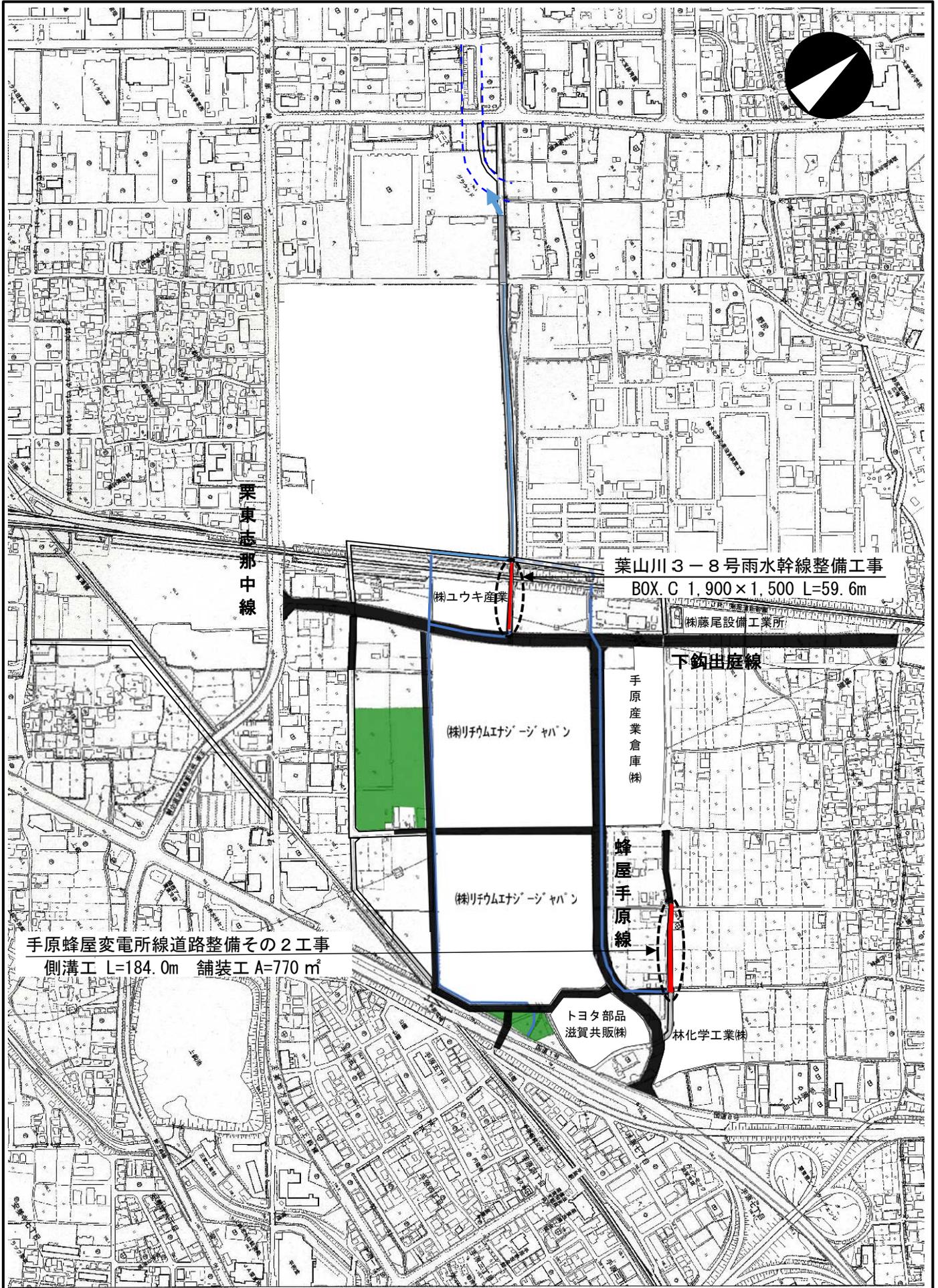
駐車場や駐輪場など施設外の外構部分の必要機能

付帯機能については、設計段階で詳細に検討することとし、基本的な考え方等については、施設の配置計画の検討（後述）で整理する。



# 後継プラン進捗状況

総合調整会議資料  
平成 27 年 8 月 4 日



# 栗東市・大津市水道技術協力に関する連携協定

栗東市（以下「甲」という。）と大津市（以下「乙」という。）は、水道事業に係る技術的業務の連携を推進するため、以下のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が水道事業に係る技術的業務の連携を強化し、相互補完による相乗効果を発揮させることで、甲及び乙の水道事業の信頼度を高め円滑に運営することを目的とする。

## （連携の内容及び範囲）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するための具体的な連携については、個別に協議のうえ、その内容を決定する。なお、甲及び乙は、協議の前提として連携推進のための積極的な意見交換を行うように努めることを確認する。

2 前項の協議により必要とされた場合は、別途、甲乙間で、連携の具体的内容、期間、方法及び費用負担等について個別の協定又は覚書を締結する。

3 甲及び乙は、本協定に基づく業務がそれぞれの対外活動に制約を生じさせるものでないことを相互に確認する。

## （情報開示）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき相手側より開示を受け又は知り得た情報について、相手側の事前承諾なく第三者に開示・漏洩し又は本協定の目的以外の利用をしてはならない。ただし、法令により開示を求められたものはこの限りでない。

## （連絡担当）

第4条 本協定に基づく連携協議の事務局は、甲は上下水道事業所上下水道課とし、乙は企業局水道ガス部水道計画管理課とする。ただし、本協定締結後、機構改革等により組織名等変更になった場合は、実質的に業務を継承する部署を事務局とする。

## （協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は一年間更新され、その後も同様とする。

## （その他）

第6条 本協定に関して協議が必要な事項が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

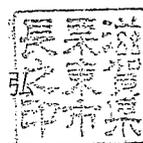
平成27年 7月 7日

栗東市安養寺一丁目13番33号

甲 栗東市

市長

野村 昌

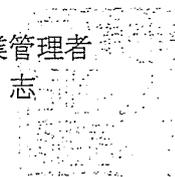


大津市御陵町3番1号

乙 大津市

大津市公営企業管理者

山本 博志



# 栗東市・大津市水質検査協力に関する実施協定

栗東市（以下「甲」という。）と大津市（以下「乙」という。）は、平成27年7月7日付で締結した「栗東市・大津市水道技術協力に関する連携協定」第2条第2項の規定に基づき、甲の水質検査に係る業務に関し、次のとおり実施協定を締結する。

## （目的）

第1条 本実施協定は、甲の水質検査に係る業務に関し、これを乙に委託することにより、その円滑な推進を図ることを目的とする。

## （水質検査項目及び水質検査件数）

第2条 水質検査項目及び水質検査件数は、甲乙協議により別に定める。

## （事務局）

第3条 本実施協定に基づく事務局は、甲は上下水道事業所上下水道課とし、乙は企業局水道ガス部浄水管理センター水質管理課とする。ただし、本実施協定締結後、機構改革により組織名等変更になった場合は、実質的に業務を継承する部署を事務局とする。

## （水質検査契約）

第4条 甲及び乙は、本実施協定を実施するため、第2条に掲げる業務の具体的内容、費用その他必要な事項について水質検査業務委託契約を締結するものとする。

## （協定期間）

第5条 本実施協定に基づく業務の協定期間は、平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は一年間更新され、その後も同様とする。

## （費用負担）

第6条 水質検査に係る業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

## （本実施協定の効力）

第7条 本実施協定は、本実施協定に基づくすべての水質検査業務委託契約がその効力を有する期間において効力を有する。

## （その他）

第8条 本実施協定に関して協議が必要な事項が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議を行うものとする。

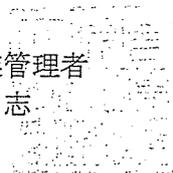
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年 7月 7日

栗東市安養寺一丁目13番33号  
甲 栗東市  
市長  
野村 昌



大津市御陵町3番1号  
乙 大津市  
大津市公営企業管理者  
山本 博志



平成 28 年度  
予算ならびに施策に  
対する要望事項



栗 東 市

平成 27 年 8 月

— 目次 —

No	要 望 事 項	区分	県 所 管	頁
1	災害被災者の生活再建支援にかかる制度の拡充等見直しについて 【重点要望】	(継続)	知事直轄組織	1
2	新駅問題の早期解決について 【重点要望】	(継続)	総合政策部	2
3	新駅問題（後継プラン）の取り組みについて 【重点要望】	(継続)	総合政策部、琵琶湖環境部 商工観光労働部、土木交通部	4
4	滋賀県市町振興資金による財政支援について	(継続)	総務部	6
5	公共投資の地方負担低減につながる財政支援について	(継続)	総務部	7
6	地方創生における交付金の確保等について 【重点要望】	(新規)	総務部	8
7	産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について 【重点要望】	(継続)	琵琶湖環境部	9
8	獣被害防止対策と交付金事業の充実について	(継続)	琵琶湖環境部 農政水産部	10
9	守山栗東雨水幹線の事業促進について	(継続)	琵琶湖環境部	11
10	国民健康保険税（料）の全県統一等について 【重点要望】	(継続)	健康医療福祉部	12
11	強度行動障がい者の処遇改善について	(継続)	健康医療福祉部	13
12	地域生活支援事業の国、県補助額の適正化について	(継続)	健康医療福祉部	14
13	バスでの胃がん検診時における医師の同席について	(継続)	健康医療福祉部	15
14	介護保険事業の財源確保と必要な財政措置について	(継続)	健康医療福祉部	16
15	一級河川の改良事業等促進について 【重点要望】	(継続)	土木交通部	17
16	野洲川改修事業の促進等について 【重点要望】	(継続)	土木交通部	19
17	野洲川管理用道路の整備について	(継続)	土木交通部	20
18	国道バイパスに関する事業促進について 【重点要望】	(継続)	土木交通部 警察本部	21
19	国道等（1号・8号、栗東第二IC）の合流箇所における歩道整備について	(継続)	土木交通部	22
20	県施行による都市計画道路等の事業促進について 【重点要望】	(継続)	土木交通部	23
21	都市計画道路事業費の確保について	(継続)	土木交通部	25
22	道路局国庫補助事業費の確保について	(継続)	土木交通部	26
23	急傾斜地崩壊対策事業の早期完成について	(継続)	土木交通部	28
24	急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の要件緩和について 【重点要望】	(新規)	土木交通部	31
25	観音寺地先の砂防えん堤事業について	(継続)	土木交通部	32
26	コミュニティバス運行対策費補助金制度の見直しについて 【重点要望】	(継続)	土木交通部	34
27	JR在来線（琵琶湖線・草津線）の整備について 【重点要望】	(継続)	土木交通部	35
28	公立学校施設大規模改造事業に対する国の財政的支援の堅持について 【重点要望】	(継続)	教育委員会	36
29	特別支援教育加配教員の配置について 【重点要望】	(継続)	教育委員会	37
30	栗東警察署の設置について	(継続)	警察本部	38
31	警察官の増員配置について	(継続)	警察本部	39

**【知事直轄組織】****1. 災害被災者の生活再建支援にかかる制度の拡充等見直しについて****〔現状と課題〕**

災害により被害を受けた被災者が、速やかに復旧を行い安定した生活を取り戻すために、被災者生活再建に係る支援制度の拡充が必要です。

**〔要望内容〕**

被災者生活再建支援法に基づく支援制度において、その適用要件の緩和や拡大による生活再建支援の充実について、特段の配慮をお願いします。

(担当 市民部 危機管理課)

【総合政策部】

**2. 新駅問題の早期解決について**

〔現状と課題〕

平成19年、新幹線新駅中止が決定されて以降、県としては、新幹線新駅中止に起因した地元地権者への対応や市への財政支援等に取り組んでいただいておりますが、平成24年8月の新駅発言をはじめとする知事や県の地権者に対する配慮不足や説明責任、また、市との連携姿勢等に対して、市民・地域・地権者の不信・不満は今なおあります。

新駅問題にかかる諸問題の一日も早い解決と、まちづくり基本構想(以下、「後継プラン」という。)の完遂に向け、県にはこれまでの経緯をふまえ、適切な役割分担のもと、相互に連携協力を図りながら一層積極的、かつ主体的に取り組まれる姿勢が望まれています。

〔要望内容〕

**1. 主体的な取り組みについて**

知事から市長に出された平成24年12月27日付け「新幹線新駅問題に係る今後の取り組みについて」の文書内容の確実な実行により、後継プランの早期完遂を目指し、滋賀県・栗東市新幹線新駅問題対策協議会および検討ワーキング、県市定例会議において、市と共に考え、提案し、引き続き積極的な姿勢をもって、主体的に取り組まれるよう、特段の配慮をお願いします。

**2. 県職員の専従配置について**

平成23年4月より専従配置されていますが、地権者をはじめとする関係者の意向把握や県・市の連携した動きは継続して必要となることから、新幹線新駅中止に係る諸課題の全てが解決されるまでは、専従配置の継続により県の責任を果たされ、市と共に事業推進に取り組まれるよう、継続した専従について、特段の配慮をお願いします。

**3. 財政的負担について**

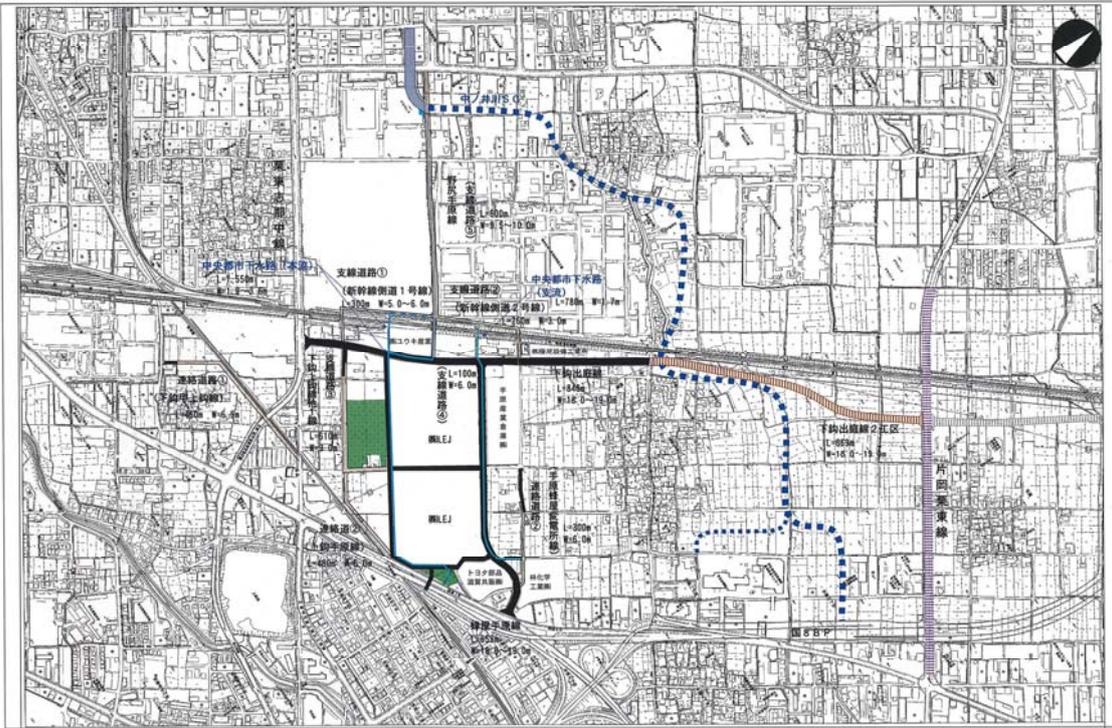
県から市への財政上の対応について、平成21年3月27日に締結した基本合意書、平成24年12月27日付け「新幹線新駅問題に係る今後の取り組みについて」および平成26年3月17日の変更覚書に基づき、今後も後継プランの事業完遂に向け、誠意ある支援を確実に行うよう、特段の配慮をお願いします。

**4. 旧市土地開発公社用地に係る問題の解決について**

後継プランの具現化を進める中で、新幹線新駅中止および土地区画整理事業の廃止により、事業目的を失った旧市土地開発公社所有地については、活用や事業化あるいは処分について円滑に進められるよう、具体的な支援に特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕

まちづくり基本構想（後継プラン） 位置図



(担当 建設部 地域まちづくり課)

【総合政策部】【琵琶湖環境部】【商工観光労働部】【土木交通部】

### 3. 新駅問題（後継プラン）の取り組みについて

#### 〔現状と課題〕

滋賀県と本市は、平成21年10月末に新幹線新駅に代わる新たなまちづくりとして、まちづくり基本構想（以下、「後継プラン」という。）を作成し、地域・地権者に対し、短期での基盤整備実施、企業立地促進、また地域のまちづくり計画の策定について、積極的に取り組んでいくと約束してきました。

また、当該地域は、滋賀県南部地域振興プランに特別プロジェクトとして位置づけ、広域的見地からの都市的発展を図るため、基盤整備の推進、企業立地の促進を積極的に行い、地域づくりを行うことが掲げられています。以来、5年が経過しましたが、各事業の実施に取り組む中で、諸課題は山積しており、県はその責任と役割に基づき、財政的負担・支援だけではなく、関連する事業の具体的な対応など、一層積極的かつ主体的な取組みが求められています。

#### 〔要望内容〕

##### 1. 地域のまちづくりについて

地元および地権者は新駅中止、新都心土地区画整理事業廃止により、後継プランの早期実現を望まれています。平成24年度には地区担当を配置し、情報発信や企業からの進出相談などに対応していますが、立地が思うようには進まず地権者にはまだまだ不満が残っています。早期対応は、後継プランの全地権者対象説明会時に、知事自ら約束した内容です。よって、政策変更に対応する責任の重要性に鑑み、後継プランの早期実現に向けた主体的な対応姿勢について、特段の配意をお願いします。

##### 2. 基盤整備について

後継プランに係る基盤整備について、社会資本整備総合交付金事業の採択を受け整備を進めていますが、要望額に対し内示額は大きく下回り、短期で実施することが困難になる恐れがあります。ついては、事業促進が円滑に図れるように国費補助にかかる予算確保等の総合的な支援について、特段の配意をお願いします。

##### 3. 関連する県事業について

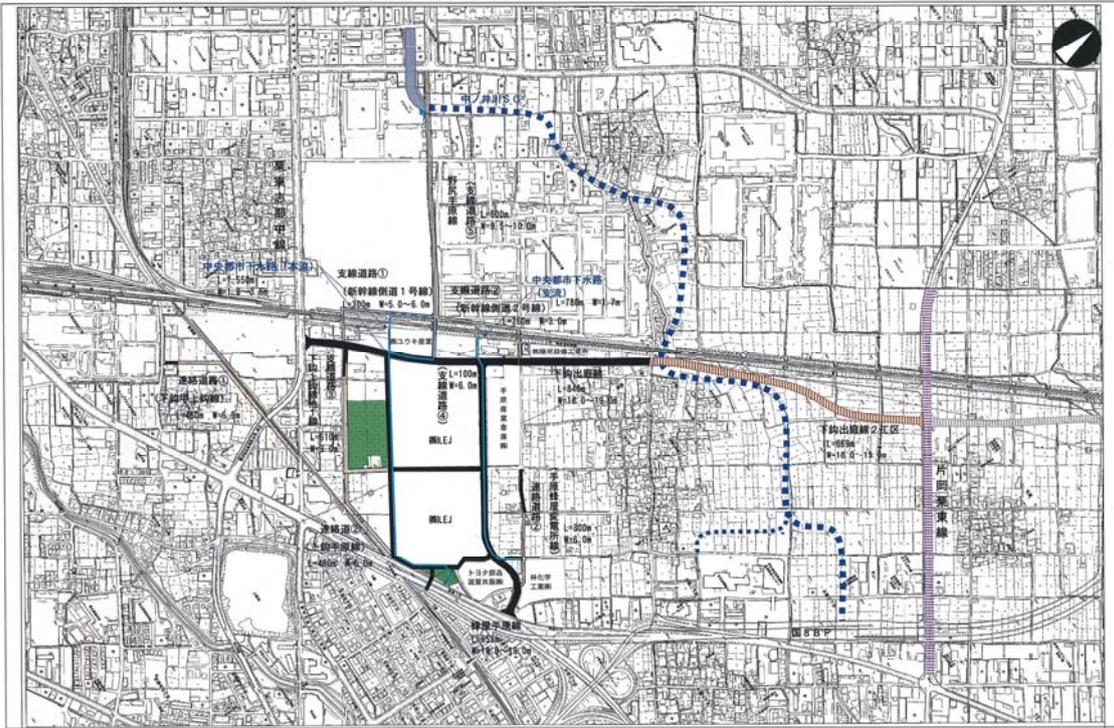
後継プランに明記した各種事業の確実な実施、ならびにその効果を最大限に活かしていくため、関連する県事業（中ノ井川ショートカット事業、主要地方道栗東志那中線、県道片岡栗東線）の着実な実施をいただくよう、引き続き特段の配意をお願いします。

##### 4. 企業立地促進施策について

単に既存の制度の活用だけではなく、「環境立県滋賀」として県独自の施策の創設や新駅問題特定プロジェクト対策室をワンストップとした商労部局等との連携を密にし、企業誘致推進室職員を兼務されていることを有効に生かし積極的な対応をいただくよう、特段の配意をお願いします。

〔図面・写真等〕

まちづくり基本構想（後継プラン） 位置図



(担当 建設部 地域まちづくり課)

**【総務部】****4. 滋賀県市町振興資金による財政支援について****〔現状と課題〕**

本市においては、景気低迷による税収の減少や新幹線新駅中止による負の影響などにより、平成19年度以降、大幅な収支不均衡が生じたことから、「財政再構築プログラム」や「(新) 集中改革プラン」といった数次にわたる行財政改革を実施してきました。

また、これと併せて、栗東市土地開発公社の抜本的改革を進め、第三セクター等改革推進債の発行により、同公社を解散しました。

こうした中で、滋賀県におかれては、県内市町に資金貸付を行う「滋賀県市町振興資金」に、財政健全化貸付制度を創設され、本市への財政支援をいただいたところです。

本市においては、行財政改革の効果は、ほぼ予定どおり達成しているものの、今後もその効果を維持し、平成30年度での財政健全化の達成に向けた取り組みを引き続き進めていく必要があります。また、厳しい中にあっても社会経済情勢の変化や市民ニーズに応えるための施策を実施するにあたり、これに対応し得る財源確保が必要となります。

**〔要望内容〕**

本市においては、財政健全化に向けた行財政の諸改革に取り組んでいますが、まだまだ、厳しい財政状況に変わりはありません。

このことから、低利かつ安定的な資金貸付をいただける市町振興資金貸付制度を、今後も維持・継続していただき、積極的な財政支援を講じていただけるよう引き続き特段のご配慮をお願いします。

(担当 政策推進部 財政課)

【総務部】

**5. 公共投資の地方負担低減につながる財政支援について****〔現状と課題〕**

本市においては、厳しい財政事情を踏まえ、様々な行財政改革の実施による財政の健全化に努めているところです。

国内景気の動向も回復基調とされているものの、政府が打ち出されている景気回復策の好影響が地方レベルにまで浸透してくるのには、今少しの時間を要するのではないかと考えています。

こうした中で過年度、国の経済対策に関し追加された公共投資の地方負担に充てる「地域の元気臨時交付金」や「がんばる地域交付金」は、経費の使途が幅広であると同時に、地方負担の低減にもつながりました。

これにより、当該交付金は、本市の既存の予算枠内では実施できなかった事業の実現に大きく寄与し、併せて、緊急経済対策における公共投資の円滑な実施に非常に有効であったものです。

**〔要望内容〕**

本市においては、財政健全化に向けた行財政の諸改革に取り組んでいますが、まだまだ、厳しい財政状況に変わりはありません。

財政上の制約から実施できていない公共施設等の整備について、上記のような交付金制度を引き続いて導入されることは、公共投資にかかる地方負担の低減による施設整備の実現とともに、地方経済への景気対策・貢献の観点からもより有効なものと考えており、地方に対するそうした財政支援措置をさらに講じていただきたく、引き続き特段の配慮をお願いします。

(担当 政策推進部 財政課)

【総合政策部】【総務部】

## 6. 地方創生における交付金の確保等について

### 〔現状と課題〕

本市の人口は、2040年までは緩やかに増加していくものの、年少人口（0歳～14歳）は2015年をピークに、また、生産年齢人口（15歳～64歳）は2030年をピークに減少に転じると推計され、一方、高齢者人口（65歳以上）は2040年まで一貫して増加を続け全体人口に対し26.2%を占めると推計されており、急激な高齢化の進行が社会経済の構造を変化させ、地域活力を低下させる重要な課題となります。

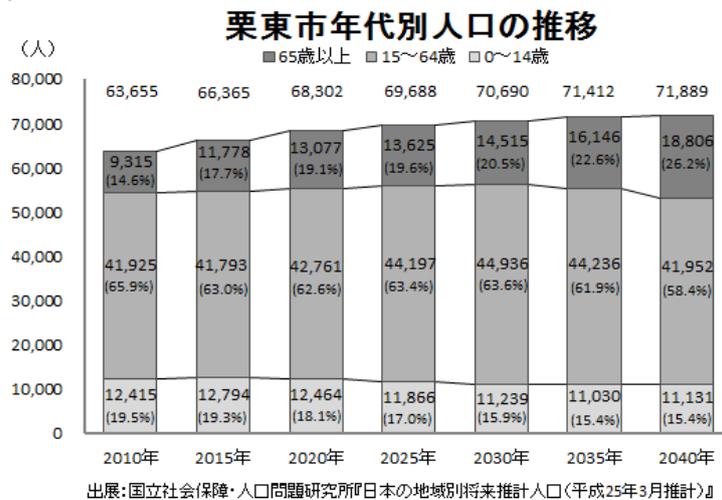
国では、9月に、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指し、長期ビジョンや総合戦略を取りまとめ、従来とは次元の異なる大胆な政策を実行していくものとされていますが、即効性のある施策と効果が緩やかに表れる施策とがあり、中長期的な取り組みを行うことが必要であると考えられます。

また、地域によって人口動態の自然減・社会減の影響度は異なるため、地方自治体の自主的な取り組みを効率的、効果的に推進するためには、地域の主体的かつ弾力的な取り組みを継続して行う必要があります。総合戦略期間である5か年の予算確保をはじめ、地方自治体の財源確保が必要となります。

### 〔要望内容〕

地方創生と人口減少の克服を総合的に推進するにあたり、地域の主体的かつ弾力的な取り組みを継続して行うため、地方創生の交付金については、自由度の高いものとし、総額を確保いただくとともに、地方財政計画において、地方一般財源の総額確保を含め、地方創生関連事業に対する十分な財源の継続確保をいただくよう、特段の配慮をお願いします。

### 〔図面・写真等〕



(担当 政策推進部 元気創造政策課)

【琵琶湖環境部】

7. 産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について

〔現状と課題〕

R D最終処分場問題は、発生から15年が経過し、現在まで周辺住民をはじめ市民県民は、生活環境への影響などに対し不安を抱えています。そのような中、平成24年度には周辺自治会の同意を得た一次対策工事が実施され、問題解決に向け大きく前進しました。

また平成24年10月には、二次対策工事の実施に当たっての協定書および確認書が、県と周辺自治会との間で締結され、平成25年度より二次対策工事が実施されております。

しかし、その工事期間は影響確認のため随時行われている浸透水および地下水モニタリング調査期間も含め、長期間となります。

このようなことから、地下水汚染の防止および市民の不安解消と安全安心のためにも、示されたスケジュールどおり、着実な対策工事が実施されるとともに、期間中の周辺環境対策についても確実な実施が求められております。

〔要望内容〕

地下水汚染拡散の防止および市民の安全安心の確保のため、R D最終処分場の二次対策工事を、地元住民・市との連携、情報共有を図りながら、工事実施に伴う不測の事態にも対処され、年次計画どおり円滑かつ確実に進め、早期の完了により周辺住民の方々が安心して暮らせるよう、特段の配慮をお願いします。

また、最終処分場跡地利用についても地元住民の意見が反映され、工事完了後速やかに有効に活用されるよう、特段の配慮をお願いします。

(担当 環境経済部 環境政策課)

【琵琶湖環境部】【農政水産部】

**8. 獣被害防止対策と交付金事業の充実について****〔現状と課題〕**

農林業分野において、獣被害の拡大が生産意欲の低下、耕作放棄地の増加等深刻な問題となっています。本市では、国の緊急経済対策による緊急捕獲対策を活用し、「栗東市鳥獣被害防止計画」を策定し、地域との連携で防護柵・電気柵の設置による被害拡大防止策や、箱ワナによる有害鳥獣の捕獲等に取り組んでいます。

しかし、有害鳥獣の行動範囲は市域をまたぐことから、各市での取り組みだけでは捕獲数の増加に限界が生じており、県域での取り組みが必要であると考えます。

**〔要望内容〕**

西部・南部地域の4市で広域的な地域協議会を設立し、有害獣の生息場所や移動等の情報共有に努めるとともに、技術交流による先進的な捕獲・防護設備の整備を実施してきましたが、市域をまたがる被害については、県主体による対策を講じるなど特段の配慮をお願いします。

また、「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」の継続的な予算確保と更なる予算の充実について、特段の配慮をお願いします。

(担当 環境経済部 農林課)

## 継 続

### 【琵琶湖環境部】

## 9. 守山栗東雨水幹線の事業促進について

### 〔現状と課題〕

守山栗東雨水幹線事業において、守山市三宅町から栗東市出庭（宅屋地先）（全計画延長 4,833m のうち約 3,825m）まで事業が完了し、栗東市域の雨水流入が可能となったことから本市として平成 27 年度に接続工事に着手し、浸水区域解消を図ります。

しかし、未だ浸水被害が続く出庭清水ヶ丘周辺での被害解消に向け、上流部の出庭工区管渠工事（約 1,008m）の早期完成を強く求められています。

出庭清水ヶ丘周辺での浸水被害の早期解消には、最上流部の出庭工区管渠工事の完成が必要不可欠であり、課題であった埋設ルートにつきましても都市計画決定の変更告示が平成 27 年 3 月 30 日にされ、野洲栗東バイパス道路へ決定したことから、平成 28 年度の工事着手に向け、詳細設計および調査業務を進めていただく必要があります。

### 〔要望内容〕

出庭工区管渠工事については、地元自治会をはじめ関係機関との十分な協議、調整を図るなかで、全線を早期に完了いただくよう特段の配慮をお願いいたします。

### 〔図面・写真等〕



（担当 上下水道事業所 上下水道課）

【健康医療福祉部】

10. 国民健康保険税(料)の全県統一等について

〔現状と課題〕

国において、平成24年から平成25年度に開催された「社会保障制度改革国民会議」の報告を踏まえ、平成25年12月5日に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（「プログラム法」）が成立し、市町村の国民健康保険の財政運営を平成30年度に都道府県へ移管することを柱とする医療保険制度改革関連法案が、平成27年通常国会に提出され、審議されています。

国の動きと相まって、滋賀県においては「滋賀県国民健康保険広域化等協議会」において具体的な検討がなされたところですが、保険税(料)のあり方については大変重要な検討項目であり、保険者が県全域で統一されることを踏まえ、公平性の観点から、75歳以上の方が対象の後期高齢者医療制度と同様に、国民健康保険の保険税(料)についても全県統一であるべきと考えます。

特に滋賀県は、各市町別の一人当たりの医療費の格差が、1.2倍と全国で最も少ないにもかかわらず、保険税(料)の格差は1.7倍になっています。医療を受ける機会がほぼ均一である滋賀県は、全国の都道府県の中でも最も早期に統一保険税(料)を実現できる県であると言えます。

前出の滋賀県設置の「滋賀県国民健康保険広域化等協議会」が平成25年3月に作成された「滋賀県の市町国保広域化に関する報告書」においても、「全県で保険料率を統一する必要がある。」とされています。

本市は、被保険者1人あたりの平均の基準総所得が高く、国、および滋賀県の「財政調整交付金」算定の減額要因となり、交付金額が他市町より大幅に少なくなっており、これが本市の国保財政を逼迫させる主な原因になっています。

その結果、保険税率の引き上げを余儀なくされ、1人当たりの医療費は少ないにもかかわらず、保険税額は県内で1番高くなっています。

この過度な財政調整による不公平な保険料(税)格差を是正し、低中所得者層の保険税負担を緩和し、安定した国保財政運営を行うために、全県統一保険税(料)の実施までの間は、「財政調整交付金」の算定方法の見直しが必要であると考えます。

〔要望内容〕

国において、平成30年度実施を目途とされている、国民健康保険運営の都道府県化にあたり、公平性の観点から、早期に統一保険税(料)を実現するよう、特段の配慮をお願いします。

また、都道府県化までの間、本市の国保財政を悪化させる原因となっている、国・県の「財政調整交付金」の見直しについて、特段の配慮をお願いします。

(担当 健康福祉部 保険年金課)

**【健康医療福祉部】**

**11. 強度行動障がい者の処遇改善について**

**〔現状と課題〕**

強度行動障がい者の日中受け入れについては、事業者が対応を行っています。

本市の利用者は、平成26年度は県の「強度行動障害者通所特別支援事業費」を利用することができず、また、平成27年度に制度が一部見直されましたが、利用することができないため、「栗東市強度行動障害者通所特別支援事業実施要綱」を改正し、市の事業として実施しております。

強度行動障がい者の処遇の改善を図るためには、継続して利用できる制度である必要があります。

**〔要望内容〕**

強度行動障がい者が、日中支援事業所において安心して、安定したサービスが受けられるよう「強度行動障害者通所特別支援事業」における3年間の支援期間の見直しをしていただき、県の補助制度の継続について、特段の配慮をお願いします。

(担当 健康福祉部 障がい福祉課)

## 継 続

### 【健康医療福祉部】

## 12. 地域生活支援事業の国・県補助額の適正化について

### 〔現状と課題〕

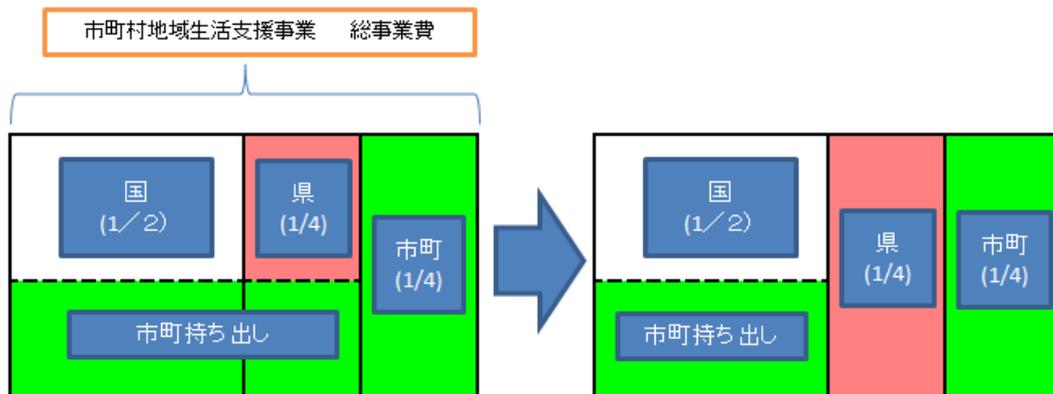
市町地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、各市町の柔軟な形態により事業を効果的・効率的に行うこととされていますが、地域生活支援事業の中には必須事業の利用拡大や、地域の特性や利用者の状況に応じた事業の実施を進める上で、財源確保の課題があります。

国の補助基準額は平成25年度当初内示では前年比1割減、平成26年度当初内示では前年同額で推移しており、実績報告時においても各年度の市の実施事業費を大きく下回っています。

県費についても国の補助基本額を根拠としており、国費・県費補助ともに事業費に見合う補助が得られない状況が続いており、支援事業の財源確保に苦慮しています。

### 〔要望内容〕

市町地域生活支援事業にかかる十分な財源確保ができるように、実施事業費に見合う補助基準額を設定いただくとともに、補助金を増額いただくよう特段の配慮をお願いします。



(担当 健康福祉部 障がい福祉課)

**【健康医療福祉部】****13. バスでの胃がん検診時における医師の同席について****〔現状と課題〕**

従来から胃がん検診は単独のバス健診の形態で実施しています。診療放射線技師法では、健康診断として病院または診療所以外の場所でエックス線照射をする場合、医師又は歯科医師の立会いの下実施するとなっています。そこで、胃がん健診実施の際には医師の立会いの下実施するよう努めています。

胸部エックス線検査については医師の立会いを求めないとする法改正がされましたが、胃がんおよび乳がんについては引き続き法的に医師の立会いが求められており、医師の確保状況によっては今後の適正な胃がん検診の継続が困難な状況にあります。

**〔要望内容〕**

診療放射線技師法の改正や、医師が適切に手配される体制の整備が困難であれば、検診実施主体が適正に検診が実施に努めることができるよう、医師の立会い部分について明確にした実施要領を提示いただくよう、特段の配慮をお願いします。

(担当 健康福祉部 健康増進課)

## 継 続

### 【健康医療福祉部】

#### 14. 介護保険事業の財源確保と必要な財政措置について

##### 〔現状と課題〕

- (1) 財政調整交付金は、第1号被保険者の人口構成・所得の状況により毎年変動しており、本市では5%基準を大きく割り込んでいます。交付率の変動は保険料基準額の算定においても大きく影響しています。このために近隣市との保険料比較において差が生じているのは不自然であり、理解も得にくいところです。

##### 【調整交付金率の推移】

年度	21	22	23	24	25	26
調整交付金率	1.00	0.52	0.58	0.43	0.22	0.35

- (2) 介護保険制度における給付は個人給付ですが、保険料賦課においては世帯概念が導入されているため、被保険者の収入と保険料負担額の間が不均衡となっている事例が多くあり、低所得者層にとって大きな負担となっています。

##### 〔要望内容〕

- (1) 介護給付費負担金は、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化いただくよう、特段の配慮をお願いします。
- (2) 第1号被保険者の保険料について、世帯概念を用いている賦課方法を改め、個人の所得や収入による賦課の方式等、より公平な保険料の設定となる制度へ見直しいただくよう、特段の配慮をお願いします。

(担当 健康福祉部 長寿福祉課)

【土木交通部】

15. 一級河川の改良事業等促進について

〔現状と課題〕

本市における雨水排水の根幹をなす3河川（金勝川、葉山川、中ノ井川）については、水害に弱い天井川であることや、大雨時には道路冠水や床下浸水の発生により、沿川住民は絶えず不安と危険性に脅えており、本市においては関連する雨水幹線等からの放流の整備が進まず苦慮している状況です。

〔要望内容〕

1. 金勝川広域基幹河川改修事業の促進

都市計画道路手原駅新屋敷線上流部までの平地化事業の整備促進と、先の台風18号での破堤被害の経験から、現川、曲線区間の老朽護岸の補強工事について、特段の配慮をお願いします。

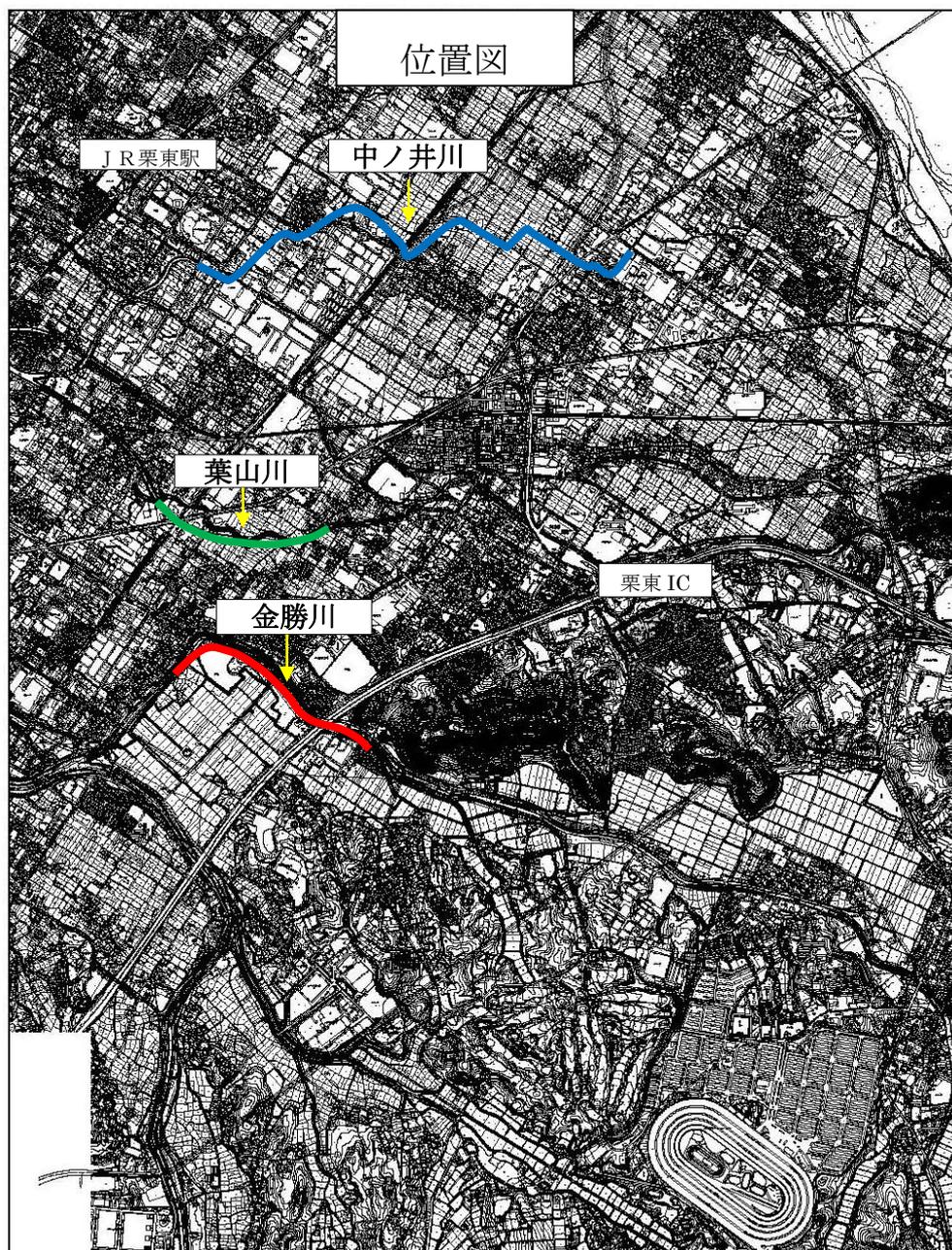
2. 葉山川広域基幹河川改修事業の促進

県道六地藏草津線までの重点整備区間（約900m）の平地化事業の早期完成と併せ、県道上流部区間の計画立案に着手されるよう、特段の配慮をお願いします。

3. 中ノ井川ショートカット事業の促進

継続する蜂屋、大橋地先での浸水被害の軽減に向け、中流域（蜂屋地先）で計画する暫定放水路の早期整備完了とともに平行して下流域からの着実な事業促進をされるよう、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



(担当 建設部 国・県事業対策課)

【土木交通部】

16. 野洲川改修事業の促進等について

〔現状と課題〕

野洲川は、琵琶湖に注ぐ県下最大の河川であるが、野洲川左岸（11.2km～13.2km）付近については、集中豪雨による増水・氾濫が心配されることから、一日も早い護岸整備および河川改修が沿川地域住民の強い願いです。

また、野洲川運動公園につきましては、多くの市民がスポーツレクリエーションを楽しむ場、憩いの場として定着しており、公園整備に際しては本市が、堤外民地を買収して整備し、適正な維持管理に努めています。

〔要望内容〕

野洲川左岸、栗東市林地先～伊勢落地先の河川改修整備と、維持管理について、流水の阻害となる樹木の撤去や堆積土砂の浚渫等をいただくよう、特段の配慮をお願いしたい。

野洲川運動公園については、公園整備に際しては本市が、堤外民地を買収して整備し、管理している点を考慮いただき、恒久的な占用および整備が可能となるよう、特段の配慮をお願いします。



（担当 建設部 国・県事業対策課）

## 継続

### 【土木交通部】

## 17. 野洲川管理用道路の整備について

### 〔現状と課題〕

野洲川は守山・栗東・野洲市域を縦断的でほぼ直線的に流下しており、現在、国道8号から湖岸までの野洲川両岸における高水敷の管理用道路は部分的に整備されているものの、未舗装で雑草が繁茂する区間も存在しており円滑な移動に支障をきたしている状態であり、連続的な利用ができるよう整備することで、災害が発生した場合の避難経路や緊急輸送路として、重要な役割が果たせるものと考えます。

また、平常時には河川公園等を歩行者や自転車利用者が、野洲川の風を肌で感じながら行き来することで、「水」と「緑」に親しむ機会を提供することができると考えます。

### 〔要望内容〕

当該管理用道路について連続的な利用が可能となるよう、既存の管理用道路を活用した整備について、特段の配慮をお願いします。

### 〔図面・写真等〕



(担当 建設部 国・県事業対策課)

【土木交通部】【警察本部】

## 18. 国道バイパスに関する事業促進について

### 【現状と課題】（背景・要望する理由など）

国道1号および国道8号は、交通量の増大により慢性的な渋滞や交通事故などにより、流通および地域生活環境に大きな影響を及ぼしております。

国道1号バイパスでは、平成27年度の暫定供用開始により、主要地方道上砥山上鈎線をはじめとする幹線道路への車両進入の激増が予測され、これにより児童、生徒の通学や市民生活の安全が脅かされることに繋がるとの危機感から、通過車両の排除や安全対策等の実施について、強い要望が上がっています。

国道8号バイパスでは、同盟会構成3市（栗東市、野洲市、守山市）が、2022年（平成34年）を開通の目標年次とし、3市が協力のもと精力的に取り組むことが確認されています。

本市においては、街路整備等を含め、交通渋滞の解消、交通安全確保のため、鋭意取り組みを進めています。

### 【要望内容】

#### ① 栗東水口道路（国道1号バイパス）の整備促進

地域住民が抱える危機感に対し、事業主体である滋賀国道事務所をはじめ、滋賀県、公安委員会、それぞれが所管する分野で出来る限りの最善策の実施について、特段の配慮をお願いします。

また、抜本的な通過交通対策のためには、残る県道川辺御園線までの区間（国施工、0.9<sup>キロメートル</sup>）と山手幹線（県施工、3<sup>キロメートル</sup>）の早期全線同時供用が必要であり、県と連携した国直轄化による整備促進について、特段の配慮をお願いします。

#### ② 野洲栗東バイパス（国道8号バイパス）の整備促進

全区間の事業促進のため、生活道路・通学路等の分断対策や地域の環境対策への配慮等、十分な検討をお願いするとともに、用地買収の促進と優先区間とする栗東第二インターチェンジから県道片岡栗東線間の整備促進について、特段の配慮をお願いします。

### 【図面・写真等】

#### ① 栗東水口道路 I



#### ② 野洲栗東バイパス



（担当 建設部 国・県事業対策課）

# 継続

## 【土木交通部】

### 19. 国道等(1号・8号、栗東第二 IC)の合流箇所における歩道整備について

#### 〔現状と課題〕

国道1号・8号、栗東第二 IC の合流箇所付近では、整備後50年が経過した現在においても国道部の歩道が途切れて、自転車・歩行者は迂回を余儀なくされ、狭小で勾配がきつく見通しの悪い国道1号の地下道などの通行では、車両との出会い頭の衝突事故が多発している現状であり、本市としましては交通安全対策に苦慮しております。

#### 〔要望内容〕

近隣には JR 手原駅および第三次医療機関である済生会滋賀県病院があり、駅および病院利用者や沿線住民の地域間の往来等が安全に通行できるよう、国道等の合流箇所における歩道ネットワークの整備と国道1号・8号横断施設の設置および国道1号横断施設の改善に向け、特段の配慮をお願いします。

#### 〔図面・写真等〕



(担当 建設部 国・県事業対策課)

【土木交通部】

20. 県施行による都市計画道路等の事業促進について

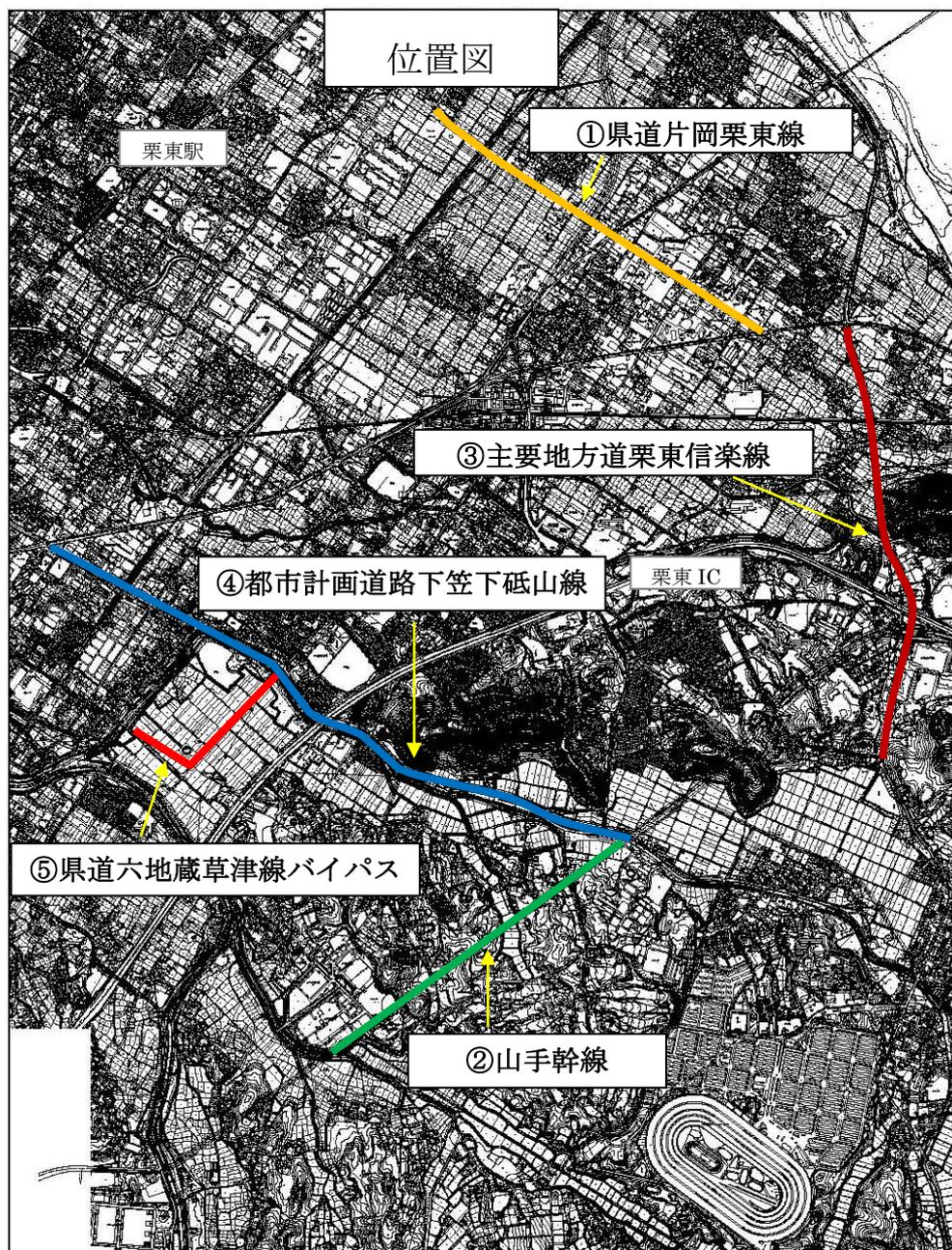
〔現状と課題〕

本市では、慢性的な渋滞解消、交通安全の確保および地域経済の活性化に欠かすことのできない国道1号バイパス、8号バイパスの早期整備に向け、県および関係市等と連携して推進しており、関連する本市道路整備についても、国道バイパスの整備効果を楽しむため県の「道路整備アクションプログラム」と整合するよう道路整備に鋭意取り組みを進めています。

〔要望内容〕

- ① 県道片岡栗東線（守山市～国道8号）の現道拡幅整備  
国道8号バイパスとの連携による整備促進について、特段の配慮をお願いします。
- ② 山手幹線（国道1号バイパス先線、上砥山～草津市馬場町）の整備  
国道1号バイパスの先線として必要不可欠な主要幹線道路であり、国道1号バイパスと連携した国直轄化による整備促進について、特段の配慮をお願いします。
- ③ 主要地方道栗東信楽線（野洲川幹線）の事業促進  
当該道路は幅員が狭く見通しが悪いことから事故が多発しており、また、国道1号バイパスが開通し交通量も増加することから、早期整備について特段の配慮をお願いします。
- ④ 都市計画道路下笠下砥山線（県道川辺御園線等）の整備  
広域的な道路ネットワーク整備の観点から、国道1号から栗東水口道路Ⅰ・山手幹線までの区間、約3.3kmの県事業による事業化および整備促進について、特段の配慮をお願いします。
- ⑤ 県道六地藏草津線（岡～川辺）のバイパス整備の促進  
金勝川平地化事業との連携により、全線開通の早期整備について、特段の配慮をお願いします。

[図面・写真等]



(担当 建設部 国・県事業対策課)

# 継続

## 【土木交通部】

### 21. 都市計画道路事業費の確保について

#### 〔現状と課題〕

本市では、都市計画マスタープランならびに道路整備計画およびまちづくり基本構想（後継プラン）に基づき、これまで整備されてきた道路ストックを最大限に活用し、市内各地域からインターチェンジやJR各駅へのアクセス向上を図るとともに、災害時の緊急輸送路線として機能し、また新幹線新駅跡地の新しいまちづくりによる産業立地の促進を目指し、都市計画道路の事業進捗を図っているところです。

これら都市計画道路の整備を進めるにあたり、社会資本整備総合交付金は大変重要な財源であり、事業費配分における要望額割れは、都市計画道路事業の進捗に大きな影響を及ぼします。

街路事業においては、前年度まで防災・安全交付金対象とされていましたが、緊急輸送路線の位置付けや交通安全対策では、交付対象外の事業に区分されています。

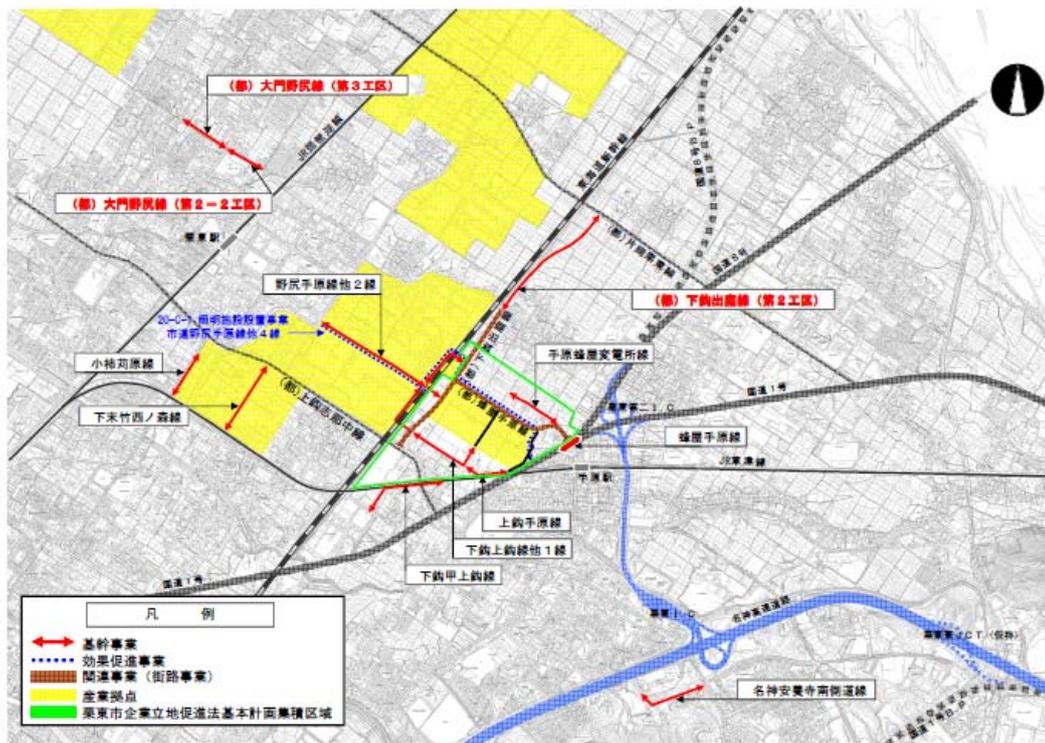
#### 【社会資本整備総合交付金】

計画名：インターチェンジおよび鉄道駅へのアクセス向上による新たな活力拠点を創出するまちづくり【パッケージ 20】 平成27年度配当率 58.8%

#### 〔要望内容〕

都市計画道路の整備は、市街地の安全性を高める道路網づくり、地域活力創生のまちづくり等に資するため、適切な事業費の確保について、特段の配慮をお願いします。

#### 〔図面・写真等〕



(担当 建設部 道路・河川課)

**【土木交通部】****22. 道路局国庫補助事業費の確保について****〔現状と課題〕**

生活に密着する市道路の整備は、道路を身近な生活空間として地域住民の生活向上と安全・安心に暮らせるまちづくりに必要です。

また、道路舗装・橋梁や道路附属物の計画的な点検や修繕は、事後対策的な修繕方法ではなく予防保全の修繕方法により、持続的なマネジメントサイクルを確立するとともに、信頼性の高い道づくりを推進するために必要です。

これらの市道路整備や道路附属物等の点検修繕を継続的に推進するには、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金は大変重要な財源であり、事業費配分における要望額割れは、事業継続に大きな影響を及ぼします。

**【社会資本整備総合交付金】**

計画名：I C・駅への1次アクセス道路整備【パッケージ 14】

平成27年度配当率 60.0%

計画名：インターチェンジおよび鉄道駅へのアクセス向上による新たな活力拠点を創出するまちづくり【パッケージ 20】

平成27年度配当率 58.8%

**【防災・安全交付金】**

計画名：道路施設点検および計画的な修繕による信頼性の高いみちづくり（橋梁・トンネル）【パッケージ 17】

平成27年度配当率 85.0%

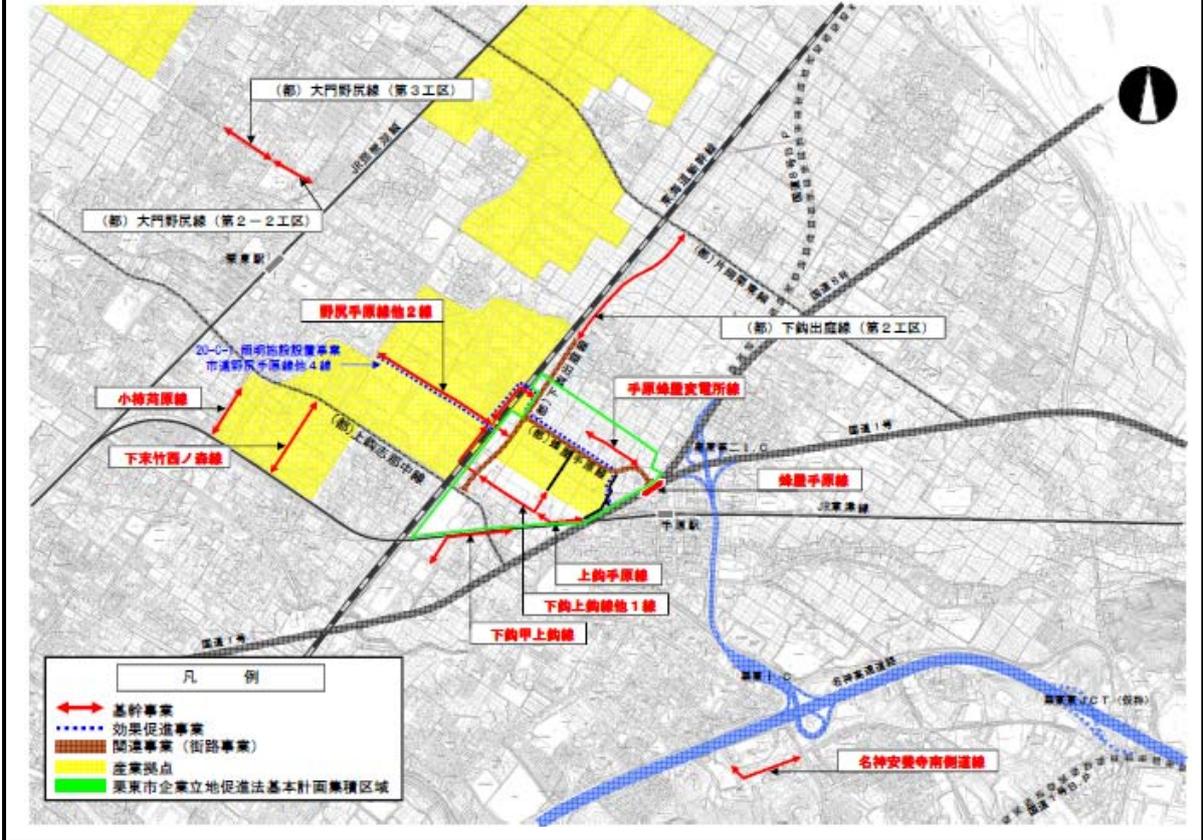
計画名：計画的な修繕による信頼性の高いみちづくり（法面・舗装・附属物等）

【パッケージ 37】 平成27年度配当率 44.9%

**〔要望内容〕**

社会資本整備総合事業費における道路整備および道路・道路施設修繕は、安全・安心に暮らせるまちづくりに必要であり、適切な事業費の確保について、特段の配慮をお願いします。

[図面・写真等]



(担当 建設部 道路・河川課)

## 継 続

### 【土木交通部】

## 23. 急傾斜地崩壊対策事業の早期完成について

### 〔現状と課題〕

#### ①荒張成谷地区 急傾斜地崩壊対策事業

成谷地区は、集落内人家裏山の急傾斜地崩壊対策として、全体延長約680mを7工区に分割し、平成21年度より事業着手いただき、これまでに第1・2・3工区（約230m）を完成、第4・5工区について着手いただいています。

しかし、平成25年9月の台風18号により、市内山間部で土砂崩落が発生し、人命が失われました。今後も豪雨による急傾斜地での土砂崩落が危惧されています。完成目標が平成29年度から平成30年度に遅延されるとのことですが、当該事業は人命保護を目的としていることから、当初の目標どおり着実な事業完了が必要です。

#### ②御園中村地区 急傾斜地崩壊対策事業

平成25年9月の台風18号により土砂崩落が発生した当地については、今後も豪雨等での土砂災害の発生が危惧されます。

### 〔要望内容〕

急傾斜地崩壊対策事業は、指定区域内に居住する住民が安全・安心に暮らせるために必要な事業であることから、下記事業について、早期に着工・完成されるよう、特段の配慮をお願いします。

#### ①荒張成谷地区 急傾斜地崩壊対策事業

完成目標が平成29年度から平成30年度に遅延されることですが、当初の目標どおり着実な事業完了をお願いします。

#### ②御園中村地区 急傾斜地崩壊対策事業

平成27年3月10日に県による工事が発注されています。2工区の分割により平成28年度末完成目標とされていますので、着実な事業完了をお願いします。

（担当 建設部 道路・河川課）

しがけん りつとうし あらはり なるたにちく  
**滋賀県 栗東市 荒張 成谷地区**  
**急傾斜地崩壊対策総合流域防災事業**

**【箇所概要】**

琵琶湖の南東部に位置する地域で、勾配39° 高さ20mの急傾斜地である。現地は古琵琶湖層群の砂質土・粘性土の互層であり、基盤岩類が存在しないため、安定勾配を越える傾斜角と相まって、降雨や地震等の自然現象により、崩積土の円弧すべり崩壊の危険性が高い。このような斜面の下部に17戸の人家が点在しており、土砂災害発生時には甚大な被害が予想されるため、早急な対策が必要である。

**【位置図】**



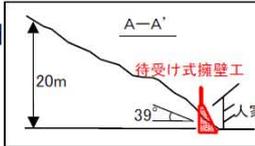
**【計画概要】**

保全対象 : 人家17戸、県道  
 全体事業費 : 280百万円(H21~H30)  
 H27事業費 : 32百万円(重力式擁壁工、法面工、文化財調査、立木補償) : 政府要望額

**【平面図】**



**【斜面状況等】**



**【全景】**



しがけん りつとう みその みそのなかむらちく  
**滋賀県 栗東市 御園 御園中村地区**

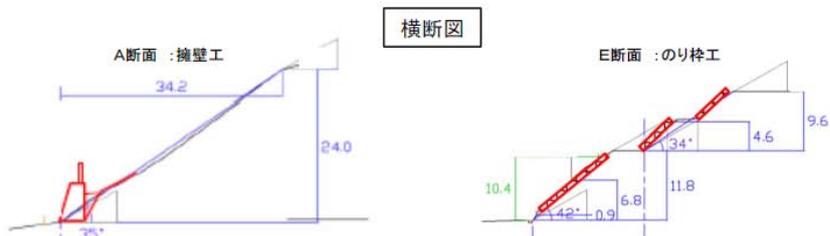
○事業目的

中村2地区は滋賀県の南部に位置し、保全対象として人家11戸および一次避難所である自治会館、一級河川金勝川を含む急傾斜地である。平成25年9月の台風18号でがけ崩れが発生し民家2棟が被災したため、平成25年度は測量・地質（ボーリング）調査と詳細設計を実施する予定である。周辺斜面にも小崩壊が発生していることから、これに起因した斜面全体にわたる崩壊のおそれがあるため、対策施設を施工する。

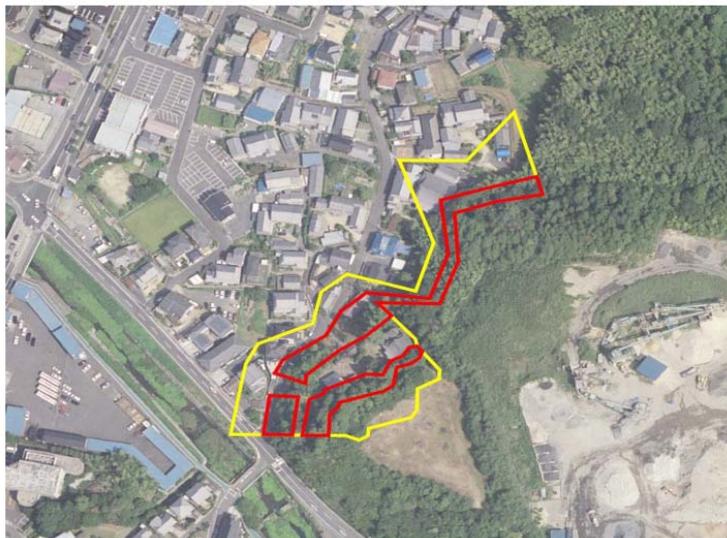
○箇所概要

- 保全対象：人家15戸、市道317m、自治会館
- 実施内容：重力式擁壁L=150m 法枠工L=80m
- 全体事業費：136百万円（H26～H28）
- H27事業費：61百万円：政府要望額  
（文化財調査・補償・重力式擁壁工）

位置図



中村-1地区  
 【土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）】  
 指定年月日  
 平成22年2月26日 県告第125号（警戒区域）  
 平成22年2月26日 県告第130号（特別警戒区域）



## 【土木交通部】

## 24. 急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の要件緩和について

## 〔現状と課題〕

近年、多発しております局地的な集中豪雨や猛烈な大型台風による土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害発生が増加傾向にあり、本市におきましても、平成25年9月の台風18号では土砂崩落が発生し、人命が失われています。

土砂災害防止法により、本市では土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域として93箇所（うち特別は78箇所）の指定が行われています。しかし、急傾斜地崩壊対策事業は、15箇所において施工されたにすぎません。これは、山間部においては人家が分散しており、急傾斜地崩壊対策事業での採択要件に満たないことによるものです。

土砂災害防止対策は、市民の生命と財産を守り、活力ある経済社会と安全で快適な生活環境を創造するための基幹的事業として、財政が厳しい状況にあっても、着実に実施していかなくてはならないものであり、一刻も速い急傾斜地の崩壊対策の完了を目指し、崩壊対策事業を推進していく必要があります。

## 〔要望内容〕

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に居住されている市民の暮らしに安心なまちづくりによる砂防事業の強力かつ着実な推進のため、急傾斜地崩壊対策事業における採択基準等の要件緩和について特段の配慮をお願いします。

## 〔図面・写真等〕

## ◆社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金採択基準等

都道府県が施行する急傾斜地崩壊対策防止工事で、次のすべての要件に該当し、事業費が7,000万円以上のもので、かつ、原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。

1. 急傾斜地の高さが10m以上であること。
2. 移転適地がないこと。
3. 次のいずれかの要件に該当するもの。
  - ①人家概ね10戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。
  - ②市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

## ◆滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業採択基準

県単独補助金 工事費の90%以内

急傾斜地の崩壊を防止する設備の新設、改良または補修工事にあつて、以下の4つ全ての要件に該当するもの。

または、知事が特に必要と認めたもの。

1. 急傾斜地の高さが5mを超えること。ただし、砂防指定地、地すべり防止区域、保安林保安施設地区にかかるものならびに人工がけは除く。
2. 急傾斜地の崩壊により、家屋5戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあり緊急を要すること。
3. 生業依存度が極めて高く、他に移転することが不可能であること、または、300m以内に移転適地が無いこと。
4. 急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者等が事業に要する費用を負担することが著しく困難であること。

（担当 建設部 道路・河川課）

## 継 続

### 【土木交通部】

#### 25. 観音寺地先の砂防えん堤事業について

##### 〔現状と課題〕

金勝川流域における土石流対策として、観音寺地区で砂防えん堤4基について、平成21年度より事業着手いただき、1基目の砂防えん堤は完成いただきましたが、平成25年9月の台風18号による土砂崩落や観音寺水源地の崩壊により、残り3基の砂防えん堤事業が中断されていたところです。

今般、観音寺水源地も復旧し、平成27年1月より通水を開始するとともに、砂防えん堤事業も平成27年4月より伐採・進入路工事に着手いただき、観音寺水源地上部の砂防えん堤を平成28年度完成としていただいているところです。

残り2基の砂防えん堤事業につきましても、土砂崩壊被害の再発防止に大きな効果を発揮することから、引き続き事業推進を図っていただくとともに、早期に完成いただく必要があると考えます。

##### 〔要望内容〕

観音寺水源地の直上で、県により施工されています4基の砂防えん堤事業につきまして、保全対象区域に居住する住民の安全・安心、また水源地をはじめとする公共施設等の保全のため、着実に事業進捗を図られ、早期完成いただくよう、特段の配慮をお願いします。

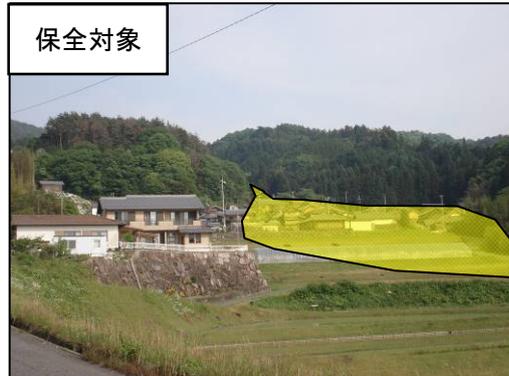
(担当 建設部 道路・河川課)

# 淀川水系・金勝川通常砂防事業（滋賀県栗東市）

## 箇所概要

○現状の危険性: 次回降雨で直下に存在する人家等に被害のおそれ

○保全対象: 人家12戸、公民館、観音寺、善徳院、市道360m



【土木交通部】

26. コミュニティバス運行対策費補助金制度の見直しについて

〔現状と課題〕

本市では平成15年3月に「市バス交通体系計画」を策定し、同5月から市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行を開始しました。その後は年度毎に利用実態調査を実施し、財政改革の対象事業に挙げ路線の合理化、ダイヤ見直しなど効率性と移動確保の均衡を探りつつ、新たな財源も模索してきました。その甲斐あって、平成16年度に6,200万円余となっていました市補助金(一般財源)は、度重なる改革の成果に国費補助への移行も加わり、平成26年度には4,000万円余まで縮減することができました。

特に草津市域と統合運行する広域の先導的な見直しは、国の地域内フィーダー系統確保維持事業に採択され、延利用者や経常収益増の成果に繋がったものの県補助対象路線から外れたため減額される結果となりました。

今後についても利用拡大を図るとともに民間路線撤退等により交通網の疎隔な地域について、必要な見直しはすることとしています。そのため、県補助申請路線の新設・拡大や国費補助路線への移行など種々のケースにより、補助額は増減することも想定されます。一旦減額された補助額は、現行補助要綱において復元できるようには解釈できず、結果的にバス運行の実態と補助額が著しく乖離することになり、交通政策基本法の理念に則って取り組む市町にとって非常に厳しい運用となっています。

【滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金実績】

平成25年度 補助率 1/3 2,591 千円 (デマンド含む)

平成26年度 補助率 1/3 1,834 千円 (        "        )

〔要望内容〕

県コミュニティバス運行対策費補助金制度における前年度補助金実績を上限とする規定について、利用者拡大や収支率改善、国費補助路線採択の例など、一定条件下に於ける弾力的な運用又は関係条項の見直しについて、特段の配慮をお願いします。

(担当 市民部 生活交通課)

【土木交通部】

27. JR在来線(琵琶湖線・草津線)の整備について

〔現状と課題〕

日本の人口が減少局面に入りつつある中、県土の持続的な発展を進めるためには、人口増加や経済活動等を誘引していく湖南地域の役割は大きく、それらの受け皿たる鉄道インフラ整備は欠くことができません。また、交通政策基本法の理念にのっとり人・物の円滑な移動を図るとともに、低炭素社会に向けて公共交通が果たす機能を改めて充実する必要があります。

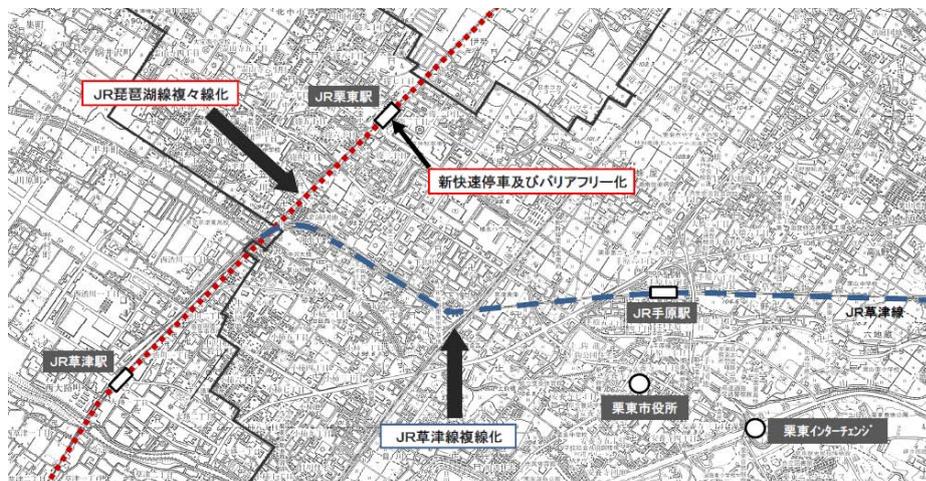
特に、栗東駅、手原駅ともに周辺の企業立地、住宅開発が進んだことを受けまして、両駅の乗降者数はここ数年確実に増加し、市域の玄関口に相応しい機能が必要です。

【利用者実績】	栗東駅	手原駅	(1日あたり)
平成21年度	11,493人	2,499人	
平成25年度	13,151人	3,023人	

〔要望内容〕

1. 琵琶湖線栗東駅のバリアフリー化について  
 琵琶湖線栗東駅バリアフリー化によるプラットホームおよび自由通路へのエレベーターおよび関連する施設整備について、特段の配慮をお願いします。
2. 琵琶湖線栗東駅の新快速停車ならびに琵琶湖線複々線化について  
 琵琶湖線栗東駅周辺は都市居住拠点として、また隣接する環境・産業拠点の誘導とも相まって、都市機能の集積および利便性高い都市構造を目指しています。これら人口増加や経済活動の進展施策を以ってさらなる鉄道利用者増を見込んでおり、栗東駅の新快速の停車ならびに琵琶湖線複々線化実現に向けた事業の推進について、特段の配慮をお願いします。
3. 草津線複線化について  
 本市をはじめとする湖南市、甲賀市など草津線沿線の自治体においては、まちづくり進展のため利便性の向上が不可欠であり、草津線複線化に向けた事業の推進について、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



(担当 市民部 生活交通課)

【教育委員会】

28. 公立学校施設大規模改造事業に対する国の財政的支援の堅持について

〔現状と課題〕

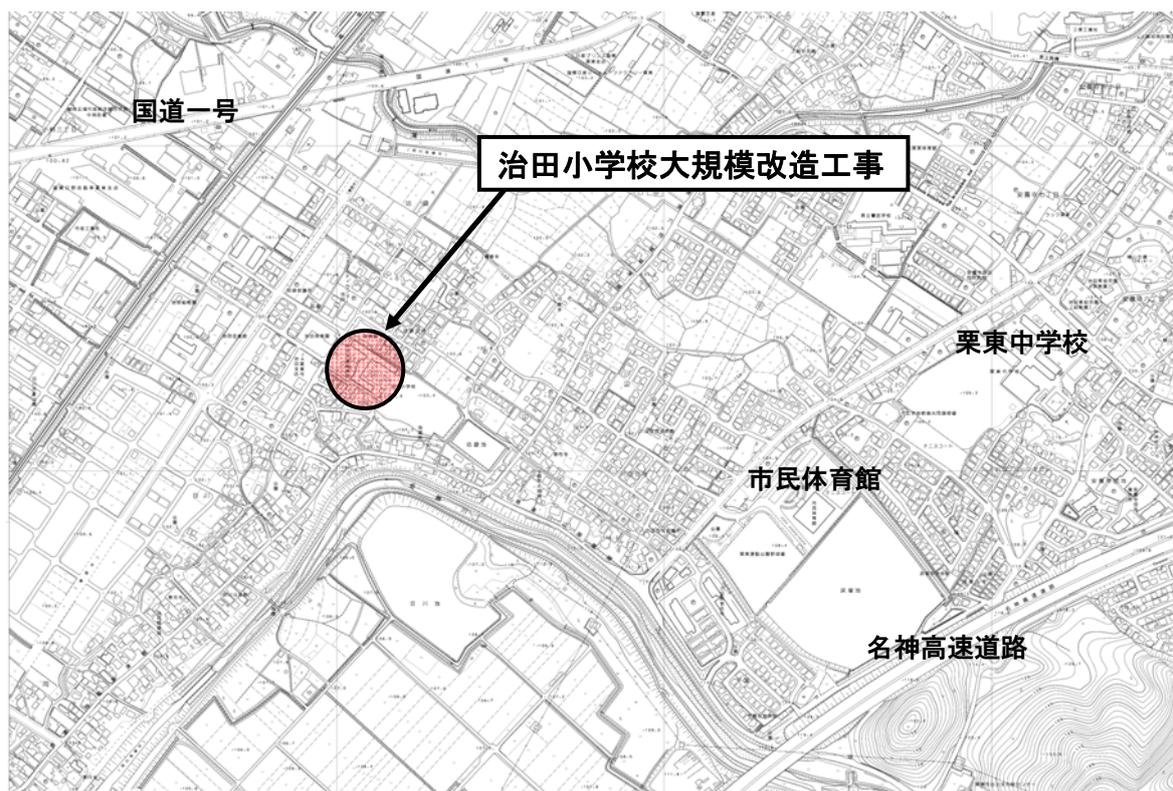
市内小学校は施設の老朽化が著しく、またバリアフリー化に伴う大規模改造事業を順次実施しております。

〔要望内容〕

平成28年度以降におきましても、喫緊の課題として下記の小学校で工事を予定しており、安全・安心な学校運営を行うため、平成28年度学校施設環境改善交付金事業における、事業申請額満額での採択について、特段の配慮をお願いします。

交付金事業（治田小学校大規模改造工事等）

〔図面・写真等〕



（担当 教育部 教育総務課）

【教育委員会】

29. 特別支援教育加配教員の配置について

〔現状と課題〕

平成19年度より本格実施された特別支援教育推進の充実に向け、本市各小中学校では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握、校内委員会等でそれぞれの児童生徒に必要な支援を検討し、個別の支援計画の作成・運用も進んでいます。それらの児童生徒に対しては、担任や学年集団をはじめ、校内体制の中での支援を進めてきました。しかし中には前述の支援だけでなく、個別の支援対応が必要な児童生徒も多く在籍しています。市の巡回相談等による専門家の助言も受けながら、それらの児童生徒に対しての効果的な支援の必要性が明らかになってきていますが、実際にその支援をしていくとなると、そのための人材確保や時間、場の不足が大きな課題となっています。

例えば、視覚認知や聴覚認知に課題があり、一斉指導の中でも個別に対応が必要な児童生徒、LD等により、特別の場で個別の学習指導が必要な児童生徒、集団不適應の状態を示し、なかなか教室に入れない児童生徒、パニック等により別室で落ち着く時間が必要な児童生徒等、課題は様々です。児童生徒一人ひとりの教育的ニーズにできるかぎり対応するために、教師は、自分の担当外の時間や休み時間、放課後等も使って指導しているというのが現状であり、個別の指導計画が机上の理論で終わってしまうことも危惧されます。

一方、教師の特別支援教育に対する意識は年々高まってきており、校内や市・県での研修をはじめとし、様々な研修への参加や実践によって、指導についての専門性を備えた教師も出てきています。しかし、それらの教師が学校全体にその専門性を生かそうとした時、学級担任という立場ではやはり限界があります。

また、特別支援教育の推進に当たって、「小・中学校における学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドライン」には、校内の関係者や関係機関との連絡調整や担任への支援、巡回相談や専門家チームとの連携、校内委員会での推進役の他、保護者に対する相談窓口となることが、特別支援教育コーディネーターの役割として示されています。特別な教育的支援を必要とする児童生徒をとりまく環境は、家庭の状況を含めどんどん多様化・複雑化しており、児童生徒だけでなく保護者への相談・支援も大きな課題となっています。

〔要望内容〕

平成19年4月1日施行の「学校教育法等の一部を改正する法律」に規定されている「小中学校において、学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)等を含む障がいのある児童生徒に対して適切な教育を行う」ために、特別支援教育加配教員の配置をいただくよう、特段の配慮をお願いします。

(担当 教育部 学校教育課)

## 継 続

### 【警察本部】

#### 30. 栗東警察署の設置について

##### 〔現状と課題〕

本市は、平成13年10月1日に市制施行し、平成27年4月1日現在の人口は、67,289人（住民基本台帳に基づく人口）となっています。

今後も人口の増加が見込まれ、都市としての基盤整備が求められている中、犯罪発生件数も県内平均よりも高い状況にあります。犯罪発生率は県下でも上位に位置していることから、警察力の配分に関して湖南地域の状況を考慮いただき、市民の安心安全確保と地域に密着した警察行政をより主体的に行うための拠点となる警察署の設置を要望します。

	H21.4.1 現在	H27.4.1 現在	増 減	刑法犯認知件数(H26年)
草津警察署管内人口	188,716人	203,717人	15,001人	2,301件
内				
草津市	125,357人	137,321人	11,964人	1,684件
栗東市	63,359人	66,396人	3,037人	617件
守山警察署 〃	125,459人	129,881人	4,422人	1,047件
内				
守山市	75,418人	79,813人	4,395人	621件
野洲市	50,041人	50,068人	27人	426件
米原警察署 〃	40,581人	38,645人	△1,936人	222件
高島警察署 〃	52,348人	49,998人	△2,350人	367件

※人口は、滋賀県ホームページ「滋賀県の人口と世帯数」による。

##### 〔要望内容〕

市民の安全安心確保のための拠点となる警察署は、是非とも必要でありますので、栗東警察署を設置していただきますよう、特段の配慮をお願いします。

(担当 市民部 危機管理課)

## 継 続

### 【警察本部】

## 31. 警察官の増員配置について

### 〔現状と課題〕

近年の人口増加に伴い、悪質な犯罪や不審者、交通事故等が県内平均より多く、市民が安全安心に暮らせる環境が必要です。その役割を担っている交番に対する期待が大きい中で、パトロールの強化や交番に警察官が不在の場合が多いという意見が、各自治会長より多く出ています。

市民の心理的な安心の確保のため、そして、交番機能の強化のために人口の集積が進み都市化が著しい栗東駅周辺地域を管轄する栗東駅前交番の警察官の増員配置が必要です。

	刑法認知件数					交通事故発生状況				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
栗東駅前交番	357件	312件	373件	260件	237件	143件	117件	119件	107件	105件
手原駅前 "	310件	303件	279件	339件	332件	261件	226件	227件	203件	202件
金勝駐在所	51件	28件	35件	67件	48件	37件	25件	18件	26件	19件
合 計	718件	643件	687件	666件	617件	438件	368件	364件	336件	326件

(参考)

手原駅前交番および栗東駅前交番の体制は、栗東駅前交番が1班3名で3交代の9名、手原駅前交番が1班3名3交代の9名に合わせ、平成24年度から手原駅前交番に日勤所長1名が配置されています。

金勝駐在所 2名（日勤）

### 〔要望内容〕

地域における犯罪を防止するため、パトロールの強化および交番に警察官が不在となる時間ができるだけ少なくなる体制が確保できるよう、栗東駅前交番の警察官の増員配置について、特段の配慮をお願いします。

(担当 市民部 危機管理課)

平成28年度国・県予算ならびに施策に対する要望活動日程表

(栗東市)

平成27年 8月18日(火)

時間	要望先所管	場所	出席者
9:30	知事	本館3F	市長、副市長、教育長、政策推進部長
10:00		528-3021	
10:00	土木交通部	新館5F	市長、副市長、政策推進部長
		528-4110	
10:45	教育委員会	新館4F	市長、副市長、教育長、政策推進部長
		528-4511	
11:00	総務部	本館3F	市長、副市長、政策推進部長
		528-3108	
11:30	知事直轄組織 (防災危機管理監)	本館2F	市長、副市長、政策推進部長
		528-3448	
11:45	総合政策部	本館3F	市長、副市長、政策推進部長
		528-3310	
13:00	副知事	本館3F	市長、副市長、教育長、政策推進部長
13:20		528-3025	
13:30	琵琶湖環境部	本館4F	市長、副市長、政策推進部長
		528-3351	
13:50	農政水産部	本館4F	市長、副市長、政策推進部長
		528-3810	
14:10	健康医療福祉部	新館3F	市長、副市長、政策推進部長
		528-3510	
14:30	商工観光労働部	東館3F	市長、副市長、政策推進部長
		528-3711	
15:15	滋賀県警察本部		市長、副市長、政策推進部長
		522-1231	
		FAX:525-1677	
16:00	南部土木事務所	567-5436	市長、副市長、政策推進部長、 建設部長、建設部理事、建設部技監

平成27年 8月19日(水)

時間	要望先所管	場所	出席者
14:00	滋賀国道事務所		市長、政策推進部長、 建設部長、建設部理事、建設部技監
		523-1816	
15:10	琵琶湖河川事務所		市長、政策推進部長、 建設部長、建設部技監、(建設部理事)
		546-0844	

# 平成28年度国・県予算ならびに施策に対する要望 (進行予定)

(司会進行：南政策推進部長)

1. 開 会 (栗東市：南政策推進部長)
2. あいさつ  
栗東市長あいさつ (栗東市・野村市長)
3. 要望書手渡し (栗東市・野村市長→要望先・代表)

## 4. 要望要旨説明

### ■ 要望書提出時の出席者と説明者

県知事	→	市長、副市長、教育長、政策推進部長
県副知事	→	市長、副市長、教育長、政策推進部長
県所管部長	→	市長、副市長、政策推進部長
県教育長	→	市長、副市長、教育長、政策推進部長
その他機関	→	市長、副市長、政策推進部長、担当部長

## 5. 要望先代表あいさつ・回答

## 6. 質疑応答

7. 閉 会 (栗東市：南政策推進部長)

栗東農畜産物処理加工施設  
指定管理者募集要項

栗東市 環境経済部 農林課

平成27年8月

## 目 次

1. 指定管理者の募集	1
2. 指定管理者制度導入の目的	1
3. 施設の概要	1
4. 業務の範囲	1
5. 指定予定期間	1
6. 管理の基準	2
7. 委託料について	2
8. 応募資格	2
9. 申請に必要な書類	2
10. 申請書の受付期間	3
11. 申請の受付場所	3
12. 選定基準及び選定方法	4
13. 選定結果及び理由の通知	4
14. その他	5
15. 申請提出書類等の資料	5

## 1. 指定管理者の募集

栗東市（以下「本市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項及び栗東農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例（平成12年栗東市条例第35号）第4条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

## 2. 指定管理者制度導入の目的

栗東農畜産物処理加工施設は、地場農産物の消費拡大と雇用機会の増加を図り、地域の特性を生かした魅力ある農業振興と加工施設の機能強化を図るため平成12年に開設した施設であり、この施設の設置目的を効果的に達成するために制度の導入を図るものです。

## 3. 施設の概要

(1) 名称 栗東農畜産物処理加工施設

(2) 所在地 栗東市出庭961番地1

(3) 設置時期 平成12年11月

(4) 施設概要

① 敷地面積 4,929.02㎡

② 建物概要 木造混合建築 瓦葺平屋建 延床面積 854.14㎡  
平成15年より道の駅として指定

(5) 利用者数

平成24年度 158,582人

平成25年度 170,370人

平成26年度 190,563人

※ 詳細については、別冊「栗東農畜産物処理加工施設管理運営業務仕様書」を参照してください。

## 4. 業務の範囲

(1) 栗東農畜産物処理加工施設の管理運営に関する業務。

(2) 栗東農畜産物処理加工施設の維持管理に関する業務。

(3) 前各号に掲げるもののほか、栗東農畜産物処理加工施設の運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務。

※ 詳細については、別冊「栗東農畜産物処理加工施設管理運営業務仕様書」を参照してください。

## 5. 指定予定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

（指定期間中、会計年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、本市と協定を締結します。）

## 6. 管理の基準

- (1) 開館時間
- (2) 休館日

※ 詳細については、別冊「栗東農畜産物処理加工施設管理運営業務仕様書」を参照してください。

## 7. 委託料について

管理業務に要する経費として本市が支払う金額は、会計年度ごとに締結する協定書において定めます。（申請の際に応募団体の提案した委託料が、そのまま市が支払う委託料になるものではありません。）

## 8. 応募資格

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生手続又は再生手続をしていない法人等であること。
- (3) 本市から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (4) 納期の到来している国税、県税、市税を完納している法人等であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制化にある法人等でないこと。
- (7) 暴力団等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む）又は暴力団若しくは暴力団員との密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人等でないこと。
- (8) 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けている法人等でないこと。

## 9. 申請に必要な書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 添付書類（原則A4版）
  - ① 団体概要書（様式2）
  - ② 当該施設の事業計画書（様式3）
  - ③ 当該施設の収支予算書（平成28年から平成32年までの5年間分）（様式4）
  - ④ 類似施設等運営実績表（様式5）
  - ⑤ 指定申請に係る申立書（様式6）
  - ⑥ 法人の定款又は寄付行為及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
  - ⑦ 法人等の指定管理者申請日前において作成した直近2年分の収支予算書、事業計画書及び決算書

- ⑧ 納税に関する証明書（発行から3月以内のものに限る。）  
市税の完納証明書（入札参加資格審査用）  
県税の完納証明書  
法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書
- ⑨ 印鑑証明書（発行から3月以内のものに限る。）
- 1) 募集開始日現在において、本市業務委託等入札参加有資格業者であるものは、⑥に掲げる登記簿謄本及び⑧に掲げる市税の完納証明書を提出する必要はありません。
  - 2) 提出部数は、別紙「指定管理者指定申請提出書類一覧」を参照してください。持参（受付期間必着のこと）してください。申請に係る費用は、申請者の負担とします。なお、提出された書類等は、返却しません。
  - 3) 申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、本市は指定管理者の公表等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

#### 10. 申請書の受付期間・申し込み

- (1) 受付期間 平成27年8月24日（月）から同年9月14日（月）まで（必着）  
※土曜日及び日曜日を除く。
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
※施設説明会・・・平成27年8月27日（木）午後2時から現地で実施します。  
施設説明会への参加については、8月26日（水）までの受付期間内に電話等で連絡してください。
- (3) 受付方法 受付期間内に持参してください。（郵送、ファックス、Eメール不可）
- (4) 質問書 募集要項及び仕様書の内容について質疑がある場合は、質問書（様式7）により、平成27年9月7日（月）までに提出してください。  
（ファックス又はEメール可）
- (5) 質問書の回答 ファックス又はEメールにより回答するとともに、他の申請予定者にその内容を周知します。なお、平成22年9月8日（火）以降の質問については、回答できませんのでご了承願います。

#### 11. 仕様書及び申請提出書類等の配布並びに申請の受付場所

①仕様書は市ホームページ（<http://www.city.ritto.shiga.jp/>）ダウンロードしてください。

②申請を希望する場合は、次の場所まで申請提出書類等を取りにきていただくか、Eメールに氏名・住所・担当者を記載して、次のEメールアドレスまで申請提出書類等の請求を行なってください。

##### 【申請提出者類等の配布並びに申請の受付場所】

栗東市 環境経済部 農林課 担当：井上・西川

電話：077-551-0124、ファックス：077-551-0148

Eメールアドレス：nourin@city.ritto.lg.jp

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

## 1 2. 選定基準及び選定方法

### (1) 選定基準及び視点

- ① 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上が図られること。
  - ア 全ての利用者に対して公平なサービス提供が可能な計画か
  - イ 市民との情報の共有という観点からの情報公開の対応は十分か
  - ウ 利用者サービスの向上に対する考え方や取組が優れているか
  - エ 利用者の声を反映し、要望、苦情等への対応策は十分か
- ② 適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること。
  - ア 管理運営体制は適切か
  - イ 個人情報の保護対策は十分か
  - ウ 安全管理の対策は十分か
  - エ 緊急時の対応策は適切か
  - オ 委託予定業務は適切に行われるか
  - カ 経費削減のための効率的な運営が図られるものとなっているか
  - キ 事業運営のために適切な収支計画がなされているか
- ③ 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。
  - ア 施設の広報計画が適切に行われるか
  - イ 施設の利用促進などに関する企画力、意欲、姿勢、独自性はどうか
  - ウ 取組や提案は実施可能な計画か
  - エ 施設の有効活用のための新たな業務の提案があるか
- ④ 事業計画に沿って計画的で適切な運営を安定して行う能力を有していること。
  - ア 職員の採用計画や資格、経験は十分か
  - イ 職員の指導や育成に対する考え方や計画が具体的で優れているか
  - ウ 申請団体の資本金や信用度が優れているか
  - エ 施設の管理運営に必要な経験と実績(類似施設等での実績含む)を備えているか
  - オ 社会貢献活動への取組は十分か

### (2) 選定方法

応募書類の審査及び代表者等の面接審査により選定します。

※ 面接審査は、平成27年10月頃を予定しています。日時等詳細は後日ご連絡します。

## 1 3. 選定結果及び理由の通知

応募者全員に、平成27年11月をめどに、選定結果を文書にてお知らせします。なお、指定管理者は、栗東市議会の議決を経て決定(指定)されます。

※ 議決後、業務執行上必要となる事項を本市と指定管理者の協議により協定として締結します。

※ 施設の詳細については、別冊「栗東農畜産物処理加工施設管理運営業務仕様書」を参照してください。

#### 1 4. その他

- (1) 指定管理者指定申請書その他提出された書類は、公開することがあります。
- (2) 管理業務等の実施中に故意又は過失により本市又は第三者に対し、損害を与えたときは、指定管理者の負担でその損害を賠償しなければなりません。
- (3) この損害賠償を担保するため、賠償責任保険に加入していない団体は、保険に加入する必要があります。

#### 1 5. 申請提出書類等

- (1) 指定管理者指定申請書提出書類一式
- (2) 栗東農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例
- (3) 栗東農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する規則

栗東農畜産物処理加工施設  
指定管理運営業務仕様書

栗東市 環境経済部 農林課

平成27年8月

## 目 次

1. 管理運営の基本方針	1
2. 施設の概要	2
3. 利用時間等	2
4. 業務の範囲及び留意事項	3
5. 職員の確保	5
6. 収支の実績	5
7. 報告書の作成	6
8. 管理運営経費の精算	6
9. 施設等の修繕の費用負担	6
10. 調査、監督	6
11. 指定管理者に対する監査	6
12. 物品の帰属等	6
13. 安全管理	7
14. 緊急時の対応	7
15. 秘密保持義務	7
16. リスク分担	7
17. 損害賠償	7
18. 法令等の遵守	7
19. 協定の締結	7
20. 添付書類	8
21. 資料の閲覧	8

## 1. 管理運営の基本方針

### (1) 施設の設置目的、機能

栗東農畜産物処理加工施設は、地場農産物の消費拡大と雇用機会の増加を図り、地域の特性を生かした魅力ある農業振興と加工施設の機能強化を図るため平成12年に開設した施設であり、安心・安全・新鮮な農産物の加工、販売を基本に地産地消の拠点施設として設置したものです。

### (2) 管理運営

季節等により利用者が変動するなどの管理業務量の変動を考慮し、より効率的な組織・体制での運営に心がけるとともに、運営コストを常に意識し、経費の縮減に努めること。施設の管理運営については、利用者の安全性・利便性確保のために必要な人員数を配置するとともに、専門的な知識・経験を要するところには必要な人員を配置すること。

### (3) 施設の維持管理

施設の機能を十分に発揮でき、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切に管理するとともに、施設の美観的、機能的、経済的損失を最小限にとどめるよう点検、補修及び清掃等を適切に行うこと。

### (4) 利用者等の要望・苦情等への対応

地域住民や利用者の要望・苦情等については、迅速かつ適切に処理するとともに、管理運営に反映させること。また、その内容及び対応については、速やかに市に報告すること。これらの手順については、マニュアルとしてまとめておくこと。

### (5) 平等利用

正当な理由がない限り市民が施設を利用することを拒んではならず、また、施設の利用に対して不当な差別的扱いをしてはならない。

### (6) 情報公開

施設の管理運営を行うにあたって作成し、又は取得した文書等については、個人情報などあらかじめ非公開情報として定めているもの以外は、公開を求める者に対して、これを開示すること。

### (7) モニタリング

利用者等に対して施設の管理運営についてのアンケート調査を行うなど、施設に対するニーズ等の把握を行い、この結果について、速やかに市に報告すること。

### (8) 市民サービスの向上

市民サービスの向上につながる業務を創意工夫して行い、利用者の満足度を高めていくこと。

(9) 利用促進

施設のPR、催事にあわせたイベントの企画など、施設の利用促進につながるような活動を継続して実施するとともに、広報活動を通して利用者に必要な情報提供に努めること。

(10) 地域住民や他施設等との連携

地域住民と連携をとり、施設の円滑な管理運営に努めること。

(11) 環境への配慮

施設の法的点検、施設点検等の実施及び報告をすること（施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録を含む）。

(12) 障がい者の雇用

障がい者の積極的な雇用に努めること。

2. 施設の概要

(1) 名称 栗東農畜産物処理加工施設

(2) 所在地 栗東市出庭961番地1

(3) 設置時期 平成12年11月

(4) 施設概要

① 敷地面積 4,929.02㎡

② 建物概要

構造 木造混合建築 瓦葺平屋建

延床面積 854.14㎡

施設内容 農畜産物処理加工施設 695.57㎡

便所 47.52㎡

駐車場 19.73㎡

通路 6.91㎡

③ その他附属施設の概要

プロパン庫 16.58㎡、倉庫 39.83㎡、物置 28.00㎡

(5) 施設の図面

別途閲覧

3. 利用時間等

(1) 開館時間 午前9時30分から午後5時まで

(2) 休館日

① 火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日以後の最初の休日でない日。

- ② 12月29日から翌年1月3日までの日
- (3) 開館時間及び休館日については、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。
- (4) 利用の制限等  
栗東農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第35号）第19条（利用の許可）、第20条（利用制限）、第21条（利用の取消し）による。

#### 4. 業務の範囲及び留意事項

##### (1) 管理運営に関する主な業務の範囲

###### ① 管理業務

###### ア 基本的な管理運営業務

- ・総括責任者として、施設長を1人配置すること。
- ・従業員は名札の着用をすること。
- ・整理整頓、節電、節水のご協力をお願いすること。
- ・労働関係法令を遵守するとともに、管理運営に支障がない勤務体制をとること。

###### イ 職員への研修の実施

職員の能力向上のために研修計画等に基づき、必要な研修（業務研修、接遇研修、人権・同和問題研修等）を行うこと。

###### ウ 事業計画書の作成

指定管理者が行う業務に関する事業計画書を毎年度作成し、年度が始まるまでに市に提出し、承認を得ること。

###### エ 各種報告書の作成

この仕様書の「7. 報告書の作成」を参照のこと。

###### オ 第三者への再委託

清掃、警備といった個々の業務を第三者へ委託することはできるが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできない。また、公の施設の管理運営の主たる業務を委託することもできない。

また、第三者に委託した業務については、常に実施状況を把握するとともに、必要に応じて指導するなど、責任をもって管理すること。

###### カ 危険防止等のための施設の利用禁止及び制限

###### キ 他都市からの行政視察及び見学者等への施設の説明

###### ク 各種物品、消耗品の購入

###### ケ 光熱水費等の支払などの経理事務

###### コ 本市が推進する事業に伴う業務等

###### ② 受付、案内、収納業務

###### ア 施設利用の予約受付、案内業務

###### イ 利用料金の収納業務

条例に基づく利用料金を受領したときは、指定管理者の収入とする。利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、市長の承認を得て定めること。

收受した全ての利用料金について帳簿を作成すること。

(2) 施設の維持管理に関する主な業務の範囲

① 施設の保守管理業務

施設を適切に運営するために、日常的に施設の点検を行い、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれなどが発生しない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

また、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合を発見した際には、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

② 施設及び敷地内清掃

施設の良い衛生環境、美観の維持に心がけ、公の施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

ア 床、壁、扉、ガラス、備品、照明器具、衛生器具等について、場所ごとに、日常清掃、定期清掃を組み合わせ、ごみ、ほこり、汚れなどがいない状態を維持すること。

イ 日常清掃の範囲は、食堂、トイレ、事務所、研修室、駐車場とする。

ウ 定期清掃の範囲は、床・窓枠及び窓ガラス及び照明器具等清掃、並びに害虫駆除とする。

エ 施設の清掃時間、清掃頻度などは施設利用者の妨げとならないように行うとともに、作業時は、利用者や壁等にほこり、清掃用水等を飛散させないように十分注意すること。

オ 敷地内の草刈については、利用者の利用頻度及び状況を予測し、利用者に不便をかけないように年間計画を作成し実施すること。

カ 区域内の不法投棄については、持ち主が判別できれば、投棄者に処理させることを原則とし、特定できない場合においては、指定管理者の責任において処理すること。

キ 敷地内に植栽している植物については、常に良好な状態に保つこと。

③ 設備等の保守点検

附属設備等の安全の確保及び適切な管理運営のために、次に掲げる保守点検等の必要な処置を講じること。

ア 附属施設の法定点検及び初期性能、機能保全のため、概観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務等を行うこと。

イ 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

④ 駐車場管理

敷地内にある駐車場の車両の監視を行うとともに、必要に応じて車両の誘導を適切に行うこと。また、繁忙期には、車両誘導員の配置などの対策を講じること。

⑤ 警備業務

施設の防犯、防火及び防災等に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した警備業務を実施するとともに、防火管理者を設置すること。

(3) 道の駅アグリの郷栗東の維持管理に関する主な業務の範囲

前2項の業務の範囲に加えて、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図

り安全で快適な道路交通環境の形成、並びに地域振興に寄与することを心がけるなど、道の駅として適正な運営にあたること。

(4) 新たな業務の実施

具体的に市が指定する業務以外の新たな業務の実施を希望する場合は、申請の際に提出する事業計画書で提案すること。(この業務の対価として、入館料など通常の利用料以外のものを利用者から徴収することはできないので注意すること。)

(5) 引き継ぎ業務

指定管理期間終了後、指定管理者が交代する場合は、本市の立会いのもとに、利用者等に支障をきたさないように、業務及び書類・情報を引き継ぐものとする。

5. 職員の確保

「4. 業務の範囲及び留意事項」を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、市民サービスの向上と効率的な施設運営を行うために適正な人数の職員を配置すること。

6. 収支の実績

施設の管理運営に係る実績の平均額は、次のとおりである。

「栗東農畜産物処理加工施設」平成23年度から平成26年度までの平均額

①収入

(単位：千円)

項目	内訳	実績額
施設利用料	試食室兼学習室	0
その他売上	食事・売店	128,093
委託料	指定管理委託料	0

②支出

項目	内訳	実績額
人件費	賃金、福利厚生費	41,929
物件費	水道光熱費、消耗品費、修繕費	12,967
諸経費	広告宣伝費、通信費、支払手数料、リース費、清掃衛生処分費、販売促進費、警備費、外部販売手数料	8,172
食材費等	売上原価(食材費、購買品仕入れ)	63,971
租税公課費等	租税公課費、その他	2,300
消費税	消費税	2,316

## 7. 報告書の作成

### (1) 業務報告書

次の事項を記載した業務報告書を作成し、毎四半期終了後翌月の10日までに本市に提出すること。

- ① 管理運営の業務の実施状況等を記載した業務報告書
- ② 施設ごとの利用件数、利用者数及び施設使用料
- ③ その他特に報告を求めるもの

### (2) 事業報告書及び決算書

毎会計年度終了後、事業報告書及び決算書を翌年度5月末までに本市に提出しなければならない。

### (3) その他の報告書の提出

管理業務の実施状況の確認及び利用者数の把握等のために必要とするもの。

## 8. 管理運営経費の精算

毎会計年度終了後に提出する決算書において、市の支払総額と指定管理者が管理運営に要した費用の総額に差が生じた場合でも、差額は精算しないものとする。

## 9. 施設等の修繕の費用負担

施設及び設備等の軽微な修繕等については、指定管理者の負担とする。

施設等の損傷が指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたときは、指定管理者の負担とする。

なお、経年劣化等により、大規模な修繕が必要となった場合は、市と協議を行うものとする。

## 10. 調査、監督

市が行う管理状況の把握のための調査、それに基づく是正措置についての指示等については、正当な理由なく、調査又は報告、資料の提出及びその是正措置についての指示等を拒否することはできない。

### 11. 指定管理者に対する監査

指定管理者が行う施設の管理に係る出納関連の事務について監査を行うことができる。

### 12. 物品の帰属等

管理に必要な備品等の帰属については、市及び指定管理者で協議の上、定めるものとする。

- (1) 市が整備し栗東市備品台帳に登録した備品の所有権は、市に帰属する。
- (2) 市は、前項に規定する備品を指定管理者に無償で貸与する。市が貸与する備品において、故意又は過失により破損又は滅失した場合は、自己の費用により購入又は調達することとする。
- (3) 廃棄等が生じた上記備品の処置については市と指定管理者が協議を行い決定する。

(4) 指定管理者は、上記備品のほか、指定管理者の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

### 1 3. 安全管理

事故の防止や防犯については、保安警備に努めるなど利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

### 1 4. 緊急時の対応

事故や地震その他災害等緊急時の対策については、日頃から必要な訓練を行うとともに、利用者を適切に避難誘導できる体制を整えること。

### 1 5. 秘密保持義務

個人情報適切に保護されるように配慮するとともに、施設を管理運営する上で知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

指定管理者でなくなったり、又は従事者が職務を退いた後も同様とする。

### 1 6. リスク分担

市と指定管理者で負担するリスク分担については、別表のとおりとし、規定した事項以外のことが発生するなど疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

### 1 7. 損害賠償

管理業務を実施中に故意又は過失により本市又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### 1 8. 法令等の遵守

管理にあたっては、次に掲げる法令等に基づき実施しなければならない。

- ① 地方自治法
- ② 栗東農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例
- ③ 栗東農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する規則
- ④ 労働関係法令
- ⑤ 食品衛生法関係法令
- ⑥ 消防法関係法令
- ⑦ 個人情報保護に関する法律
- ⑧ 栗東市個人情報保護条例
- ⑨ 栗東市個人情報保護条例施行規則
- ⑩ その他指定管理業務を行うに当たり遵守すべき法令等

※ 法令に定めのない事項について疑義が生じた場合の措置については、その都度本市と協議して決定するものとする。

### 1 9. 協定の締結

管理の基準、業務の範囲など条例で定める事項のほか、業務執行上必要となる事項を

両者で協議し、概ね次の事項について協定を締結する。協定の締結期間は原則として単年度とする。

- ア 指定管理者に管理させる施設、管理業務の内容
- イ 報告書の作成、提出
- ウ 調査、監督等
- エ 指定期間、委託費の額、支払い等
- オ 利用料金、物品の帰属
- カ 施設等の原形変更の承認、原状回復
- キ 損害賠償、非常事態時の対応、リスク分担
- ク 管理業務の一括委託等の禁止、権利譲渡の禁止、他の業者等への委託の取扱い
- ケ 指定の取消し、管理業務の停止
- コ 秘密の保持、個人情報の保護、情報の公開
- サ 文書等の保存、管理業務の引継ぎ
- シ その他施設の規模、設置目的等必要な事項

## 20. 資料の閲覧

施設の図面は、栗東市環境経済部農林課で閲覧できます。

別表 リスク分担表（負担者側に○）

種 類	内 容	分担者	
		市	指定管理者
物価・金利	物価変動による人件費、物品等経費の増及び金利変動による経費の増		○
需要の変動	当初の見込みと異なる状況の発生 (利用者減による利用料の減など)		○
法令の変更	事業者一般を対象とした法令変更に伴う経費		○
	指定管理者の行う業務に直接かかわる法令変更に伴う経費	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制の変更	○	
	法人としての指定管理者に直接かかわる法令の変更		○
その他の制度変更	市の条例・規則等の廃止その他市の行財政運営上の決定による制度変更等による経費		○
	上記の内、公の施設の廃止その他、指定管理者制度に直接かかわる制度変更等による経費	○	
施設・設備・物品等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、固定経費内で対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの (ただし、事務処理手続きは指定管理者において実施)	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外の施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた小規模（注1）なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた小規模（注1）なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
サービス水準	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準と比した実績との著しい乖離		○
	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準を担保することが不可能な仕様書等の瑕疵	○	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○（市が求償権を行使）
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○（市が求償権を行使）
	市の事故等特別の事情により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、若しくは特殊の事情により管理運営	○	

	サービスの水準及び業務内容の変更をした場合の経費		
	上記以外の場合	両者の協議による	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
住民及び施設利用者の対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者等からのクレーム及び建設的提案・意見への対応		○
	上記以外の、協定書の検討及び見直しに至るような意見への対応	○	
施設の競合	競合施設による利用者減、収入減		○
不可抗力	天災、人災による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由による情報の漏洩、又はこれに伴う犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○

注1 「小規模」：修繕費用等の限度額は、概ね5万円とする。

※協定書本文に記載の項目の再掲を含む。

※上記以外のことで疑義が生じたときは、両者協議のうえ、定めるものとする。

栗東農畜産物処理加工施設  
指定管理者協定書

平成28年3月

## 栗東農畜産物処理加工施設の管理に関する基本協定書（案）

栗東市（以下「甲」という。）と（指定管理者名）（以下「乙」という。）とは、栗東農畜産物処理加工施設（以下「本施設」という。）の管理及び運営について栗東農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第35号）（以下「条例」という。）第6条の規定により次のとおり栗東農畜産物処理加工施設の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲は、条例第6条の規定に基づき、本施設の管理運営について乙を管理者として指定し、乙は、この協定及び条例、栗東農畜産物処理加工施設管理及び運営に関する規則（平成12年栗東町規則第47号。以下「規則」という。）並びにその他関係法令に基づき、地場農産物の消費拡大と雇用機会の増加を図り地域の特性を生かした魅力ある農業振興と加工施設の機能強化を図るため本施設の管理及び運営を行う。

（管理施設の概要）

第2条 管理施設の概要は別紙1のとおりである。

（開館日等）

第3条 本施設の開館日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (2) 火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日以後の最初の休日でない日

2 本施設の開館時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 午前9時30分から午後5時まで。

3 開館日及び開館時間について、前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

（指定期間）

第4条 条例に規定する指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（業務の範囲）

第5条 条例第7条に規定する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本施設の運営に関する業務
  - ア 施設の受付、案内に関する業務
  - イ 施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
  - ウ 施設の使用料の徴収に関する業務
  - エ 施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務
  - オ 農産物の加工
  - カ 農産物及び加工品の販売
  - キ 農業生産技術等の各種学習会の開催
  - ク 農産物の加工体験講座の開催

- ケ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (2) 本施設の維持管理に関する業務
  - ア 施設及び設備の保守点検に関する業務
  - イ 施設の清掃に関する業務
  - ウ 敷地内の清掃等に関する業務
  - エ 備品類の管理・調達
  - オ 保安警備業務
  - カ その他の維持管理
- (3) その他の業務
  - ア 事業計画書及び収支予算書の作成
  - イ 業務報告書の作成
  - ウ 事業報告書（収支決算書含む）の作成
  - エ 施設の法定点検、施設点検報告
  - オ 研修計画等に基づく職員研修（業務研修・接遇研修、人権・同和問題職場内研修、市主催の人権・同和問題研修への参加等）の実施
  - カ 施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録（法廷点検、施設点検等）の報告
  - キ 甲と乙との協議により、乙が実施することとなった業務
  - ク 甲と乙との協議により、両者が共催で実施することとなった事業に係る業務
  - ケ 「道の駅」の運営（別紙2による）に関する業務
  - コ 施設運営に関し特に配慮すべき事項の業務

2 前項各号に掲げる業務の詳細は、仕様書に定めるとおりとする。

（業務範囲及び業務実施条件の変更）

第6条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって前条で定めた本業務の範囲の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲の変更及びそれに伴う指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

（開業準備）

第7条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（本業務の実施）

第8条 乙は、本協定、募集要項、仕様書、条例、及び関係法令等に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、募集要項及び仕様書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項、仕様書の順にその解釈が優先するものとする。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、規則の規定に基づき、管理業務を第三者に再委託してはならない。ただし、本施設

の管理に付随する個別の業務については、この限りではない。

- 2 本業務の一部を第三者に実施させる場合は、あらかじめ甲の承認を得たうえで、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(指定管理委託料の支払い)

第10条 甲は、乙に対して指定管理に係る委託料を支払う。

- 2 甲が乙に対しての委託料等については、年度協定に定めるものとする。
- 3 乙は、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(委託料の変更)

第11条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準又は、物価水準の変動により当初合意された委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって委託料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第12条 乙は、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができる。

- 2 乙が自動販売機の新たに設置契約を締結する場合並びに既存の自動販売機の更新をする場合には、「栗東市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付等に関する要綱」(昭和23年栗東市告示第34号)の規定に準じて行うものとする。

(利用料金)

第13条 利用料金は、乙が、条例に規定する額を徴収するものとする。

(利用料金の減免)

第14条 利用料金の減免は、乙が、条例の規定する範囲内において実施する。

(施設の改修等)

第15条 施設の改造、増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 施設の修繕、損傷、資料等の損傷については、指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表(別紙3)により対応するものとする。

(緊急時の対応)

第16条 乙は、本業務の実施に関連して災害、事故、利用者の疾患又は負傷、その他緊急事態が発生した場合は、直ちに事故等の対応をすると共に、負傷者等への応急処置を行い、医療機関へ搬送、負傷者等の氏名、被害者状況等を確認し、家族等への通報を行う。

- 2 乙は、発生状況をあらかじめ定めた緊急対応マニュアルにより速やかに甲に連絡するとともに、その処理の経過についても必要に応じて随時連絡する。
- 3 乙は、実地訓練を実施し、緊急に備えなければならない。
- 4 乙は、緊急事態発生後速やかに報告書を作成し、甲に提出する。

(危険負担)

第17条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力{ (「不可抗力」とは、天災(地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災(暴動、テロ等)、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。) 以下同じ。} による場合はこの限りでは

ない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。

- 2 施設の管理に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が負担する。
- 3 施設の管理に伴い、通常避けることが出来ない事由により第三者に損害を生じたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、乙がその損害を防止する必要な処置等善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、乙の負担とする。
- 4 乙は、第三者に対して損害の賠償をする場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。
- 5 管理施設に損害を生じたときは、乙は、事故発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

(守秘義務)

第18条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

(個人情報保護)

第19条 乙は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えい、滅失、損傷又は改ざんの防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報公開に関する事項)

第20条 乙は、栗東市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うよう努めなければならない。

(施設内の物品の所有権の帰属)

第21条 甲が整備をし、栗東市備品台帳に登録した備品の所有権は、甲に帰属する。

- 2 甲は、前項に規定する備品を乙に無償で貸与する。
- 3 廃棄等が生じた第1項に規定する備品の処置については甲乙協議を行い決定する。
- 4 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。ただし、乙が指定管理料で購入した備品の所有権は、甲に帰属する。

(事業計画書及び収支予算書)

第22条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに次年度の事業計画書及び収支予算書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- 2 甲及び乙は、事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書)

第23条 乙は、毎四半期終了後、次の各号に示す事項を記載した業務報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況等を記載した業務報告書
- (2) 本施設の利用件数、利用者数及び施設利用料金
- (3) その他特に報告を求めるもの

(事業報告書)

第24条 乙は、条例第15条及び規則第2条の規定に基づき、毎年度5月末までに、次の各号に

示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認)

第25条 甲は前条により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第26条 前条による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を期間を定めて勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、改善策を甲に提出し、速やかにそれを実施しなければならない。

(指定管理者の指定解除に係る手続き等)

第27条 甲は、条例第14条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が前条に規定する勧告をその期間内に実施できなかったとき
- (2) 業務に際し不正行為があったとき
- (3) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (4) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (5) その他、甲が必要と認めるとき

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合は、事前にその旨を乙に通知しなければならない。これにより乙に損害・損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

(第三者への賠償)

第28条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第29条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである

(1) 建物総合損害共済

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(3) 食品営業賠償共済その他食中毒に係る賠償責任保険

(不可抗力発生時の対応)

第30条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第31条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第32条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

(業務の引継ぎ等)

第33条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第34条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第35条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 乙は、別紙2に掲げる備品について甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 乙の費用で購入した備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指

定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第36条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第37条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第38条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(協定の変更)

第39条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙が協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(協定の解除)

第40条 甲は、次の各号に該当すると認めるときは、この指定管理者の指定及び本協定を解除することができるものとする。

(1) 乙が本協定に違反したとき

(2) 甲において施設を休廃止しようとするとき、又は甲において施設を管理しようとするとき

2 前項第2号の規定により解除しようとするときは、甲は6か月前までに乙にその旨を通知する。

3 甲は、乙の責めによる解除によって生じた損害は、賠償しない。

(外部評価の実施)

第41条 乙は、市民サービスの向上を図るため、その指標となる外部評価を年一回実施するものとする。

2 評価者、評価項目、評価方法等は、事前に乙が甲と協議し、決定するものとする。

3 乙は、評価結果を広く市民に通知するとともに、業務改善に努め、事業計画に反映させるものとする。

(一部管理施設の共有)

第42条 甲は、乙の管理施設の一部を、他の団体等に年間を通じて使用させるときは、事前に、乙に通知しなければならない。

2 乙は、他の団体等が、施設の一部を年間を通じて使用するにかかる光熱費等の諸経費については、該当団体等と直接協議して決定するものとする。

(目的外使用における責任の所在)

第43条 前条により、他の団体等が乙の管理施設の一部を使用する場合でも、その施設の管理責任は、乙に所在する。

(解釈)

第44条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第45条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月 日

甲

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市代表者

栗東市長 野村昌弘 印

乙(指定管理者)

所在地

名称

代表者

印

## 別紙1 管理施設の概要

### (1) 管理施設

(ア) 施設名称 栗東農畜産物処理加工施設

(イ) 所在地 栗東市出庭961番地1

#### (ウ) 建物の概要

①構造 木造混合建築 瓦葺平屋建

②延床面積 854.14 m<sup>2</sup>

③施設内容 農畜産物処理加工施設 695.57 m<sup>2</sup>

便所 47.52 m<sup>2</sup>

駐車場 19.73 m<sup>2</sup>

通路 6.91 m<sup>2</sup>

#### ④その他附属施設の概要

プロパン庫 16.58 m<sup>2</sup>、倉庫 39.83 m<sup>2</sup>、物置 28.00 m<sup>2</sup>

(エ) 開設年月 平成12年11月

(オ) 敷地内の外構及び植栽

(カ) その他施設

## 別紙 2

### 「道の駅」の運営について

道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域振興に寄与することを目的として、次の事項を厳守した運営を展開すること。

1. 施設全体、特に便所について、常に安全で快適な利用が可能となるよう適切な管理運営を行うこと。
2. 道路管理者の行う道路に関する情報の収集・提供に協力すること。
3. 案内員に対する研修等を行い、提供する情報の質の向上に努めること。
4. 全体の機能と魅力を高めるため、相互に連携し、協力すること。

指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表（負担者側に○）

種 類	内 容	分 担 者	
		市	指定管理者
物価・金利	物価変動による人件費、物品等経費の増及び金利変動による経費の増		○
需要の変動	当初の見込みと異なる状況の発生 (利用者減による利用料の減など)		○
法令の変更	事業者一般を対象とした法令変更に伴う経費		○
	指定管理者の行う業務に直接かかわる法令変更に伴う経費	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制の変更	○	
	法人としての指定管理者に直接かかわる法令の変更		○
その他の制度変更	市の条例・規則等の廃止その他市の行財政運営上の決定による制度変更等による経費		○
	上記の内、公の施設の廃止その他、指定管理者制度に直接かかわる制度変更等による経費	○	
施設・設備・物品等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、固定経費内で対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの (事務処理手続きは指定管理者において実施)	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外の施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた小規模(注1)なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた小規模(注1)なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
サービス水準	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準と比した実績との著しい乖離		○
	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準を担保することが不可能な仕様書等の瑕疵	○	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○(市が求償権を行使)
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○(市が求償権を行使)
	市の事故等特別の事情により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、若しくは特殊の事情により管理運営サービスの水準及び業務内容の変更をした場合の経費	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	

運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
住民及び施設利用者の対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者等からのクレーム及び建設的提案・意見への対応		○
	上記以外の、協定書の検討及び見直しに至るような意見への対応	○	
施設の競合	競合施設による利用者減、収入減		○
不可抗力	天災、人災による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由による情報の漏洩、又はこれに伴う犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○

注1 「小規模」：修繕費用等の限度額は、概ね5万円とする。

※仕様書本文に記載の項目の再掲を含む。

※上記以外のことで疑義が生じたときは、両者協議のうえ、定めるものとする。

## 栗東農畜産物処理加工施設の管理に関する年度協定書（案）

栗東市(以下「甲」という。)と (指定管理者) (以下「乙」という。)とは、平成28年3月 日に、栗東農畜産物処理加工施設（以下「本施設」という。）の管理に関して、締結した本施設の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理委託料を定めることを目的とするものである。

（平成28年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、平成28年度の業務内容は、基本協定書に定めるとおりであることを確認する。

（平成28年度の指定管理委託料）

第3条 甲は、本業務の実施の対価として、金 (委託料) 円（消費税及び地方消費税を含む。）を四分割して乙に支払うものとする。

2 乙は、4月、7月、10月、1月に指定管理委託料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して支払うものとする。

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月 日

甲

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市代表者

栗東市長 野村昌弘 印

乙（指定管理者）

所在地

名称

代表者

印

「栗東市立農林業技術センター」  
「栗東市立自然活用総合管理棟」  
「こんぜの里バンガロー村」  
「栗東市立森林体験交流センター」  
「栗東市立自然体験学習センター」

## 指定管理者募集要項

栗東市環境経済部農林課  
栗東市教育委員会生涯学習課

平成27年8月

## 目 次

1. 指定管理者の募集	1
2. 指定管理者制度導入の目的	1
3. 施設の概要	1
4. 業務の範囲	3
5. 指定予定期間	3
6. 管理の基準	3
7. 委託料について	3
8. 応募資格	3
9. 申請に必要な書類	4
10. 申請書の受付期間	4
11. 募集要項及び業務指針（仕様書）の配布並びに申請の受付場所	5
12. 選定基準及び選定方法	5
13. 選定結果及び理由の通知	6
14. その他	6

## 1. 指定管理者の募集

栗東市（以下「本市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、栗東市立農林業技術センターの設置及び管理に関する条例（昭和62年栗東町条例第20号）第3条、栗東市立自然活用総合管理棟の設置及び管理に関する条例（平成3年栗東町条例第30号）第4条、こんぜの里バンガロー村の設置及び管理に関する条例（平成5年栗東町条例第8号）第5条、栗東市立森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例（平成11年栗東町条例第10号）第4条及び栗東市立自然体験学習センターの設置及び管理に関する条例（平成19年栗東市条例第19号）第4条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

なお、こんぜの里周辺施設の一体的な活用の促進を図るため、次の施設を同一の指定管理者に管理を委託することとし、一括して指定管理者の募集を行います。

「栗東市立農林業技術センター」

「栗東市立自然活用総合管理棟」

「こんぜの里バンガロー村」

「栗東市立森林体験交流センター」

「栗東市立自然体験学習センター」（以下「5施設」という。）

## 2. 指定管理者制度導入の目的

多様化する市民のニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図ることを目的とします。

## 3. 施設の概要

### ①栗東市立農林業技術センター

- (1) 名称 栗東市立農林業技術センター
- (2) 所在地 栗東市御園1614番地12
- (3) 設置時期 昭和62年4月
- (4) 施設概要
  - ① 敷地面積 1,060㎡
  - ② 建物概要 木造混合建築平屋建 延床面積 328㎡
- (5) 利用者数 

平成24年度	717人
平成25年度	577人
平成26年度	656人

### ②栗東市立自然活用総合管理棟

- (1) 名称 栗東市立自然活用総合管理棟
- (2) 所在地 栗東市荒張1番地11
- (3) 設置時期 平成4年4月

(4) 施設概要

- ① 敷地面積 4, 997 m<sup>2</sup>
- ② 建物概要 木造混合建築2階建 延床面積 424 m<sup>2</sup>

- (5) 利用者数 平成24年度 45, 477人
- 平成25年度 39, 836人
- 平成26年度 45, 585人

③こんぜの里バンガロー村

- (1) 名称 こんぜの里バンガロー村
- (2) 所在地 栗東市観音寺535番地及び554番地1
- (3) 設置時期 平成5年7月

(4) 施設概要

- ① 敷地面積 40, 750 m<sup>2</sup>
- ② 建物概要 木造建築2階建 延床面積 524 m<sup>2</sup>

- (5) 利用者数 平成24年度 4, 564人
- 平成25年度 2, 966人
- 平成26年度 3, 685人

④栗東市立森林体験交流センター

- (1) 名称 栗東市立森林体験交流センター
- (2) 所在地 栗東市観音寺537番地1
- (3) 設置時期 平成11年4月

(4) 施設概要

- ① 敷地面積 8, 415 m<sup>2</sup>
- ② 建物概要 鉄筋コンクリート・鉄骨・木造混合建築2階建  
延床面積 996 m<sup>2</sup>

- (5) 利用者数 平成24年度 12, 556人
- 平成25年度 11, 638人
- 平成26年度 12, 466人

⑤栗東市立自然体験学習センター

- (1) 名称 栗東市立自然体験学習センター
- (2) 所在地 栗東市観音寺459番地20
- (3) 設置時期 平成4年3月 平成20年5月 (リニューアル)

(4) 施設概要

- ① 敷地面積 6, 618 m<sup>2</sup>
- ② 建物概要 鉄筋コンクリート造瓦棒葺2階建 延床面積 1, 643 m<sup>2</sup>

- (5) 利用者数 平成24年度 8, 144人
- 平成25年度 9, 593人
- 平成26年度 8, 406人

※ 詳細については、別冊「5施設管理運営業務仕様書」を参照してください。

#### 4. 業務の範囲

- (1) 5施設の管理運営に関する業務。
- (2) 5施設の維持管理に関する業務。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、5施設の運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務。

※ 詳細については、別冊「5施設管理運営業務仕様書」を参照してください。

#### 5. 指定予定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

（指定期間中、会計年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、本市と協定を締結します。）

#### 6. 管理の基準

- (1) 開館時間
- (2) 休館日

※ 詳細については、別冊「5施設管理運営業務仕様書」を参照してください。

#### 7. 委託料について

管理業務に要する経費として本市が支払う金額は、会計年度ごとに締結する協定書において定めます。（申請の際に応募団体の提案した委託料が、そのまま本市が支払う委託料になるものではありません。）

#### 8. 応募資格

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生手続又は再生手続をしていない法人等であること。
- (3) 本市から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (4) 納期の到来している国税、県税、市税を完納している法人等であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- (6) 市長及び市議会議員本人が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人でない法人等であること。ただし、市長が無限責任社員等で、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもので二分の一以上を出資している法人及び外郭団体等は除きます。

## 9. 申請に必要な書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 添付書類（原則A4版）
  - ① 団体概要書（様式2）
  - ② 当該施設の事業計画書（様式3）
  - ③ 当該施設の収支予算書（平成28年から平成32年までの5年間分）（様式4）
  - ④ 類似施設等運営実績表（様式5）
  - ⑤ 指定申請に係る申立書（様式6）
  - ⑥ 法人の定款又は寄付行為及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
  - ⑦ 法人等の指定管理者指定申請日前において作成した直近2年分の収支予算書、事業計画書及び決算書
  - ⑧ 納税に関する証明書（発行から3月以内のものに限る。）
    - 市税の完納証明書（入札参加資格審査用）
    - 県税の完納証明書
    - 法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書
  - ⑨ 印鑑証明書（発行から3月以内のものに限る。）
- ※ 募集開始日現在において、本市業務委託等入札参加有資格業者であるものは、⑥に掲げる登記簿謄本及び⑧に掲げる市税の完納証明書を提出する必要はありません。
- ※ 提出部数は、別紙「指定管理者指定申請提出書類一覧」を参照してください。
- ※ 申請に係る費用は、申請者の負担とします。なお、提出された書類等は、返却しません。
- ※ 申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、本市は指定管理者の公表等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

## 10. 申請書の受付期間

- (1) 受付期間 平成27年8月24日（月）から同年9月14日（月）まで（必着）  
※土曜日及び日曜日を除く。
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
※施設説明会・・・平成27年8月28日（金）午後2時から現地で実施します。  
施設説明会への参加については、8月27日（木）までの受付期間内に電話等で連絡してください。
- (3) 受付方法 受付期間内に持参してください。（郵送、ファックス、Eメール不可）
- (4) 質問書 募集要項及び仕様書の内容について質疑がある場合は、質問書（様式7）により、平成27年9月7日（月）までに提出してください。  
（ファックス又はEメール可）
- (5) 質問書の回答 ファックス又はEメールにより回答するとともに、他の申請予定者

にその内容を周知します。なお、平成22年9月8日（火）以降の質問については、回答できませんのでご了承願います。

## 1 1. 仕様書及び申請提出書類等の配布並びに申請の受付場所

①仕様書は市ホームページ (<http://www.city.ritto.shiga.jp/>) ダウンロードしてください。

②申請を希望する場合は、次の場所まで申請提出書類等を取りにきていただくか、Eメールに氏名・住所・担当者を記載して、次のEメールアドレスまで申請提出書類等の請求を行なってください。

### 【申請提出者類等の配布並びに申請の受付場所】

栗東市 環境経済部 農林課 担当：井上・西川

電話：077-551-0124、ファックス：077-551-0148

Eメールアドレス：nourin@city.ritto.lg.jp

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

## 1 2. 選定基準及び選定方法

### (1) 選定基準及び視点

- ① 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上が図られること。
  - ア 全ての利用者に対して公平なサービス提供が可能な計画か
  - イ 市民との情報の共有という観点からの情報公開の対応は十分か
  - ウ 利用者サービスの向上に対する考え方や取組が優れているか
  - エ 利用者の声を反映し、要望、苦情等への対応策は十分か
- ② 適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること。
  - ア 管理運営体制は適切か
  - イ 個人情報の保護対策は十分か
  - ウ 安全管理の対策は十分か
  - エ 緊急時の対応策は適切か
  - オ 委託予定業務は適切に行われるか
  - カ 経費削減のための効率的な運営が図られるものとなっているか
  - キ 事業運営のために適切な収支計画がなされているか
- ③ 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。
  - ア 施設の広報計画が適切に行われるか
  - イ 施設の利用促進などに関する企画力、意欲、姿勢、独自性はどうか
  - ウ 取組や提案は実施可能な計画か
  - エ 施設の有効活用のための新たな業務の提案があるか
- ④ 事業計画に沿って計画的で適切な運営を安定して行う能力を有していること。
  - ア 職員の採用計画や資格、経験は十分か
  - イ 職員の指導や育成に対する考え方や計画が具体的で優れているか
  - ウ 申請団体の資本金や信用度が優れているか

- エ 施設の管理運営に必要な経験と実績（類似施設等での実績含む）を備えているか
- オ 社会貢献活動への取組は十分か

## （2）選定方法

応募書類の審査及び代表者等の面接審査により選定します。

- ※ 面接審査は、平成27年10月頃を予定しています。日時等詳細は後日ご連絡します。

## 1.3. 選定結果及び理由の通知

応募者全員に、平成27年11月をめどに、選定結果を文書にてお知らせします。なお、指定管理者は、栗東市議会の議決を経て決定（指定）されます。

- ※ 議決後、業務執行上必要となる事項を本市と指定管理者の協議により協定として締結します。

- ※ 詳細については、別冊「5施設管理運営業務仕様書」を参照してください。

## 1.4. その他

- （1）指定管理者指定申請書その他提出された書類は、公開することがあります。
- （2）管理業務等の実施中に故意又は過失により本市又は第三者に対し、損害を与えたときは、指定管理者の負担でその損害を賠償しなければなりません。
- （3）この損害賠償を担保するため、賠償責任保険に加入していない団体は、保険に加入する必要があります。

## 1.5. 申請提出書類等

- （1）指定管理者指定申請書提出書類一式
- （2）栗東市立農林業技術センターの設置及び管理に関する条例
- （3）栗東市立農林業技術センターの管理及び運営に関する規則
- （4）栗東市立自然活用総合管理棟の設置及び管理に関する条例
- （5）栗東市立自然活用総合管理棟の管理及び運営に関する規則
- （6）こんぜの里バンガロー村の設置及び管理に関する条例
- （7）こんぜの里バンガロー村の管理及び運営に関する規則
- （8）栗東市立森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例
- （9）栗東市立森林体験交流センターの管理及び運営に関する規則
- （10）栗東市立自然体験学習センターの設置及び管理に関する条例
- （11）栗東市立自然体験学習センターの管理及び運営に関する規則

「栗東市立農林業技術センター」  
「栗東市立自然活用総合管理棟」  
「こんぜの里バンガロー村」  
「栗東市立森林体験交流センター」  
「栗東市立自然体験学習センター」

## 管理運営業務仕様書

栗東市環境経済部農林課  
栗東市教育委員会生涯学習課

平成27年8月

## 目 次

1. 管理運営の基本方針	1
2. 施設の概要	2
3. 利用時間等	4
4. 業務の範囲及び留意事項	5
5. 職員の確保	7
6. 収支の実績	8
7. 報告書の作成	10
8. 管理運営経費の精算	10
9. 施設等の修繕の費用負担	10
10. 調査、監督	10
11. 指定管理者に対する監査	11
12. 物品の帰属等	11
13. 安全管理	11
14. 緊急時の対応	11
15. 秘密保持義務	11
16. リスク分担	11
17. 損害賠償	12
18. 法令等の遵守	12
19. 協定の締結	12
20. 添付書類	12

## 1. 管理運営の基本方針

### (1) 施設の設置目的、機能

「栗東市立農林業技術センター」

農林業者の健康増進、農林業技術の向上及び生活環境の改善を図るとともに、農村コミュニティの醸成に資するものとする。

「栗東市立自然活用総合管理棟」

中山間地農業の振興を図るとともに豊かな自然を活用し学童を含む都市生活者との体験農業及び農業者との対話、交流により、農業、農村が果たしている社会的役割の認識を深め、併せて憩いの場を提供するものとする。

「こんぜの里バンガロー村」

恵まれた地域資源の効果的な活用をもとに、自然にふれあう農林業体験及び野外活動を通じて、学童の豊かな情操形成や都市生活者との交流を深め、もって地域の活性化と活力ある農林業を展開するものとする。

「栗東市立森林体験交流センター」

中山間地の森林資源を活かし、林業体験活動等を通じて、山村地域社会における農山村と都市の人々との交流を深めるとともに、地域林業者の就労機会の拡大により経営基盤の安定化と地域林業の活性化の促進に寄与するものとする。

「栗東市立自然体験学習センター」

栗東の豊かな自然の中で集団活動と宿泊研修を通じて、豊かな心を育み、明るくたくましい青少年を育成するとともに生涯学習の振興を図るものとする。

### (2) 管理運営

季節等により利用者が変動するなどの管理業務量の変動を考慮し、より効率的な組織・体制での運営に心がけるとともに、運営コストを常に意識し、経費の縮減に努めること。施設の管理運営については、利用者の安全性・利便性確保のために必要な人員数を配置するとともに、専門的な知識・経験・資格を要するところには必要な人員を配置すること。

こんぜの里周辺施設との一体的な管理運営を行うことにより、効率的な運営を図ること。

### (3) 施設の維持管理

施設の機能を十分に発揮でき、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切に管理するとともに、施設の美観的、機能的、経済的損失を最小限にとどめるよう点検、補修及び清掃等を適切に行うこと。

### (4) 利用者等の要望・苦情等への対応

地域住民や利用者等の要望・苦情等については、迅速かつ適切に処理するとともに、管理運営に反映させること。また、その内容及び対応については、速やかに市に報告すること。これらの手順については、マニュアルとしてまとめておくこと。

(5) 平等利用

正当な理由がない限り市民が施設を利用することを拒んではならず、また、施設の利用に対して不当な差別的扱いをしてはならない。

(6) 情報公開

施設の管理運営を行うにあたって作成し、又は取得した文書等については、個人情報などあらかじめ非公開情報として定めているもの以外は、公開を求める者に対して、これを開示すること。

(7) モニタリング

利用者等に対して施設の管理運営についてのアンケート調査を行うなど、施設に対するニーズ等の把握を行い、この結果について、速やかに市に報告すること。

(8) 市民サービスの向上

市民サービスの向上につながる業務を創意工夫して行い、利用者の満足度を高めていくこと。

(9) 利用促進

催事にあわせたイベントの企画、講座の開催や各種大会の誘致活動など、農林業体験交流及び自然体験学習を通じて施設の利用促進につながるような活動を継続して実施するとともに、広報活動を通して利用者に必要な情報提供に努めること。

(10) 地域住民や他施設等との連携

地域住民やこんぜの里周辺施設などと連携をとり、施設の円滑な管理運営に努めること。

(11) 環境への配慮

施設の法的点検、施設点検等の実施及び報告をすること（施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録を含む）。

(12) 障がい者の雇用

障がい者の積極的な雇用に努めること。

## 2. 施設の概要

### ①栗東市立農林業技術センター

- |          |               |
|----------|---------------|
| (1) 名称   | 栗東市立農林業技術センター |
| (2) 所在地  | 栗東市御園1614番地12 |
| (3) 設置時期 | 昭和62年4月       |
| (4) 施設概要 |               |
| ① 敷地面積   | 1,060㎡        |

② 建物概要

構 造 木造建築平屋建

延床面積 328㎡

施設内容 大会議室1室、研修室1室、農産物調理加工実習室1室、トイレ等

③ その他附属施設の概要 該当なし

(5) 施設の図面

別途閲覧

②栗東市立自然活用総合管理棟

(1) 名 称 栗東市立自然活用総合管理棟（道の駅こんぜの里りっとう）

(2) 所 在 地 栗東市荒張1番地11

(3) 設置時期 平成4年4月

(4) 施設概要

① 敷地面積 4,997㎡

② 建物概要

構 造 木造混合建築2階建

延床面積 424㎡

施設内容 研修室1室、物産販売所、食堂、トイレ等

③ その他附属施設の概要

足湯（営業期間：4月～11月）

(5) 施設の図面

別途閲覧

③こんぜの里バンガロー村

(1) 名 称 こんぜの里バンガロー村

(2) 所 在 地 栗東市観音寺535番地及び554番地1

(3) 設置時期 平成5年7月

(4) 施設概要

① 敷地面積 40,750㎡

② 建物概要

構 造 木造建築2階建 宿泊施設

延床面積 524㎡

施設内容 管理棟1棟、バンガロー（4名×3棟、5名×3棟、6名×3棟）、  
テントサイト10基

③ その他附属施設の概要

野外活動施設、水車公園

(5) 施設の図面

別途閲覧

④栗東市立森林体験交流センター

(1) 名 称 栗東市立森林体験交流センター（森遊館）

- (2) 所在地 栗東市観音寺537番地1
- (3) 設置時期 平成11年4月
- (4) 施設概要
- ① 敷地面積 8,415㎡
  - ② 建物概要
    - 構造 鉄筋コンクリート・鉄骨・木造混合建築2階建 宿泊研修施設
    - 延床面積 996㎡
    - 施設内容 宿泊室(4名×4室)、宿泊室兼研修室(5名×6室)、ホール(食堂)、浴室、トイレ等
  - ③ その他附属施設の概要
    - 屋外実習室、きのこ園
- (5) 施設の図面  
別途閲覧

⑤栗東市立自然体験学習センター

- (1) 名称 栗東市立自然体験学習センター(森の未来館)
- (2) 所在地 栗東市観音寺459番地20
- (3) 設置時期 平成4年3月 平成20年5月(リニューアル)
- (4) 施設概要
- ① 敷地面積 6,618㎡
  - ② 建物概要
    - 構造 鉄筋コンクリート造瓦葺2階建 宿泊研修施設
    - 延床面積 1,643㎡
    - 施設内容 宿泊室(8名×8室、7名×4室、4名×2室)、大研修室1室、小研修室1室、ホール(食堂)、応接室、浴室、トイレ等
  - ③ その他附属施設の概要
    - 鉄骨造鉄板葺平屋建車庫ほか2棟
- (5) 施設の図面  
別途閲覧

3. 利用時間等

- (1) 開館時間 午前9時から午後8時まで(栗東市立農林業技術センターは、午前8時30分から午後10時まで)
- (2) 休館日 ① 水曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は、その翌日以後の最初の休日でない日(栗東市立農林業技術センターは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日)
- ② 12月29日から翌年1月3日までの日
- (3) 開館時間及び休館日については、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

#### (4) 利用の制限

次に該当するときは、使用を許可しないこと。

- ① 公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- ② 営利を目的とすると認められるとき。
- ③ その他市長が適当でないと認めるとき。

詳しくは、各施設の設置及び管理に関する条例を参照ください。

### 4. 業務の範囲及び留意事項

#### (1) 管理運営に関する主な業務の範囲

##### ① 管理業務

##### ア 基本的な管理運営業務

- ・総括責任者として、施設長を各施設 1 人配置すること。
- ・宿泊施設において、宿泊利用がある場合には、宿直員を配置すること。（宿泊者がいない場合は機械警備を行うこと。）
- ・従業員は名札の着用をすること。
- ・整理整頓、節電、節水の協力をお願いすること。
- ・労働関係法令を遵守するとともに、管理運営に支障がない勤務体制をとること。

##### イ 職員への研修の実施

職員の能力向上のために研修計画等に基づき、必要な研修（業務研修、接遇研修、人権・同和問題研修等）を行うこと。

##### ウ 事業計画書の作成

指定管理者が行う業務に関する事業計画書を毎年度作成し、年度が始まるまでに市に提出し、承認を得ること。

##### エ 各種報告書の作成

この仕様書の「7. 報告書の作成」を参照のこと。

##### オ 第三者への再委託

清掃、警備といった個々の業務を第三者へ委託することはできるが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできない。また、公の施設の管理運営の主たる業務を委託することもできない。

また、第三者に委託した業務については、常に実施状況を把握するとともに、必要に応じて指導するなど、責任をもって管理すること。

##### カ 危険防止等のための施設の利用禁止及び制限

##### キ 他都市からの行政視察及び見学者等への施設の説明

##### ク 各種物品、消耗品の購入

##### ケ 光熱水費等の支払などの経理事務

委託料を他の経費と区分して整理し、常にその収支を明らかにしておくこと。

##### コ 文書等の管理及び保存

施設の管理及び事業を行うため、活動記録や経理に関する帳簿等必要な書類を備えておくこと。

指定管理業務を行うにあたり作成し、又は受領した文書等は、適正に管理・保

存すること。また、指定期間終了時に、市の指示に従って引き渡すこと。

サ 本市が推進する事業に伴う業務等

② 受付、案内、収納業務

ア 施設利用の予約受付、案内業務

- ・受付カウンターにおいて、受付及び案内業務を行う職員を開館時間のうち午前9時から午後5時の間1人以上配置すること。
- ・施設利用の予約受付については、こんぜの里周辺施設の一体的な活用を図るため、施設規模と目的にあった利用促進に努めること。
- ・栗東市立自然体験学習センターにおける森林環境学習「やまのこ」事業の受け入れにあたっては、1日当たりの受け入れ校は1校とし、他の利用者の受入についても考慮すること。

イ 利用料金の収納業務

条例に基づく利用料金を受領したときは、指定管理者の収入とする。利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、市長の承認を得て定めること。

收受した全ての利用料金について帳簿を作成すること。

③ 宿泊業務

森林環境学習「やまのこ」事業宿泊受入に伴う食事については、教育課程の一環として実施されることから、一般の利用者とは別にメニューを設けるとともにアレルギー対応等について配慮を行うこと。

(2) 施設の維持管理に関する主な業務の範囲

① 施設の保守管理業務

施設を適切に運営するために、日常的に施設の点検を行い、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれなどが発生しない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

また、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合を発見した際には、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

特に、浴室の水質管理については衛生管理等の基準を遵守し、適正に管理すること。

② 施設及び敷地内清掃

施設の良い衛生環境、美観の維持に心がけ、公の施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

ア 床、壁、扉、窓ガラス、備品、照明器具、衛生器具等について、場所ごとに日常清掃、定期清掃を組み合わせ、ごみ、ほこり、汚れなどがいない状態を維持すること。

イ 日常清掃の範囲は、ホール（食堂）、宿泊室、研修室、浴室、トイレ、事務室、駐車場等とする。

ウ 定期清掃の範囲は、床、窓枠、窓ガラス及び照明器具等清掃、並びに害虫駆除とする。

エ 施設の清掃時間、清掃頻度などは施設利用者の妨げとならないように行うとともに、作業時は、利用者や壁等にほこり、清掃用水等を飛散させないように十分注

意すること。

オ 敷地内の草刈については、利用者の利用頻度及び状況を予測し、利用者に不便をかけないように年間計画を作成し実施すること。

カ 区域内の不法投棄については、持ち主が判別できれば、投棄者に処理させることを原則とし、特定できない場合においては、指定管理者の責任において処理すること。

キ 敷地内に植栽している植物については、常に良好な状態に保つこと。

### ③ 設備等の保守点検

附属設備等の安全の確保及び適切な管理運営のために、次に掲げる保守点検等の必要な処置を講じること。

ア 附属施設の法定点検及び初期性能、機能保全のため、概観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務等を行うこと。

イ 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

### ④ 駐車場管理

敷地内にある駐車場の車両の監視を行うとともに、必要に応じて車両の誘導を適切に行うこと。また、繁忙期には、車両誘導員の配置などの対策を講じること。

### ⑤ 警備業務

施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した警備業務を実施するとともに、防火管理者を設置すること。

## (3) 道の駅こんぜの里りっとうの維持管理に関する主な業務の範囲

前2項の業務の範囲に加えて、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成、並びに地域振興に寄与することを心がけるなど、道の駅として適正な運営にあたること。

## (4) 新たな業務の実施

具体的に市が指定する業務以外の新たな業務の実施を希望する場合は、申請の際に提出する事業計画書で提案すること。（この業務の対価として、入館料など通常の利用料以外のものを利用者から徴収することはできないので注意すること。）

## 5. 職員の確保

「4. 業務の範囲及び留意事項」を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、市民サービスの向上と効率的な施設運営を行うために適正な人数の職員を配置すること。

## 6. 収支の実績

施設の管理運営に係る実績の平均額は、次のとおりである。

「栗東市立農林業技術センター」 平成23年度から平成26年までの平均額

(単位：千円)

### ① 収入

項目	内 訳	実績額
施設利用料	研修室	35
その他売上		34
委託料	指定管理委託料	1,392

### ② 支出

人件費	賃金、福利厚生費	315
物件費	水道光熱費、消耗品費、印刷製本費、 修繕費、燃料費	708
諸経費	広告宣伝費、通信費、施設費	419
食材費等		0
租税公課等		26

「栗東市立自然活用総合管理棟」 平成23年度から平成26年度までの平均額

### ① 収入

項目	内 訳	実績額
施設利用料		0
その他売上	食事、売店、クラフトゴルフパック	24,247
委託料	指定管理委託料	6,615

### ② 支出

人件費	賃金、福利厚生費	7,351
物件費	水道光熱費、消耗品費、印刷製本費、 修繕費、燃料費	3,922
諸経費	広告宣伝費、通信費、リース費、 施設費	2,623
食材費等	食材費、購買品仕入	15,000
租税公課等	負担金、委託料、消費税等	970

※足湯の燃料費（灯油代）

270千円

「こんぜの里バンガロー村」 平成23年度から平成27年度までの平均額

### ① 収入

項目	内 訳	実績額
施設利用料	入村料、宿泊料、研修室	8,427
その他売上	貸出、売店	436
委託料	指定管理委託料	4,299

② 支出

人件費	賃金、福利厚生費	6,802
物件費	水道光熱費、消耗品費、印刷製本費、修繕費、燃料費	2,536
諸経費	広告宣伝費、通信費、リース費、施設費	4,181
食材費等	購買品仕入	76
租税公課等	負担金、保険料、委託料、消費税等	819

「栗東市立森林体験交流センター」 平成23年度から平成27年度までの平均額

① 収入

項目	内 訳	実績額
施設利用料	入館料、宿泊料、研修室	8,801
その他売上	食事、売店、クラフトゴルフバック	43,683
委託料	指定管理委託料	10,138

② 支出

人件費	賃金、福利厚生費	20,611
物件費	水道光熱費、消耗品費、印刷製本費、修繕費、燃料費	7,582
諸経費	広告宣伝費、通信費、リース費、施設費	11,500
食材費等	食材費、購買品仕入	17,724
租税公課等	負担金、保険料、委託料、消費税等	3,429

「栗東市立自然体験学習センター」 平成23年度から平成27年度までの平均額

① 収入

項目	内 訳	実績額
施設利用料	入館料、宿泊料、研修室	14,607
その他売上	食事、売店、クラフト	12,104
委託料	指定管理委託料	9,284

② 支出

人件費	賃金、福利厚生費	11,142
物件費	水道光熱費、消耗品費、印刷製本費、修繕費、燃料費	6,756
諸経費	広告宣伝費、通信費、リース費、施設費	9,197
食材費等	食材費、購買品仕入	6,040
租税公課等	負担金、保険料、委託料、消費税等	1,574

## 7. 報告書の作成

### (1) 業務報告書

次の事項を記載した業務報告書を作成し、毎四半期終了後翌月の10日までに本市に提出すること。

- ① 管理運営の業務の実施状況等を記載した業務報告書
- ② 施設ごとの利用件数、利用者数及び施設使用料
- ③ その他特に報告を求めるもの

### (2) 事業報告書及び決算書

毎会計年度終了後、事業報告書及び決算書を翌年度5月末までに本市に提出しなければならない。

### (3) その他の報告書の提出

管理業務の実施状況の確認及び利用者数の把握等のために必要とするもの。

## 8. 管理運営経費の精算

毎会計年度終了後に提出する決算書において、本市の支払総額と指定管理者が管理運営に要した費用の総額に差が生じた場合でも、差額は精算しないものとする。

## 9. 施設等の修繕の費用負担

施設及び設備等の軽微な修繕等については、指定管理者の負担とする。

施設等の損傷が指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたときは、指定管理者の負担とする。

なお、経年劣化等により、大規模な修繕が必要となった場合は、市と協議を行うものとする。

## 10. 調査、監督

市が行う管理状況の把握のための調査、それに基づく是正措置についての指示等については、正当な理由なく、調査又は報告、資料の提出及びその是正措置についての指示等を拒否することはできない。

### 11. 指定管理者に対する監査

指定管理者が行う施設の管理に係る出納関連の事務について監査を行うことができる。

### 12. 物品の帰属等

管理に必要な備品等の帰属については、市及び指定管理者で協議の上、定めるものとする。

(1) 市が整備し栗東市備品台帳に登録した備品の所有権は、市に帰属する。

(2) 市は、前項に規定する備品を指定管理者に無償で貸与する。市が貸与する備品において、故意又は過失により破損又は滅失した場合は、自己の費用により購入又は調達することとする。

- (3) 廃棄等が生じた上記備品の処置については市と指定管理者が協議を行い決定する。
- (4) 指定管理者は、上記備品のほか、指定管理者の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。委託料により購入した備品は市の所有に帰属するものとする。

### 1 3. 安全管理

事故の防止や防犯については、保安警備に努めるなど利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

### 1 4. 緊急時の対応

事故や地震その他災害等緊急時の対策については、日頃から必要な訓練を行うとともに、利用者を適切に避難誘導できる体制を整えること。

### 1 5. 秘密保持義務

個人情報適切に保護されるように配慮するとともに、施設を管理運営する上で知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。  
指定管理者でなくなったり、又は従事者が職務を退いた後も同様とする。

### 1 6. リスク分担

市と指定管理者で負担するリスク分担については、別表のとおりとし、規定した事項以外のことが発生するなど疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

### 1 7. 損害賠償

管理業務を実施中に故意又は過失により本市又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### 1 8. 法令等の遵守

管理にあたっては、次に掲げる法令等に基づき実施しなければならない。

- ① 地方自治法
- ② 栗東市立農林業技術センターの設置及び管理に関する条例
- ③ 栗東市立自然活用総合管理棟の設置及び管理に関する条例
- ④ こんぜの里バンガロー村の設置及び管理に関する条例
- ⑤ 栗東市立森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例
- ⑥ 栗東市立自然体験学習センターの設置及び管理に関する条例
- ⑦ 栗東市立農林業技術センターの管理及び運営に関する規則
- ⑧ 栗東市立自然活用総合管理棟の管理及び運営に関する規則
- ⑨ こんぜの里バンガロー村の管理及び運営に関する規則
- ⑩ 栗東市立森林体験交流センターの管理及び運営に関する規則
- ⑪ 栗東市立自然体験学習センターの管理及び運営に関する規則
- ⑫ 労働関係法令
- ⑬ 旅館業法関係法令

- ⑭ 食品衛生法関係法令
- ⑮ 消防法関係法令
- ⑯ 個人情報保護に関する法律
- ⑰ 栗東市個人情報保護条例
- ⑱ 栗東市個人情報保護条例施行規則
- ⑲ その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等
- ※ 法令に定めのない事項について疑義が生じた場合の措置については、その都度本市と協議して決定するものとする。

## 19. 協定の締結

管理の基準、業務の範囲など条例で定める事項のほか、業務執行上必要となる事項を両者で協議し、概ね次の事項について協定を締結する。協定の締結期間は原則として単年度とする。

- ア 指定管理者に管理させる施設、管理業務の内容
- イ 報告書の作成、提出
- ウ 調査、監督等
- エ 指定期間、委託費の額、支払い
- オ 利用料金、物品の帰属
- カ 施設等の原形変更の承認、原状回復
- キ 損害賠償、非常事態時の対応、リスク分担
- ク 管理業務の一括委託等の禁止、権利譲渡の禁止、他の業者等への委託の取扱い
- ケ 指定の取消し、管理業務の停止
- コ 秘密の保持、個人情報の保護、情報の公開
- サ 文書等の保存、管理業務の引継ぎ
- シ その他施設の規模、設置目的等必要な事項

## 20. 資料の閲覧

施設の図面は、栗東市環境経済部農林課で閲覧できます。

別表 リスク分担表（負担者側に○）

種 類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
物価・金利	物価変動による人件費、物品等経費の増及び金利変動による経費の増		○
需要の変動	当初の見込みと異なる状況の発生 (利用者減による利用料の減など)		○
法令の変更	事業者一般を対象とした法令変更に伴う経費		○
	指定管理者の行う業務に直接かかわる法令変更に伴う経費	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制の変更	○	
	法人としての指定管理者に直接かかわる法令の変更		○
その他の制度変更	市の条例・規則等の廃止その他市の行財政運営上の決定による制度変更等による経費		○
	上記の内、公の施設の廃止その他、指定管理者制度に直接かかわる制度変更等による経費	○	
施設・設備・物品等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、固定経費内で対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの (ただし、事務処理手続きは指定管理者において実施)	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外の施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた小規模（注1）なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた小規模（注1）なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
サービス水準	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準と比した実績との著しい乖離		○
	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準を担保することが不可能な仕様書等の瑕疵	○	

管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○（市が求償権を行使）
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○（市が求償権を行使）
	市の事故等特別の事情により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、若しくは特殊の事情により管理運営サービスの水準及び業務内容の変更をした場合の経費	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
住民及び施設利用者の対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者等からのクレーム及び建設的提案・意見への対応		○
	上記以外の、協定書の検討及び見直しに至るような意見への対応	○	
施設の競合	競合施設による利用者減、収入減		○
不可抗力	天災、人災による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由による情報の漏洩、又はこれに伴う犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○

注1 「小規模」：修繕費用等の限度額は、概ね5万円とする。

※協定書本文に記載の項目の再掲を含む。

※上記以外のことで疑義が生じたときは、両者協議のうえ、定めるものとする。

「栗東市立農林業技術センター」  
「栗東市立自然活用総合管理棟」  
「こんぜの里バンガロー村」  
「栗東市立森林体験交流センター」  
「栗東市立自然体験学習センター」

## 指定管理者協定書

平成28年3月

栗東市立農林業技術センター、栗東市立自然活用総合管理棟、こんぜの里  
バンガロー村、栗東市立森林体験交流センター及び栗東市立自然体験学習センター  
の管理運営に関する協定書（案）

栗東市（以下「甲」という。）と（指定管理者）（以下「乙」という。）とは、栗東市立農林業技術センター、栗東市立自然活用総合管理棟、こんぜの里バンガロー村、栗東市立森林体験交流センター及び栗東市立自然体験学習センター（以下「本施設」という。）の管理及び運営について、栗東市立農林業技術センターの設置及び管理に関する条例（昭和62年栗東町条例第20号）第5条、栗東市立自然活用総合管理棟の設置及び管理に関する条例（平成3年栗東町条例第30号）第6条、こんぜの里バンガロー村の設置及び管理に関する条例（平成5年栗東町条例第8号）第7条、栗東市立森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例（平成11年栗東町条例第10号）第6条及び栗東市立自然体験学習センターの設置及び管理に関する条例（平成19年栗東市条例第19号）第6条（以下「条例」という。）の規定により次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は、条例の規定に基づき、本施設の管理運営について乙を管理者として指定し、乙は、この協定及び条例、栗東市立農林業技術センターの管理及び運営に関する規則（昭和62年栗東町規則第10号）、栗東市立自然活用総合管理棟の管理及び運営に関する規則（平成7年栗東町規則第8号）、こんぜの里バンガロー村の管理及び運営に関する規則（平成7年栗東町規則第9号）、栗東市立森林体験交流センターの管理及び運営に関する規則（平成11年栗東町規則第13号）及び栗東市立自然体験学習センターの管理及び運営に関する規則（平成19年栗東市教育委員会規則第7号）、（以下「規則」という。）並びにその他関係法令に基づき、本施設の管理及び運営を行う。

（管理施設の概要）

第2条 管理施設の概要は別紙1のとおりである。

（開館日等）

第3条 本施設の開館（開場）日は、次に掲げる日以外の日とする。

（1） 12月29日から翌年1月3日までの日

（2） 水曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日以後の最初の休日でない日（栗東市立農林業技術センターは日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）

2 本施設の開館（開場）時間は、午前9時から午後8時までとする。（栗東市立農林業技術センターは午前8時30分から午後10時までとする。）

3 開館日及び開館時間について、前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

（指定期間）

第4条 条例に規定する指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（業務の範囲）

第5条 条例に規定する業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 施設の運営に関する業務

- ア 施設の受付、案内に関する業務
- イ 施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
- ウ 施設の利用料の徴収に関する業務
- エ 施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務
- オ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

- ア 施設及び設備の保守点検に関する業務
- イ 施設の清掃に関する業務
- ウ 敷地内の清掃等に関する業務
- エ 備品類の管理・調達
- オ 保安警備業務
- カ その他の維持管理

(3) その他の業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 業務報告書の作成
- ウ 事業報告書（収支決算書含む）の作成
- エ 施設の法定点検、施設点検報告
- オ 研修計画等に基づく職員研修（業務研修・接遇研修、人権・同和問題職場内研修、市主催の人権・同和問題研修への参加等）の実施
- カ 施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録（法廷点検、施設点検等）の報告
- キ 甲と乙との協議により、乙が実施することとなった業務
- ク 甲と乙との協議により、両者が共催で実施することとなった事業に係る業務
- ケ 「道の駅」の運営（別紙2による）に関する業務
- コ 施設運営に関し特に配慮すべき事項の業務

2 前項各号に掲げる業務の詳細は、仕様書に定めるとおりとする。

（業務範囲及び業務実施条件の変更）

第6条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって前条で定めた本業務の範囲の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲の変更及びそれに伴う指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

（開業準備）

第7条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（本業務の実施）

第8条 乙は、本協定、募集要項、仕様書、条例、及び関係法令等に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、仕様書及び募集要項等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項、仕様書の順にその解釈が優先するものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、規則の規定に基づき、管理業務を第三者に再委託してはならない。ただし、施設の管理に付随する個別の業務については、この限りではない。

2 本業務の一部を第三者に実施させる場合は、あらかじめ甲の承諾を得たうえで、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(指定管理委託料の支払い)

第10条 甲は、乙に対して指定管理に係る委託料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う委託料の詳細は、年度協定書で定めるものとする。

3 乙は、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(委託料の変更等)

第11条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準、物価水準により当初合意された委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって委託料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申し出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第12条 乙は、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができる。

2 乙が自動販売機の新たに設置契約を締結する場合並びに既存の自動販売機の更新をする場合には、「栗東市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付等に関する要綱」(昭和23年栗東市告示第34号)の規定に準じて行うものとする。

(利用料金)

第13条 利用料金は、乙が、条例に規定する額を徴収するものとする。

(利用料金の減免)

第14条 利用料金の減免は、乙が、条例の規定する範囲内において実施する。

(施設の改修等)

第15条 施設の改造、増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 施設の修繕、損傷、資料等の損傷については、指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表(別紙3)により対応するものとする。

(緊急時の対応)

第16条 乙は、本業務の実施に関連して災害、事故、利用者の疾患又は負傷、その他緊急事態が発生した場合は、直ちに事故等の対応をすると共に、負傷者等への応急処置を行い、医療機関へ搬送、負傷者等の氏名、被害者状況等を確認し、家族等への通報を行う。

2 乙は、発生状況をあらかじめ定めた緊急対応マニュアルにより速やかに甲に連絡するとともに、その処理の経過についても必要に応じて随時連絡する。

3 乙は、実地訓練を実施し、緊急に備えなければならない。

4 乙は、緊急事態発生後速やかに報告書を作成し、甲に提出する。

(危険負担)

第17条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力{ (「不可抗力」とは、天災(地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災(暴動、テロ等)、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。) 以下同じ。} による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。

2 施設の管理に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が負担する。

3 施設の管理に伴い、通常避けることが出来ない事由により第三者に損害を生じたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、乙がその損害を防止する必要な処置等善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、乙の負担とする。

4 乙は、第三者に対して損害の賠償をする場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。

5 管理施設に損害を生じたときは、乙は、事故発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

(守秘義務)

第18条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

(個人情報保護)

第19条 乙は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えい、滅失、損傷又は改ざんの防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報公開に関する事項)

第20条 乙は、栗東市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うよう努めなければならない。

(施設内の物品の所有権の帰属)

第20条 甲が整備をし栗東市備品台帳に登録した備品の所有権は、甲に帰属する。

2 甲は、前項に規定する備品を乙に無償で貸与する。

3 廃棄等が生じた第1項に規定する備品の処置については甲乙協議を行い決定する。

4 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。ただし、乙が指定管理料で購入した備品の所有権は、甲に帰属する。

(事業計画書及び収支予算書)

第22条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに次年度の事業計画書及び収支予算書を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲及び乙は、事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書)

第23条 乙は、毎四半期終了後、甲が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した業務

報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理施設の利用状況等を記載した業務報告書
  - (2) 利用料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
  - (3) その他甲が指示する事項
- (事業報告書)

第24条 乙は、条例及び規則の規定に基づき、毎年度終了後、本業務に関し、甲が指定する期日までに次の各号に示す事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 利用料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認)

第25条 甲は第22条により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第26条 前条による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を期間を定めて勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、改善策を甲に提出し、速やかにそれを実施しなければならない。

(指定管理者の指定解除に係る手続き等)

第27条 甲は、条例の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が前条に規定する勧告をその期間内に実施できなかったとき
- (2) 業務に際し不正行為があったとき
- (3) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (4) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (5) その他、甲が必要と認めるとき

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合は、事前にその旨を乙に通知しなければならない。これにより乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(第三者への賠償)

第28条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第29条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 建物総合損害共済

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(3) 食品営業賠償共済その他食中毒に係る賠償責任保険

(不可抗力発生時の対応)

第30条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第31条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第32条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(業務の引継ぎ等)

第33条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第34条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第35条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 乙は、別紙2に掲げる備品について甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 乙の費用で購入した備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第36条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第37条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第38条 乙は、本施設の設定目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(協定の変更)

第39条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(協定の解除)

第40条 甲は、次の各号に該当すると認めるときは、この指定管理者の指定及び本協定を解除し、乙に対し委託金の全部又は、一部の返還を請求することが出来るものとする。

(1) 乙が本協定に違反したとき。

(2) 甲において施設を休廃止しようとするとき、又は甲において施設を管理しようとするとき。

2 前項第2号の規定により解除しようとするときは、甲は、6か月前までに乙にその旨を通知する。

3 甲は、乙の責めによる解除によって生じた損害は、賠償しない。

(外部評価の実施)

第41条 乙は、市民サービスの向上を図るため、その指標となる外部評価を年一回実施するも

のとする。

2 評価者、評価項目、評価方法等は、事前に乙が甲と協議し、決定するものとする。

3 乙は、評価結果を広く市民に通知するとともに、業務改善に努め、事業計画に反映させるものとする。

(一部管理施設の共有)

第42条 甲は、乙の管理施設の一部を、他の団体等に年間を通じて使用させるときは、事前に、乙に通知しなければならない。

2 乙は、他の団体等が、施設の一部を年間を通じて使用にかかる光熱費等の諸経費については、該当団体等と直接協議して決定するものとする。

(目的外使用における責任の所在)

第43条 前条により、他の団体等が乙の管理施設の一部を使用する場合でも、その施設の管理責任は、乙に所在する。

(解釈)

第44条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第45条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月 日

甲

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市代表

栗東市長 野村昌弘 印

乙(指定管理者)

所在地

名称

代表者

印

## 別紙1 管理施設の概要

### (1) 管理施設

- ① 名称 栗東市立農林業技術センター
  - ・ 所在地 栗東市御園1614番地12
  - ・ 建築延面積 328㎡
  - ・ 構造 木造建築平屋建
  - ・ 開設年月 昭和62年4月
  - ・ 施設内容 大会議室、研修室、農産物調理加工実習室、トイレ等
- ② 名称 栗東市立自然活用総合管理棟（道の駅こんぜの里りっとう）
  - ・ 所在地 栗東市荒張1番地11
  - ・ 建築延面積 424㎡
  - ・ 構造 木造混合建築2階建
  - ・ 開設年月 平成4年4月
  - ・ 施設内容 研修室、物産販売所、食堂、トイレ等
  - ・ その他施設 足湯
- ③ 名称 こんぜの里バンガロー村
  - ・ 所在地 栗東市観音寺535番地及び554番地1
  - ・ 建築延面積 524㎡
  - ・ 構造 木造建築2階建
  - ・ 開設年月 平成5年7月
  - ・ 施設内容 宿泊施設（バンガロー9棟、テントサイト10基）、管理棟1棟等
  - ・ その他施設 野外活動施設、水車公園
- ④ 名称 栗東市立森林体験交流センター
  - ・ 所在地 栗東市観音寺537番地1
  - ・ 建築延面積 996㎡
  - ・ 構造 鉄筋コンクリート・鉄骨・木造混合建築2階建
  - ・ 開設年月 平成11年4月
  - ・ 施設内容 宿泊室（4名×4室）、宿泊室兼研修室（5名×6室）、ホール（食堂）、浴室、トイレ等
  - ・ その他施設 屋外実習室、きのこ園
- ⑤ 名称 栗東市立自然体験学習センター
  - ・ 所在地 栗東市観音寺459番地20
  - ・ 建築延面積 1,643㎡
  - ・ 構造 鉄筋コンクリート造瓦棒葺2階建
  - ・ 開設年月 平成4年3月  
平成20年5月（リニューアル）
  - ・ 施設内容 宿泊室（8名×8室、7名×4室、4名×2室）、大研修室、小研修室、ホール（食堂）、応接室、浴室、トイレ等
  - ・ その他施設 鉄骨造鉄板葺平屋建車庫ほか2棟

## 別紙2

### 「道の駅」の運営について

道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域振興に寄与することを目的として、次の事項を厳守した運営を展開すること。

1. 施設全体、特に便所について、常に安全で快適な利用が可能となるよう適切な管理運営を行うこと。
2. 道路管理者の行う道路に関する情報の収集・提供に協力すること。
3. 案内員に対する研修等を行い、提供する情報の質の向上に努めること。
4. 全体の機能と魅力を高めるため、相互に連携し、協力すること。

## 別紙 3

指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表（負担者側に○）

種 類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
物価・金利	物価変動による人件費、物品等経費の増及び金利変動による経費の増		○
需要の変動	当初の見込みと異なる状況の発生 (利用者減による利用料の減など)		○
法令の変更	事業者一般を対象とした法令変更に伴う経費		○
	指定管理者の行う業務に直接かかわる法令変更に伴う経費	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制の変更	○	
	法人としての指定管理者に直接かかわる法令の変更		○
その他の制度変更	市の条例・規則等の廃止その他市の行財政運営上の決定による制度変更等による経費		○
	上記の内、公の施設の廃止その他、指定管理者制度に直接かかわる制度変更等による経費	○	
施設・設備・物品等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、固定経費内で対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの (ただし、事務処理手続きは指定管理者において実施)	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外の施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた小規模（注1）なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた小規模（注1）なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
サービス水準	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準と比した実績との著しい乖離		○
	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準を担保することが不可能な仕様書等の瑕疵	○	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○（市が求償権を行使）

	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○（市が求償権を行使）
	市の事故等特別の事情により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、若しくは特殊の事情により管理運営サービスの水準及び業務内容の変更をした場合の経費	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
住民及び施設利用者の対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者等からのクレーム及び建設的提案・意見への対応		○
	上記以外の、協定書の検討及び見直しに至るような意見への対応	○	
施設の競合	競合施設による利用者減、収入減		○
不可抗力	天災、人災による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由による情報の漏洩、又はこれに伴う犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○

注1 「小規模」：修繕費用等の限度額は、概ね5万円とする。

※仕様書本文に記載の項目の再掲を含む。

※上記以外のことで疑義が生じたときは、両者協議のうえ、定めるものとする。

栗東市立農林業技術センター、栗東市立自然活用総合管理棟、こんぜの里バンガロー村、  
栗東市立森林体験交流センター及び栗東市立自然体験学習センター  
の管理に関する年度協定書（案）

栗東市（以下「甲」という。）と（指定管理者）（以下「乙」という。）とは、平成28年3月 日に、栗東市立農林業技術センター、栗東市立自然活用総合管理棟、こんぜの里バンガロー村、栗東市立森林体験交流センター及び栗東市立自然体験学習センター（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した本施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理委託料を定めることを目的とするものである。

（平成28年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、平成28年度の業務内容は、基本協定に定めるとおりであることを確認する。

（平成28年度の指定管理委託料）

第3条 甲は、本業務の実施の対価として、金（委託料） 円（消費税及び地方消費税を含む。）を四分割して乙に支払うものとする。

2 乙は、4月、7月、10月、1月に指定管理委託料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して支払うものとする。

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月 日

甲

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市代表者

栗東市長 野村 昌弘 印

乙（指定管理者）

所在地

名称

代表者

印

内訳表

本 施 設	指定管理委託料	備 考
栗東市立農林業技術センター	(委託料)	
栗東市立自然活用総合管理棟	(委託料)	
こんぜの里バンガロー村	(委託料)	
栗東市立森林体験交流センター	(委託料)	
栗東市立自然体験学習センター	(委託料)	

**栗東シルバーワークプラザ  
指定管理者募集要項（案）**

栗東市環境経済部経済振興労政課

平成27年8月

## 目 次

1. 指定管理者の募集	1
2. 指定管理者制度導入の目的	1
3. 施設の概要	1
4. 業務の範囲	1
5. 指定予定期間	2
6. 管理の基準	2
7. 委託料について	2
8. 応募資格	2
9. 申請に必要な書類	2
10. 申請書の受付期間	3
(1) 受付期間	3
(2) 受付時間	3
(3) 質問書	3
(4) 質問書の回答	3
11. 募集要項及び業務指針（仕様書）の配布並びに申請の受付場所	3
12. 選定基準及び選定方法	4
(1) 選定基準及び視点	4
(2) 選定方法	4
13. 選定結果及び理由の通知	4
14. その他	5
15. 添付資料	5

## 1. 指定管理者の募集

栗東市（以下「本市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項及び栗東シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例（平成5年栗東町条例第9号）第4条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

## 2. 指定管理者制度導入の目的

栗東シルバーワークプラザは、高齢者が自己の労働能力を活用するための拠点としての場を提供し、高齢者の福祉の増進と能力を活かした活力ある地域づくりを推進するための施設として、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するために、かつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図ることを目的とし指定管理者制度を導入します。

## 3. 施設の概要

(1) 名称 栗東シルバーワークプラザ

(2) 所在地 栗東市小野452番地1

(3) 設置時期 平成5年4月

### (4) 施設概要

① 敷地面積 1,652㎡

### ② 建物概要

構造：鉄骨造2階建（事務所棟） 鉄骨平屋建（作業棟、多目的ハウス）

延床面積：624.13㎡

内訳（事務所棟） 404.00㎡

（作業棟） 120.00㎡

（多目的ハウス） 23.83㎡

（その他） 76.30㎡

施設内容：事務所棟1階 事務室・休憩室・展示コーナー・書庫等

事務所棟2階 研修室・和室・書庫等

作業棟 木工室・軽作業室・倉庫

その他 自転車置場・多目的ハウスなど

③ 附属施設 駐車場（所在地：小野446番地1 敷地面積：1,281㎡）

(5) 利用者数 平成24年度 15,953人

平成25年度 13,204人

平成26年度 12,597人

## 4. 業務の範囲

(1) 栗東シルバーワークプラザの使用の許可等に関する業務。

(2) 栗東シルバーワークプラザの施設の運営に関する業務。

(3) 栗東シルバーワークプラザの施設及び設備の維持管理に関する業務。

(4) 前各号に掲げるもののほか、栗東シルバーワークプラザの運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務。

※ 詳細については、「栗東シルバーワークプラザ管理運営業務仕様書」を参照してください。

#### 5. 指定予定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日まで

(指定期間中、会計年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)ごとに、本市と協定を締結します。)

#### 6. 管理の基準

(1) 開館時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 休館日 ①12月29日から翌年1月3日まで

②土曜日・日曜日

③国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

※詳細については、「栗東シルバーワークプラザ管理運営業務仕様書」を参照してください。

#### 7. 委託料について

管理業務に要する経費として本市が支払う金額は、会計年度ごとに締結する協定書において定めます。(申請の際に応募団体の提案した委託料が、そのまま本市が支払う委託料になるものではありません。)

#### 8. 応募資格

栗東シルバーワークプラザの設置目的から、応募資格を有する者は、公益社団法人栗東市シルバー人材センターに限ります。

ただし、以下に掲げる項目について要件を満たしていることとします。

(1) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続をしていないこと。

(2) 納期の到来している国税、県税、市税を完納していること。

#### 9. 申請に必要な書類

(1) 指定管理者指定申請書(様式1)

(2) 添付書類(原則A4版)

①団体概要書(様式2)

②当該施設の事業計画書(様式3)

③当該施設の収支予算書(平成28年から平成33年までの5年間分)(様式4)

④類似施設等運営実績表(様式5、該当がある場合のみ)

⑤指定管理者指定申請に係る申立書(様式6)

⑥法人の定款又は寄付行為及び登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相

当する書類)

⑦法人等の指定管理者指定申請日前において作成した直近2年分の収支予算書、事業計画書及び決算書

⑧納税に関する証明書（発行から3月以内のものに限る。）

市税の完納証明書（入札参加資格審査用）

県税の完納証明書

法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書

⑨印鑑証明書（発行から3月以内のものに限る。）

※募集開始日現在において、本市業務委託等入札参加有資格業者であるものは、⑥に掲げる登記簿謄本及び⑧に掲げる市税完納証明書を提出する必要はありません。

※提出部数は、別紙「指定管理者指定申請提出書類一覧」を参照してください。持参又は郵送（受付期間必着のこと。）してください。申請に係る費用は、申請者の負担とします。なお、提出された書類等は、返却しません。（ファックス、電子メール等による受付はいたしません。）

※申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、本市は指定管理者の公表等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

※申請書等の様式は、本市ホームページからダウンロードできます。

→ <http://www.city.ritto.shiga.jp/>

## 10. 申請書の受付期間

- (1) 受付期間 平成27年8月24日（月）から同年9月14日（月）まで（必着）  
（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 質問書 募集要項及び仕様書の内容について質疑がある場合は、質問書（様式7）により、遅くとも平成27年9月7日（月）までに提出してください。（ファックス又は電子メール可）
- (4) 質問書の回答 ファックス又は電子メールにより回答します。尚、平成27年9月8日（火）以降の質問については、回答できない場合がありますのでご了承願います。

## 11. 募集要項及び仕様書の配布並びに申請の受付場所

栗東市環境経済部経済振興労政課（庁舎2階） 担当：高田、古川  
電話：077-551-0104  
ファックス：077-551-0148  
メールアドレス：keizai@city.ritto.lg.jp  
郵便番号：520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

## 1 2. 選定基準及び選定方法

### (1) 選定基準及び視点

- ①利用者の平等利用の確保及びサービスの向上が図られること。
  - ア 全ての利用者に対して公平なサービス提供が可能な計画か
  - イ 市民との情報の共有という観点からの情報公開の対応は十分か
  - ウ 利用者サービスの向上に対する考え方や取組が優れているか
  - エ 利用者の声を反映し、要望、苦情等への対応策は十分か
- ②適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること。
  - ア 管理運営体制は適切か
  - イ 個人情報の保護対策は十分か
  - ウ 安全管理の対策は十分か
  - エ 緊急時の対応策は適切か
  - オ 委託予定業務は適切に行われるか
  - カ 経費削減のための効率的な運営が図られるものとなっているか
  - キ 事業運営のために適切な収支計画がなされているか
- ③事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。
  - ア 施設の広報計画が適切に行われるか
  - イ 施設の利用促進などに関する企画力、意欲、姿勢、独自性はどうか
  - ウ 取組や提案は実施可能な計画か
  - エ 施設の有効活用のための新たな業務の提案があるか
- ④事業計画に沿って計画的で適切な運営を安定して行う能力を有していること。
  - ア 職員の採用計画や資格、経験は十分か
  - イ 職員の指導や育成に対する考え方や計画が具体的で優れているか
  - ウ 申請団体の資本力や信用度が優れているか
  - エ 施設の管理運営に必要な経験と実績（類似施設等での実績含む）を備えているか
  - オ 社会貢献活動への取組は十分か

### (2) 選定方法

応募書類の審査及び代表者等の面接審査により選定します。

※ 面接審査は、平成27年10月に予定しています。日時等詳細は後日ご連絡します。

## 1 3. 選定結果及び理由の通知

平成27年11月上旬をめどに、選定結果を文書にてお知らせします。なお、指定管理者は、栗東市議会の議決を経て決定（指定）されます。

※議決後、業務執行上必要となる事項を本市と指定管理者の協議により協定として締結します。

※詳細については、「栗東シルバーワークプラザ管理運営業務仕様書」を参照してください。

#### 14. その他

指定管理者指定申請書その他提出された書類は、公開することがあります。

管理業務等の実施中に故意又は過失により市又は第三者に対し、損害を与えたときは、指定管理者の負担でその損害を賠償しなければなりません。

この損害賠償を担保するため、賠償責任保険に加入していない団体は、保険に加入する必要があります。

#### 15. 添付資料

資料1 栗東シルバーワークプラザの管理及び運営に関する条例

資料2 栗東シルバーワークプラザの管理及び運営に関する規則

資料3 指定管理者指定申請提出書類一覧



## ○栗東シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例

平成5年3月30日

条例第9号

## (趣旨)

第1条 この条例は、定年退職後等において、高年齢者が自己の労働能力を活用するための拠点として作業、研修、会議等の場を提供し、高年齢者の福祉の増進と能力をいかした活力ある地域づくりを推進するため、栗東シルバーワークプラザ(以下「ワークプラザ」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

## (名称及び位置)

第2条 ワークプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栗東シルバーワークプラザ	栗東市小野452番地1

## (事業)

第3条 ワークプラザにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 高年齢者の就業機会の提供
- (2) 高年齢者の就業に関する相談及び情報の収集
- (3) 高年齢者に対する軽易な仕事に関する知識及び技能の付与を目的とした講習等の実施
- (4) 臨時的・短期的な就職を希望する高年齢者に対する無料職業紹介

## (指定管理者による管理)

第4条 ワークプラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

## (指定管理者の指定の手続)

第5条 前条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を行ったもののうちから、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、ワークプラザの管理を行わせるに最適と認めるものを、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。

- (2) 施設の適切な管理及び管理経費の縮減が図られること。
- (3) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (4) 事業計画に沿って、計画的で適切な運営を安定して行う能力を有すること。

(協定の締結)

第6条 市長と指定管理者とは、規則で定めるところにより、ワークプラザの管理に関する協定を締結するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ワークプラザの使用の許可に関する業務
- (2) ワークプラザの維持管理に関する業務
- (3) 第3条に規定する事業に関すること。
- (4) その他ワークプラザの管理及び運営に関し市長が必要と認める業務

(注意義務)

第8条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他関係法令等を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。

(施設の変更禁止)

第9条 指定管理者は、施設等を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(目的外使用禁止)

第10条 指定管理者は、施設等を目的外に使用し、又は使用させてはならない。

(守秘義務)

第11条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第12条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業報告の聴取等)

第13条 市長は、ワークプラザの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その業務及び経理の状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し)

第14条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又は当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができる。

(事業報告書の提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより、その業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(利用時間)

第16条 ワークプラザの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第17条 ワークプラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌月1月3日までの日

(損害賠償)

第18条 使用者が故意又は過失により、建物及び附属設備をき損し、若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めによらない場合は、この限りでない。

(規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、ワークプラザの管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成13年9月21日条例第32号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成17年9月27日条例第28号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に15条を加える改正規定(第5条を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

○栗東シルバーワークプラザの管理及び運営に関する規則

平成5年3月30日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、栗東シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例(平成5年栗東町条例第9号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、栗東シルバーワークプラザ(以下「ワークプラザ」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請)

第1条の2 条例第5条第1項の規定による申請は、シルバーワークプラザ指定管理者指定申請書(別記様式第1号)により、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第5条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 年間事業計画書
- (2) 年間収支予算書
- (3) 定款等及び登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (4) 役員及び業務に従事するものの名簿及び履歴書
- (5) 当該法人その他の団体の過去2年間の活動実績の概要を記載した書類
- (6) 当該法人その他の団体の過去2年間の事業収支を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める事項

(協定)

第2条 条例第6条の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 前条第2項第1号の事業計画書に記載された事項
- (2) 委託費の額並びに支払い時期及び方法
- (3) 施設内の物品の所有権の帰属
- (4) 個人情報の保護に関して必要な事項
- (5) 災害、事故、利用者の疾患又は負傷その他の緊急事態が発生した場合の対応
- (6) 危険負担
- (7) 指定管理者の指定解除に係る手続き
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書)

第3条 指定管理者は、条例第15条の栗東シルバーワークプラザ事業報告書(別記様式第2号)に次に掲げる事項を記載し、毎年4月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 使用料収入の実績
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(研修室の使用)

第4条 ワークプラザの研修室(以下「研修室」という。)を使用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高齢者の就業、就労の促進を目的とした機関及び団体
  - (2) 市内に居住するおおむね60歳以上の者で構成された団体
  - (3) その他指定管理者が適当と認めたもの
- 2 研修室を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、ワークプラザの管理、運営及び業務上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、研修室の使用を許可しないものとする。

- (1) 風俗を害し、秩序を乱す使用
- (2) 営利を目的とする使用
- (3) 政治団体活動を目的とする使用
- (4) 管理、運営及び業務上支障がある使用

(使用の取消し)

第6条 指定管理者は、研修室の使用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの規則に違反し、又は使用内容が許可内容と異なったとき。
- (2) 災害その他の事故により研修室の使用ができなくなったとき。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、ワークプラザの管理及び運営に関し必要な事項は、市長の承認を得て、指定管理者が定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年12月27日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栗東シルバーワークプラザ管理運営規則の規定は、平成5年5月1日から適用する。

附 則(平成17年10月1日規則第54号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規則及び附則の次に別記様式第1号を加える改正規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月29日規則第29号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

別記様式第1号(第1条の2関係)

栗東シルバーワークプラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

栗東市長 様

申請者 団体の所在

団体の名称 印

代表者の住所

代表者の氏名 印

電話番号

栗東シルバーワークプラザの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定管理施設の名称	栗東シルバーワークプラザ
指定管理施設の所在	栗東市小野452番地の1

様式第2号(第3条関係)

栗東シルバーワークプラザ事業報告書

年 月 日

栗東市長 様

指定管理者の所在

指定管理者の名称

代表者氏名 印

1 管理業務の実施状況

2 施設の利用状況

3 所有備品

品名	個数

4 管理運営経費の収支状況

(1) 収入

科目	予算額	決算額	説明
合計			

(2) 支出

科目	予算額	決算額	説明
合計			

## 指定管理者指定申請提出書類一覧

施設名：栗東シルバーワークプラザ 所管課：経済振興労政課

No.	提出書類	備考	部数	市チェック
1 指定管理者の申請に関する書類				
1	指定管理者指定申請書（様式1）		1部	
2	団体概要書（様式2）		12部	
3	事業計画書（様式3）		12部	
4	施設の管理に関する業務の収支予算書（平成〇〇年度～〇〇年度の5年間）（様式4）	単年度ごとに作成のこと	12部	
5	類似施設等運営実績表（様式5）	該当がある場合のみ	12部	
6	指定管理者指定申請に係る申立書（様式6）		12部	
7	収支予算書、事業計画書、決算書（過去2年分）		12部	
2 証明書等				
1	定款又は寄付行為、規約その他これらに類する書類		12部	
2	登記簿謄本	法人のみ	1部	
3	財務諸表（過去2年分）	法人のみ 貸借対照表、損益計算書、財産目録など	12部	
4	印鑑証明書	法人のみ 発行から3月以内のもの	1部	
5	市区町村税の完納証明書	発行から3月以内のもの	1部	
6	都道府県税の完納証明書	発行から3月以内のもの	1部	
7	法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書	発行から3月以内のもの	1部	

※ 提出書類は、証明書等を除くA4版とします。

※ 市区町村税、都道府県税、法人税と消費税及び地方消費税の納税義務がない場合は、指定管理者指定申請に係る申立書にその旨を記載すること。



様式1

指定管理者指定申請書

平成 年 月 日

栗東市長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名 印  
電話番号

次の公の施設の管理運営について、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- ・ 公の施設名 栗東シルバーワークプラザ

(添付書類)

- ・ 団体概要書（様式2）
- ・ 事業計画書（様式3）
- ・ 収支予算書（平成28年度～平成32年度の5年分）（様式4）
- ・ 類似施設等運営実績表（様式5）
- ・ 指定管理者指定申請に係る申立書（様式6）
- ・ 収支予算書、事業計画書、決算書（過去2年分）
- ・ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- ・ 登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、当該団体の名称、所在地、設立年次等団体の概要及び活動内容等を記載した書類）
- ・ 財務諸表（過去2年分）
- ・ 印鑑証明書
- ・ 市区町村税の完納証明書
- ・ 都道府県税の完納証明書
- ・ 法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書

様式2

団 体 概 要 書

平成 年 月 日

団 体 名	(フリガナ)			
所 在 地	〒			
代表者名		電話番号		
設立年月日		F a x		
従業員数	人			
沿 革				
主な業務内容				
主な実績				
財政状況 (過去3年間) (単位:千円)	年 度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
	総 収 入			
	総 支 出			
	当期損益			
	累積損益			
担当者連絡先	氏 名:			
	所属・部署:			
	電 話:			
	F a x:			
	e - m a i l:			

様式3

# 事業計画書

団体名：\_\_\_\_\_

代表者名：\_\_\_\_\_

平成 年 月 日

## 1 管理運営の基本方針

(魅力ある施設として多くの市民に利用されるためにどのような運営方針をもつてのぞみますか。)

## 2 指定管理者指定申請の動機

### 3 市民の利用にあたって

#### (1) 市民の平等利用の確保策

(指定管理者は、正当な理由がない限り、市民が本施設を利用することを拒んではならず、また、利用にあたっては不当な差別的取扱いをしてはならないことになっています。本施設の利用に関して市民の平等な利用の確保についての考え方、対策等の概要を記載してください。)

#### (2) 市民との情報の共有という観点からの情報公開への対応

(管理運営にあたっての情報公開内容の概要を記載してください。)

#### (3) 市民サービスの向上策

(サービス向上に向けて、強化するポイントの概要を記載してください。)

#### (4) 施設運営に関するモニタリング

(アンケート調査など市民の声を反映するための方法の概要を記載してください。)

#### 4 要望・苦情等への対応策

(要望・苦情等への対応の手順を示してください。また、対応策をマニュアル化している場合、マニュアルも提出してください。)

#### 5 管理運営にあたって

##### (1) 職員の確保策等

###### ① 本施設に従事する職員・臨時職員等の確保策、雇用スケジュール

(本施設に従事する職員・臨時職員等の採用計画等を記載してください。また、新規雇用を計画している人数、職種がわかるように記載してください。)

###### ② 施設の管理に必要な資格の保有者、技術者の人数及び経験年数

###### ③ 職員の研修計画

(本施設に従事する職員・臨時職員等の研修計画(業務研修、接遇研修、人権・同和問題職場内研修、市主催の人権・同和問題研修への参加等)について記載してください。)

##### (2) 管理運営体制

###### ① 組織図(指揮命令系統がわかるもの)

(本施設を運営する組織図を示してください。組織図の中には職員数と業務内容、資格なども示してください。なお、今回の応募時点で既に配置を予想している具体的な人材がある場合には、当該業務の経験年数、資格などを記載してください。)

###### ② 開館日の配置人数を示してください。

(業務ごとに曜日ごとの配置人員がわかるように記載してください。)

【例】

	事務室	窓口	清掃	・・・
平日	( )	( )	( )	( )
土日・祝日	( )	( )	( )	( )

※ ( ) には、臨時職員で内数を記載してください。

③ 現金や書類等の管理方法

(現金や書類等の管理方法の概要を記載してください。)

④ 秘密保持義務対策

(個人情報の管理方法の概要を記載してください。)

⑤ 安全管理対策

(事故防止の取組みや体制など安全管理対策の概要を記載してください。)

⑥ 利用者に事故が起きた場合の対応策、地震、火事その他災害等緊急時の体制・対策

(事故発生時、緊急時の体制、対策の概要を記載してください。)

⑦ 委託予定業務

(委託を予定している業務について、その業務の内容、委託する理由、委託先選定にあたっての方法、受託業者への指導体制などを、施設運営、施設維持管理、植栽等維持管理、利用促進事業ごとに記載してください。委託予定の業務すべてを記載してください。)

6 施設の効果的・効率的な管理

(1) 管理経費の縮減方法

(サービスの低下を招かない経費の縮減方法の概要を記載してください。)

(2) 広報計画

(広報活動についての提案内容の概要を記載してください。)

(3) 利用促進等

(利用促進イベント等についての提案内容・事業計画の概要を記載してください。)

7 市が指定する業務以外の新たな業務（自主事業）の提案

(施設を有効的に活用するために、自主事業等の新たな業務の実施を希望する場合、その内容・費用等を具体的に記載してください。また、当該費用については、収支予算書に計上してください。)

8 管理運營業務実績

(これまで行ってきた管理運營業務の中で、工夫してきたことや特に取り組んできたことを記載してください。)

9 社会貢献

(環境保護、障がい者雇用、地域活動への参加等の社会貢献活動の実績又は今後の予定を示してください。ごみの削減、省エネ、CO2削減、ISO14001の取得状況、障がい者の雇用についての方針等も併せて記載してください。)

10 その他

(特記すべき事項があれば記載してください。)

様式 4

収支予算書

		平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	備考
【収入の部】		(単位：千円)														
指定管理料																
利用料金																
収入合計 (A)																
【支出合計】		(内訳)														
人件費																
給料																
諸手当																
社会保険料																
一般管理費																
消耗品費																
印刷製本費																
通信運搬費																
使用料及び賃借料																
維持管理費																
光熱水費																
修繕費																
手数料																
委託料																
新規事業費																
その他																
公課費																
支出合計 (B)																
収支差引 (A) - (B)																
※ 人件費欄には施設管理に係るすべての人件費を、一般管理費欄には事務関係費（人件費を除く。）を、維持管理費欄には施設の維持管理に係る経費（人件費を除く。）をそれぞれに記載してください。																

様式 5

類似施設等運営実績表

申請団体名： \_\_\_\_\_

No.	施設名	所在地	施設の用途、内容 など	運営業務内容	運営期間	
					開始	年 月 日
1					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
2					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
3					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
4					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
5					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
6					終了	年 月 日
					開始	年 月 日

※ 過去5年間（平成 年度～平成 年度）の類似施設等の主な運営実績について記入してください。

様式6

指定管理者指定申請に係る申立書

平成 年 月 日

栗東市長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名 印

栗東シルバーワークプラザの指定管理者の指定申請に際し、次の事項について虚偽でないことを申し立てます

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- 3 市区町村税、都道府県税、法人税と消費税及び地方消費税を滞納していないこと。  
ただし、次の税については該当がありません。  
 市区町村税  
 都道府県税  
 法人税と消費税及び地方消費税
- 4 応募書類に虚偽の記載がないこと。

様式7

指定管理者指定申請に係る質問書

平成 年 月 日

栗東市 経済振興労政課長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
担当者氏名 印  
電話番号  
F A X  
E-mail

栗東シルバーワークプラザの指定管理者の指定申請について、次の事項について質問書を提出します。

質問事項	質問内容
例) 募集要項○ページ 9-(2) -③ ○○○○ について	

※ FAX・E-mailで提出してください。



**栗東シルバーワークプラザ指定管理者  
管理運営業務仕様書（案）**

栗東市環境経済部経済振興労政課

平成 27 年 8 月



## 1. 管理運営の基本方針

### (1) 施設の設置目的、機能

栗東シルバーワークプラザは、高齢者が自己の労働能力を活用するための拠点としての場を提供し、高齢者の福祉の増進と能力をいかした活力ある地域づくりを推進するために平成5年4月に開館した施設であり、以下の業務を行う。

- ①高齢者の就業機会の提供
- ②高齢者の就業に関する相談及び情報の収集
- ③高齢者に対する軽易な仕事に関する知識及び、技能の付与を目的とした講習等の実施
- ④臨時的・短期的な就職を希望する高齢者に対する無料職業紹介

### (2) 管理運営

季節等により利用者が変動するなどの管理業務量の変動を考慮し、より効率的な組織・体制での運営に心がけるとともに、運営コストを常に意識し、経費の縮減に努めること。施設の管理運営については、利用者の安全性・利便性確保のために必要な人員数を配置するとともに、専門的な知識・経験を要するところには必要な人員を配置すること。

### (3) 施設の維持管理

施設の機能を十分に発揮でき、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切に管理するとともに、施設の美観的、機能的、経済的損失を最小限にとどめるよう点検、補修及び清掃等を適切に行うこと。

### (4) 利用者等の要望・苦情等への対応

地域住民や利用者の要望・苦情等については、迅速かつ適切に処理するとともに、管理運営に反映させること。また、その内容及び対応については、速やかに本市に報告すること。これらの手順については、マニュアルとしてまとめておくこと。

### (5) 平等利用

正当な理由がない限り市民が施設を利用することを拒んではならず、また、施設の利用に対して不当な差別的扱いをしてはならない。

### (6) 情報公開

施設の管理運営を行うにあたって作成し、又は取得した文書等については、個人情報などあらかじめ非公開情報として定めているもの以外は、公開を求める者に対して、これを開示すること。

### (7) モニタリング

利用者等に対して施設の管理運営についてのアンケート調査を行うなど、施設に対するニーズ等の把握を行い、この結果について、速やかに本市に報告すること。

### (8) 市民サービスの向上

市民サービスの向上につながる業務を創意工夫して行い、利用者の満足度を高めていくこと。

### (9) 利用促進

催事にあわせたイベントの企画、講座の開催や各種大会の誘致活動など、施設の利用促進につながるような活動を継続して実施するとともに、広報活動を通して利用者必

要な情報提供に努めること。

(10) 地域住民や他施設等との連携

地域住民などと連携をとり、施設の円滑な管理運営に努めること。

(11) 環境への配慮や障がい者の雇用など

地球温暖化に問題に対応するには、経済社会活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていかなければならず、幅広い規制に従うだけでなく、その活動全体にわたって、自主的かつ積極的に環境保全の取り組みを進めていくこと。

## 2. 施設の概要

(1) 名称 栗東シルバーワークプラザ

(2) 所在地 栗東市小野452番地1

(3) 設置時期 平成5年4月

(4) 施設概要

①敷地面積 1,652㎡

②建物概要

構造：鉄骨造2階建（事務所棟） 鉄骨平屋建（作業棟、多目的ハウス）

延床面積：624.13㎡

内訳（事務所棟） 404.00㎡

（作業棟） 120.00㎡

（多目的ハウス） 23.83㎡

（その他） 76.30㎡

施設内容：事務所棟1階 事務室・休憩室・展示コーナー・書庫等

事務所棟2階 研修室・和室・書庫等

作業棟 木工室・軽作業室・倉庫

その他 自転車置場・多目的ハウスなど

③付属施設 駐車場（所在地：小野446番地1 敷地面積：1,281㎡）

(5) 施設の図面

全体図 別添のとおり

## 3. 利用時間等

(1) 開館時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 休館日 ①12月29日から翌年1月3日まで

②土曜日・日曜日

③国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 利用の制限

次に該当するときは、使用を許可しないこと。

①公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

②営利を目的とすると認められるとき。

③その他市長が適当でないとき。

#### 4. 業務の範囲及び留意事項

##### (1) 管理運営に関する主な業務の範囲

###### ①管理業務

###### ア 基本的な管理運営業務

- ・総括責任者として、施設長を1人配置すること。
- ・労働関係法令を遵守するとともに、管理運営に支障がない勤務体制をとること。

###### イ 職員への研修の実施

職員の能力向上のために研修計画等に基づき、必要な研修（業務研修、接遇研修、人権・同和問題研修等）を行うこと。

###### ウ 事業計画書の作成

指定管理者が行う業務に関する事業計画書を毎年度作成し、年度が始まるまでに本市に提出し、承認を得ること。

###### エ 各種報告書の作成

この仕様書の「7. 報告書の作成」を参照のこと。

###### オ 第三者への再委託

清掃、警備といった個々の業務を第三者へ委託することはできるが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできない。また、公の施設の管理運営の主たる業務を委託することもできない。

また、第三者に委託した業務については、常に実施状況を把握するとともに、必要に応じて指導するなど、責任をもって管理すること。

###### カ 危険防止等のための施設の利用禁止及び制限

###### キ 他都市からの行政視察及び見学者等への施設の説明

###### ク 各種物品、消耗品の購入

###### ケ 光熱水費等の支払などの経理事務

###### コ 本市が推進する事業に伴う業務等

##### (2) 施設の維持管理に関する主な業務の範囲

###### ①施設の保守管理業務

施設を適切に運営するために、日常的に施設の点検を行い、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれなどが発生しない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

また、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合を発見した際には、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

###### ②施設及び敷地内清掃

施設の良い衛生環境、美観の維持に心がけ、公の施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。日常の清掃の範囲は、事務所棟1階及び2階、作業棟、多目的ハウス、駐車場とする。

また、作業時は、通行者や壁等にほこり、清掃用水等を飛散させないように十分注意すること。

###### ③設備等の保守点検

附属設備等の安全の確保及び適切な管理運営のために、次に掲げる保守点検等の必要な処置を講じること。

ア 附属施設の法定点検及び初期性能、機能保全のため、概観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務等を行うこと。

イ 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

#### ④駐車場管理

敷地内にある駐車場の車両の監視を行うとともに、必要に応じて車両の誘導を適切に行うこと。また、繁忙期には、車両誘導員の配置などの対策を講じること。

#### ⑤警備業務

ア 施設内の秩序を維持し、事故・盗難・破壊等犯罪及び火災等の災害発生を警戒・防止し、財産の保全を図ると共に、利用者の安全を守るため、保安警備業務を適切に行うこと。

イ 事故・災害・犯罪から施設利用者を適切に管理できる状態とすること。

ウ 緊急事態が発生した場合は、関係警察署はもとより関係機関への連絡体制を明確にして対応すること。

### (3) 新たな業務の実施

具体的に本市が指定する業務以外の新たな業務の実施を希望する場合は、申請の際に提出する事業計画書で提案すること。（この業務の対価として、入館料など通常の使用料以外のものを利用者から徴収することはできないので注意すること。）

## 5. 職員の確保

「4. 業務の範囲及び留意事項」を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、市民サービスの向上と効率的な施設運営を行うために適正な人数の職員を配置すること。

## 6. 委託料の実績

施設の管理運営に係る委託料の実績額は、以下のとおりである。

平成23年度	1,500千円
平成24年度	1,500千円
平成25年度	1,500千円
平成26年度	1,500千円
平成27年度	1,500千円

※ 上記の額は、本市が支払った委託料で、取引にかかる消費税および地方消費税額を含む額である。

## 7. 報告書の作成

### (1) 事業報告書及び決算書

#### ①事業計画書及び収支予算書の作成

次年度の事業計画書及び収支予算書作成にあたっては、本市と調整を図り、毎年度9月末までに作成し、本市に提出すること。

#### ②事業報告書の作成

毎年度終了後、事業報告書を作成し、4月30日までに本市に提出すること。記載する内容は以下の通りとする。

- ・利用実績（利用人数等）
- ・収支決算書等

### (2) その他の業務

#### ①自己評価の実施

ア 利用者等により、施設運営に関する意見を聴取把握すること。

イ 施設運営に関して、適宜自己評価をおこなうこと。

#### ②指定期間終了にあたっての引継ぎ業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、栗東シルバーワークプラザの施設運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。

#### ③指定管理者は必ず管理責任者を定め、適時業務の行程会議を開催し日常業務の円滑化を図ること。

## 8. 管理運営経費の精算

毎会計年度終了後に提出する決算書において、本市の支払総額と指定管理者が管理運営に要した費用の総額に差が生じた場合でも、差額は精算しないものとする。

## 9. 施設等の修繕の費用負担

委託料の範囲内で施工できる施設及び設備等の軽微な修繕等については、指定管理者の負担とする。

また、施設等の改造や委託料の範囲内では困難な修繕等については、本市と指定管理者で協議の上、定めることとする。

施設等の損傷が指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたときは、指定管理者の負担とする。

## 10. 調査、監督

本市が行う管理状況の把握のための調査、それに基づく是正措置についての指示等については、正当な理由なく、調査又は報告、資料の提出及びその是正措置についての指示等を拒否することはできない。

## 1 1. 指定管理者に対する監査

指定管理者が行う施設の管理に係る出納関連の事務について監査を行うことができる。

## 1 2. 物品の帰属等

- (1) 指定管理者は、委託料により備品を購入するときは、購入後の備品は、栗東市の所有に帰属するものとする。
- (2) 指定管理者は、栗東市の所有する備品については、「栗東市財務規則」に定める備品台帳を備えてその保管にかかる備品を整理し、購入及び廃棄等については栗東市と協議すると共に、移動について定期的に栗東市に報告しなければならない。
- (3) 指定管理者は、栗東市が貸与する備品において、故意又は過失により破損又は滅失した場合は、自己の費用により購入又は、調達すること。
- (4) 備品の詳細の取り扱いについては、別途協定書に規定する。

管理に必要な備品等の帰属については、本市及び指定管理者で協議の上、定めるものとする。

## 1 3. 安全管理

事故の防止や防犯については、保安警備に努めるなど利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

## 1 4. 緊急時の対応

事故や地震その他災害等緊急時の対策については、日頃から必要な訓練を行うとともに、利用者を適切に避難誘導できる体制を整えること。

## 1 5. 秘密保持義務

個人情報適切に保護されるように配慮するとともに、施設を管理運営する上で知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

指定管理者でなくなったとき、又は従事者が職務を退いた後も同様とする。

## 1 6. リスク分担

本市と指定管理者で負担するリスク分担については、別表のとおりとし、規定した事項以外のことが発生するなど疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

## 1 7. 損害賠償

管理業務を実施中に故意又は過失により本市又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 18. 法令等の遵守

管理にあたっては、次に掲げる法令等に基づき実施しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）
- (3) 栗東シルバーワークプラザの管理及び運営に関する条例（平成 5 年条例第 9 号）
- (4) 栗東シルバーワークプラザの管理及び運営に関する規則（平成 5 年規則第 11 号）
- (5) 消防法、消防法施行令、消防法施行規則
- (6) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (7) 栗東市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 29 号）
- (8) その他の関係法令

## 19. 協定の締結

管理の基準、業務の範囲など条例で定める事項のほか、業務執行上必要となる事項を両方で協議し、概ね次の事項について協定を締結する。協定の締結期間は原則として単年度とする。

- ア 指定管理者に管理させる施設、管理業務の内容
- イ 報告書の作成、提出
- ウ 調査、監督等
- エ 指定期間、委託費の額、支払い
- オ 利用料金、物品の帰属
- カ 施設等の原形変更の承認、原状回復
- キ 損害賠償、非常事態時の対応、リスク分担
- ク 管理業務の一括委託等の禁止、権利譲渡の禁止、他の業者等への委託の取扱い
- ケ 指定の取消し、管理業務の停止
- コ 秘密の保持、個人情報の保護、情報の公開
- サ 文書等の保存、管理業務の引継ぎ
- シ その他施設の規模、設置目的等必要な事項

## 別紙

指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表（負担者側に○）

種 類	内 容	分 担 者	
		本市	指定管理者
物価・金利	物価変動による人件費、物品等経費の増及び金利変動による経費の増		○
需要の変動	当初の見込みと異なる状況の発生 (利用者減による利用料金の減など)		○
法令の変更	事業者一般を対象とした法令変更に伴う経費		○
	指定管理者の行う業務に直接かかわる法令変更に伴う経費	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制の変更	○	
	法人としての指定管理者に直接かかわる法令の変更		○
その他の制度 変更	本市の条例・規則等の廃止その他本市の行財政運営上の決定による制度変更等による経費		○
	上記の内、公の施設の廃止その他、指定管理者制度に直接かかわる制度変更等による経費	○	
施設・設備・物 品等の修繕及 び損傷	経年劣化によるもので、固定経費内で対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの (ただし、事務処理手続きは指定管理者において実施)	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外の施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた小規模(注1)なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
サービス水準	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準と比した実績との著しい乖離		○
	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準を担保することが不可能な仕様書等の瑕疵	○	

管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○(本市が求償権を行使)
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○(本市が求償権を行使)
	本市の事故等特別の事情により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、若しくは特殊の事情により管理運営サービスの水準及び業務内容の変更をした場合の経費	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	本市側の要因による運営費用の増大	○	
債務不履行	本市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
住民及び施設利用者の対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者等からのクレーム及び建設的提案・意見への対応		○
	上記以外の、協定書の検討及び見直しに至るような意見への対応	○	
施設の競合	競合施設による利用者減、収入減		○
不可抗力	天災、人災による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴う犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○

※協定書本文に記載の項目の再掲を含む。

※上記以外のことで疑義が生じたときは、両者協議のうえ、定めるものとする。



栗東シルバーワークプラザの管理に  
関する基本協定書 (案)

平成28年 3月

## 栗東シルバーワークプラザの管理に関する基本協定書

栗東市（以下「甲」という。）と（指定管理者名）（以下「乙」という。）とは、栗東シルバーワークプラザの施設（以下「本施設」という。）の管理及び運営について栗東シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例（平成5年栗東町条例第9号、以下「条例」という。）第6条の規定により次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 甲は、条例第4条の規定に基づき、施設の管理運営について乙を管理者として指定し、乙は、この協定及び条例、栗東シルバーワークプラザ管理及び運営に関する規則（平成5年栗東町規則第11号。以下「規則」という。）並びにその他関係法令に基づき、高齢者が長年培った豊かな能力、知識を生かした就業のための機会の拡大を通じて高齢者の社会参加の推進を図り活力ある地域づくりに資するよう施設の管理及び運営を行う。

### （管理施設の概要）

第2条 管理施設の概要は別紙1のとおりである。

### （開館日等）

第3条 本施設の開館日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 12月29日から翌年1月3日まで
  - (2) 土曜日・日曜日
  - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 2 本施設の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 開館日及び開館時間について、前2項の規定にかかわらず、乙は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館若しくは休館し、又は延長若しくは短縮することができる。

### （指定期間）

第4条 本施設の指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### （業務の範囲）

第5条 条例第7条に規定する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本施設の使用の許可に関する業務
- (2) 本施設の維持管理に関する業務
  - ア 施設及び設備の保守点検に関する業務
  - イ 施設の清掃に関する業務
  - ウ 敷地内の清掃等に関する業務
  - エ 備品類の管理・調達
  - オ 保安警備業務
  - カ その他の維持管理
- (3) 条例第3条に規定する事業に関すること。
- (4) その他本施設の管理及び運営に関し市長が必要と認める業務
- (5) その他の業務
  - ア 事業計画書及び収支予算書の作成
  - イ 事業報告書(収支決算書を含む)の作成
  - ウ 施設の法定点検、施設点検等の報告

- エ 研修計画等に基づく職員研修（業務研修、接遇研修、人権・同和問題職場内研修、本市主催の人権・同和問題研修への参加等）の実施
- オ 施設的环境マネジメントシステムの運用における必要な記録（法定点検、施設点検等）の報告
- キ 甲（又は教育委員会）と乙との協議により、乙が実施することとなった業務
- ク 甲（又は教育委員会）と乙との協議により、両者が共催で実施することとなった事業に係る業務
- ケ 施設運営に関し特に配慮すべき事項の業務

2 前項各号に掲げる業務の詳細は、仕様書に定めるとおりとする。

（業務範囲及び業務実施条件の変更）

第6条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって前条で定めた本業務の範囲の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

（開業準備）

第7条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（本業務の実施）

第8条 乙は、本協定、仕様書、条例、規則、及び関係法令等に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、仕様書及び募集要項等の間に矛盾又は食い違いのある場合は、本協定、仕様書、募集要項の順にその解釈が優先するものとする。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、管理業務を第三者に再委託してはならない。ただし、施設の管理に付随する個別の業務については、この限りではない。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、あらかじめ甲の承認を得たうえで、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

（指定管理委託料の支払い）

第10条 甲は、乙に対して指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）を支払う。

2 甲が乙に対して支払う委託料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

3 乙は、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

（委託料の変更）

第11条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準又は、物価水準の変動により当初合意された委託料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって委託料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(施設の改修等)

第12条 施設の改造、増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 施設の修繕、損傷、資料等の損傷については、指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表(別紙2)により対応するものとする。

(緊急時の対応)

第13条 乙は、本業務の実施に関連して災害、事故、利用者の疾患又は負傷、その他緊急事態が発生した場合は、直ちに事故等の対応をすると共に、負傷者等への応急処置を行い、医療機関へ搬送、負傷者等の氏名、被害者状況等を確認し、家族等への通報を行う。

- 2 乙は、発生状況をあらかじめ定めた緊急対応マニュアルにより速やかに甲に連絡するとともに、その処理の経過についても必要に応じて随時連絡する。
- 3 乙は、実地訓練を実施し、緊急に備えなければならない。
- 4 乙は、緊急事態発生後速やかに報告書を作成し、甲に提出する。

(危険負担)

第14条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力{(「不可抗力」とは、天災(地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災(暴動、テロ等)、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。)以下同じ。}による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。

- 2 施設の管理に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が負担する。
- 3 施設の管理に伴い、通常避けることが出来ない事由により第三者に損害を生じたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、乙がその損害を防止する必要な処置等善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、乙の負担とする。
- 4 乙は、第三者に対して損害の賠償をする場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。
- 5 管理施設に損害を生じたときは、乙は、事故発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

(守秘義務)

第15条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

(個人情報保護)

第16条 乙は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えい、滅失、損傷又は改ざんの防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報公開に関する事項)

第17条 乙は、栗東市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うよう努めなければならない。

(施設内の物品の所有権の帰属)

第18条 甲が整備をし栗東市備品台帳に登録した備品の所有権は、甲に帰属する。

2 甲は、前項に規定する備品を乙に無償で貸与する。

3 廃棄等が生じた第1項に規定する備品の処置については甲乙協議を行い決定する。

4 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。ただし、乙が指定管理料で購入した備品の所有権は、甲に帰属する。

(事業計画書及び収支予算書)

第19条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに次年度の事業計画書及び収支予算書を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲及び乙は、事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第20条 乙は、条例第15条及び規則第3条の規定に基づき、毎年度終了後、4月30日までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認)

第21条 甲は前条により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び本施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第22条 前条による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を期間を定めて勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、改善策を甲に提出し、速やかにそれを実施しなければならない。

(指定管理者の指定解除に係る手続き等)

第23条 甲は、条例第14条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が前条に規定する勧告をその期間内に実施できなかったとき

- (2) 業務に際し不正行為があったとき
- (3) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (4) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (5) その他、甲が必要と認めるとき

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合は、事前にその旨を乙に通知しなければならない。これにより乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(第三者への賠償)

第24条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第25条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである

(1) 建物総合損害共済

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(不可抗力発生時の対応)

第26条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第27条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第28条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(業務の引継ぎ等)

第29条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わ

なければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第30条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第31条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 乙は、備品台帳に掲げる備品について甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 乙の費用で購入した備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。この場合の乙の費用とは、甲が支払う委託料以外の財源をいう。

(不可抗力による指定の取り消し)

第32条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第33条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第34条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(協定の変更)

第35条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変わったとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(委託費の返還)

第36条 甲は、次の各号に該当すると認めるときは、この指定管理者の指定及び本協定を解除し、乙に対し委託金の全部又は、一部の返還を請求することができるものとする。

(1) 乙が本協定に違反したとき。

(2) 甲において施設を休廃止しようとするとき、又は甲において施設を管理しようとするとき。

き。

2 前項第2号の規定により解除しようとするときは、甲は、6ヶ月前までに乙にその旨を通知する。

3 甲は、乙の責めによる解除によって生じた損害は、賠償しない。

(外部評価の実施)

第37条 乙は、市民サービスの向上を図るため、その指標となる外部評価を年一回実施するものとする。

2 評価者、評価項目、評価方法等は、事前に乙が甲と協議し、決定するものとする。

3 乙は、評価結果を広く市民に通知するとともに、業務改善に努め、事業計画に反映させるものとする。

(一部管理施設の共有)

第38条 甲は、乙の管理施設の一部を、他の団体等に年間を通じて使用させるときは、事前に、乙に通知しなければならない。

2 乙は、他の団体等が、施設の一部を年間を通じて使用するにかかる光熱費等の諸経費については、該当団体等と直接協議して決定するものとする。

(目的外使用における責任の所在)

第39条 前条により、他の団体等が乙の管理施設の一部を使用する場合でも、その施設の管理責任は、乙に所在する。

(解釈)

第40条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第41条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 3月 31日

甲

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市代表者

栗東市長 野村昌弘 印

乙(指定管理者)

所在地

名称

代表者

印

別紙1 管理施設の概要

(1) 名称 栗東シルバーワークプラザ

(2) 所在地 栗東市小野452番地1

(3) 設置時期 平成5年4月

(4) 施設概要

① 敷地面積 1,652㎡

② 建物概要

構造：鉄骨造2階建（事務所棟） 鉄骨平屋建（作業棟、多目的ハウス）

延床面積：624.13㎡

内訳（事務所棟） 404.00㎡

（作業棟） 120.00㎡

（多目的ハウス） 23.83㎡

（その他） 76.30㎡

施設内容：事務所棟1階 事務室・休憩室・展示コーナー・書庫等

事務所棟2階 研修室・和室・書庫等

作業棟 木工室・軽作業室・倉庫

その他 自転車置場・多目的ハウスなど

③ 付属施設 駐車場（所在地：小野446番地1 敷地面積：1,281㎡）



## 基本協定書別紙

指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表

種 類	内 容	分担者	
		本市	指定管理者
物価・金利	物価変動による人件費、物品等経費の増及び金利変動による経費の増		○
需要の変動	当初の見込みと異なる状況の発生 (利用者減による利用料の減など)		○
法令の変更	事業者一般を対象とした法令変更に伴う経費		○
	指定管理者の行う業務に直接かかわる法令変更に伴う経費	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制の変更	○	
	法人としての指定管理者に直接かかわる法令の変更		○
その他の制度変更	本市の条例・規則等の廃止その他本市の行財政運営上の決定による制度変更等による経費		○
	上記の内、公の施設の廃止その他、指定管理者制度に直接かかわる制度変更等による経費	○	
施設・設備・物品等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、固定経費内で対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの (ただし、事務処理手続きは指定管理者において実施)	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外の施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
サービス水準	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準と比した実績との著しい乖離		○
	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準を担保することが不可能な仕様書等の瑕疵	○	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○(本市が求償権を行使)

	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○（本市が求償権を行使）
	本市の事故等特別の事情により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、若しくは特殊の事情により管理運営サービスの水準及び業務内容の変更をした場合の経費	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	本市側の要因による運営費用の増大	○	
債務不履行	本市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
住民及び施設利用者の対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者等からのクレーム及び建設的提案・意見への対応		○
	上記以外の、協定書の検討及び見直しに至るような意見への対応	○	
施設の競合	競合施設による利用者減、収入減		○
不可抗力	天災、人災による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴う犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○

※協定書本文に記載の項目の再掲を含む。

※上記以外のことで疑義が生じたときは、両者協議のうえ、定めるものとする。

## 栗東シルバーワークプラザの施設の管理に関する年度協定書（案）

栗東市（以下「甲」という。）と（指定管理者）（以下「乙」という。）とは、平成28年3月31日に、栗東シルバーワークプラザ施設（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した栗東シルバーワークプラザの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

### （年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理委託料を定めることを目的とするものである。

### （平成××年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、平成××年度の業務内容は、基本協定に定めるとおりであることを確認する。

### （平成××年度の指定管理委託料）

第3条 甲は、本業務の実施の対価として、金 円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払うものとする。

2 乙は、平成××年7月10日までに平成××年度の指定管理委託料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して支払うものとする。

### （疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成××年 4月 1日

甲

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市代表者

栗東市長 野村昌弘 印

乙（指定管理者）

所在地

名称

代表者

印



# 栗東市体育施設等指定管理者募集要項

栗東市教育部スポーツ・文化振興課

平成27年8月

## 目 次

1. 指定管理者の募集	1
2. 指定管理者制度導入の目的	1
3. 施設の概要	1
4. 業務の範囲	3
5. 指定予定期間	4
6. 管理の基準	4
7. 委託料	4
8. 応募資格	4
9. 申請に必要な書類	5
10. 申請書の受付期間	5
11. 募集要項及び業務指針（仕様書）の配布並びに申請の受付場所	6
12. 選定基準及び選定方法	6
13. 選定結果及び理由の通知	7
14. その他	7
15. 添付資料	7

## 1. 指定管理者の募集

栗東市（以下「本市」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び栗東市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和 53 年条例第 27 号）第 3 条、栗東市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 3 年条例第 22 号）第 3 条、栗東市都市公園条例（昭和 46 年条例第 10 号）第 8 条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

## 2. 指定管理者制度導入の目的

栗東市体育施設等は、本市のスポーツ及びレクリエーションの振興と市民の文化教養及び体力向上を図り、あわせて心身の健全な発達を促進し、公共の福祉の増進に資することを目的として開設された施設であり、施設の一元的な管理運営により、効果的・効率的な施設利用を図るため指定管理者制度を導入します。

## 3. 施設の概要

### ①栗東市民体育館・栗東運動公園

(1) 所在地 栗東市川辺 390-1

(2) 設置時期

- ・第 1 アリーナ：昭和 53 年 9 月
- ・第 2 アリーナ：昭和 56 年 3 月
- ・グラウンド：昭和 49 年 4 月
- ・テニスコート：昭和 57 年 3 月

(3) 施設 (敷地面積) 36,000 m<sup>2</sup> (内体育館延床面積：3,601.9 m<sup>2</sup>)  
(概要) 体育館【第 1 アリーナ（バスケットボール 2 面分、2 階観覧席 500 席）、第 2 アリーナ（バレーボール 1 面分）、トレーニングルーム、会議室、更衣室、管理室など】、運動公園【グラウンド（野球場 1 面分）、テニスコート（ハードコート 2 面）など】、駐車場（107 台）

(4) 利用者数 (人)

	第1アリーナ	第2アリーナ	トレーニングルーム	グラウンド	テニスコート
24年度	31,644	12,505	8,658	11,962	5,771
25年度	40,878	13,207	7,952	13,154	5,320
26年度	32,663	13,614	8,822	16,264	5,695

### ②治田西スポーツセンター

(1) 所在地 栗東市小柿一丁目 1-11

(2) 設置時期 昭和 62 年 4 月

(3) 施設 (敷地面積) 1,280 m<sup>2</sup> (内体育館延床面積：639.8 m<sup>2</sup>)  
(概要) 体育館【バスケットボール 1 面分、更衣室、管理室など】、駐車場（7 台）

(4) 利用者数

平成 24 年度	17,247 人
平成 25 年度	14,503 人
平成 26 年度	18,336 人

### ③十里体育館

- (1) 所在地 栗東市十里 405-1  
(2) 設置時期 昭和 60 年 4 月  
(3) 施設 (敷地面積) 1,670 m<sup>2</sup> (内体育館延床面積: 611.6 m<sup>2</sup>)  
(概要) 体育館【バスケットボール 1 面分、更衣室、管理室など】、駐車場 (500 m<sup>2</sup>共用)  
(4) 利用者数 平成 24 年度 16,169 人  
平成 25 年度 16,451 人  
平成 26 年度 16,106 人

### ④平谷球場

- (1) 所在地 栗東市観音寺 459-2  
(2) 設置時期 昭和 55 年 5 月  
(3) 施設 (敷地面積) 36,905 m<sup>2</sup>  
(概要) 野球場 (2 面分)、駐車場 (60 台)  
(4) 利用者数 平成 24 年度 9,470 人  
平成 25 年度 9,373 人  
平成 26 年度 7,551 人

### ⑤大宝テニスコート

- (1) 所在地 栗東市糺七丁目 990-1  
(2) 設置時期 平成 3 年 7 月  
(3) 施設 (敷地面積) 2,142.73 m<sup>2</sup>  
(概要) テニスコート (クレーコート 2 面)、駐車場 (80 m<sup>2</sup>)  
(4) 利用者数 平成 24 年度 3,290 人  
平成 25 年度 4,242 人  
平成 26 年度 5,056 人

### ⑥野洲川体育館・野洲川運動公園

- (1) 所在地 栗東市出庭 2083・野洲川河川敷  
(2) 設置時期 ・体 育 館: 昭和 61 年 4 月  
・ソフトボール場: 昭和 55 年 8 月  
・陸上競技場: 昭和 52 年 10 月  
・テニスコート: 昭和 63 年 3 月  
・芝グラウンド: 平成元年 4 月  
・グラウンドゴルフ場: 平成 19 年 4 月  
(3) 施設 (敷地面積) 体育館: 2,354 m<sup>2</sup> (内体育館延床面積: 975.54 m<sup>2</sup>)  
運動公園: 104,500 m<sup>2</sup>  
(概要) 体育館【バスケットボール 1 面分、会議室、更衣室、管理室など】、運動公園【ソフトボール場 3 面、陸上競技場 (公認 400mトラック) テニスコート (砂入り人工芝 4 面)、グラウンドゴルフ場、芝グラウンド (3 面) など】、駐車場 (体育館 25 台・運動公園 120 台)

(4) 利用者数 (人)

	体 育 館	ソフトボール場	陸上競技場	テニスコート	芝グラウンド	ローンプレイヤー	グラウンドゴルフ場
24年度	15,655	26,233	17,170	7,308	13,411	922	19,287
25年度	18,734	25440	15,441	8,437	10,926	758	21,360
26年度	20,203	22,548	18,244	9,722	2,071	544	18,609

※ローンプレイヤーは、平成27年5月11日に廃止しました。

⑦弓道場

- (1) 所在地 栗東市荒張 896
- (2) 設置時期 平成10年12月
- (3) 施設 (敷地面積) 525 m<sup>2</sup>  
(概 要) 弓道場
- (4) 利用者数 平成24年度 93人  
平成25年度 79人  
平成26年度 29人

4. 業務の範囲

指定管理者は、次の業務をおこなうこととします。なお、詳細は別に定める「栗東市体育施設等指定管理運営業務仕様書」に従い実施することとします。

- (1) 施設の運営に関する業務
  - ア. 施設の受付、案内に関する業務
  - イ. 施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
  - ウ. 施設の利用料の徴収に関する業務
  - エ. 施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務
  - オ. その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
  - ア. 施設及び設備の保守点検に関する業務
  - イ. 施設の清掃に関する業務
  - ウ. 敷地内の清掃等に関する業務
  - エ. 備品類の管理・調達
  - オ. 保安警備業務
  - カ. その他の維持管理
- (3) その他の業務
  - ア. 事業計画書及び収支予算書の作成
  - イ. 業務報告書（四半期ごと）・事業報告書（収支決算書含む）の作成及び報告
  - ウ. 職員研修（業務研修、接遇研修、人権・同和問題職場内研修、市主催の人権・同和問題研修等への参加等）の実施
  - エ. 施設の法定点検、施設点検等の報告（施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録を含む）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務。

※詳細については、別冊「栗東市体育施設等指定管理運営業務仕様書」を参照してください。

## 5. 指定予定期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

※指定期間中、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに、本市と協定を締結します。

## 6. 管理の基準

### （1）開館（園）時間

- ・体 育 館 午前 9 時から午後 9 時まで
- ・屋外体育施設 午前 9 時から日没まで
- ・都市公園施設 指定管理者が市長の承諾を得て定める時間

### （2）休館（園）日

- ①毎週月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日以後の最初の休日でない日。
- ②12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日。
- ③体育館・屋外体育施設において、指定管理者が必要と認めるときは、栗東市教育委員会教育長の承諾を得て、開閉館（園）時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。
- ④都市公園施設において、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承諾を得て、開閉館（園）時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる

## 7. 委託料

管理業務に要する経費として本市が支払う金額は、会計年度ごとに締結する協定書において定めます。なお、申請の際に応募団体の提案した委託料が、そのまま市が支払う委託料になるものではありません。

## 8. 応募資格

- （1）法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- （2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき、更生手続又は再生手続をしていない法人等であること。
- （3）本市から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- （4）納期の到来している国税、県税、市税を完納している法人等であること。
- （5）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人等であること。
- （6）市長及び市議会議員本人が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人でない法人等であること。ただし、市長が無限責任社員等で、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもので二分の一以上を出資している法人及び外郭団体等は除きます。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと。
- (8) 暴力団等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人等でないこと。
- (9) 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けている法人等でないこと。

#### 9. 申請に必要な書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 添付書類（原則A4版）
  - ① 団体概要書（様式2）
  - ② 当該施設の事業計画書（様式3）
  - ③ 当該施設の収支予算書[平成28年度から平成32年度の5年間分]（様式4）
  - ④ 類似施設等運営実績表（様式5）
  - ⑤ 指定申請に係る申立書（様式6）
  - ⑥ 法人の定款又は寄付行為及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
  - ⑦ 法人等の指定管理者指定申請日前において作成した直近2年分の収支予算書、事業計画書及び決算書
  - ⑧ 納税に関する証明書（発行から3月以内のものに限る）
    - ・ 市税の完納証明書（入札参加資格審査用）
    - ・ 県税の完納証明書
    - ・ 法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書
  - ⑨ 印鑑証明書（発行から3月以内のものに限る）
    - 1) 募集開始日現在において、本市業務委託等入札参加有資格業者であるものは、⑥に掲げる登記簿謄本及び⑧に掲げる市税完納証明書を提出する必要はありません。
    - 2) 提出部数は、別紙「指定管理者指定申請提出書類一覧」を参照してください。持参（受付期間必着のこと）してください。申請に係る費用は、申請者の負担とします。なお、提出された書類等は、返却しません。
    - 3) 申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、本市は指定管理者の公表等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

#### 10. 申請書の受付期間

- (1) 受付期間 平成27年8月24日（月）から同年9月14日（月）まで（必着）  
※土曜日及び日曜日を除く。

- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
※施設説明会・・・平成27年8月28日(金)午後1時30分から栗東市民体育館  
で実施します。施設説明会への参加については、8月27日(木)  
までの受付時間内に電話で連絡してください。
- (3) 受付方法 受付期間内に持参してください。なお、郵送、FAX、E-mail 等による受  
付はいたしません。
- (4) 質 問 書 募集要項及び仕様書の内容で質疑がある場合は、質問書(様式7)に  
より、平成27年8月24日(月)から同年9月7日(月)までにFAX  
又はE-mailで提出してください。
- (5) 質問書の回答 FAX又はE-mailにより回答するとともに、他の申請予定者にその内容  
を周知します。尚、平成28年9月8日(火)以降の質問については回  
答できません。

11. 仕様書及び申請提出書類等の配布並びに申請の受付場所

- ①仕様書は市ホームページ(<http://www.city.ritto.shiga.jp/>)からダウンロードし  
てください。
- ②申請を希望する場合は、次の場所まで申請提出書類等(添付資料2から8)を取りに  
きていただくか、E-mailに氏名・住所・担当者を記載して、次のE-mailアドレスま  
で申請提出書類等の請求を行ってください。

【申請提出書類等の配布並びに申請の受付場所】

栗東市教育部スポーツ・文化振興課体育振興係 担当：市田・木村・清水  
(電 話) 077-551-0318 (F A X) 077-552-5544  
(E-mail アドレス) spobun@city.ritto.lg.jp  
(住 所) 〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺三丁目1-11

12. 選定基準及び選定方法

(1) 選定基準及び視点

- ①利用者の平等利用の確保及びサービスの向上が図られること。  
ア. 全ての利用者に対して公平なサービス提供が可能な計画か  
イ. 市民との情報の共有という観点からの情報公開の対応は十分か  
ウ. 利用者サービスの向上に対する考え方や取組が優れているか  
エ. 利用者の声を反映し、要望、苦情等への対応策は十分か
- ②適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること。  
ア. 管理運営体制は適切か  
イ. 個人情報の保護対策は十分か  
ウ. 安全管理の対策は十分か  
エ. 緊急時の対応策は適切か  
オ. 委託予定業務は適切に行われるか  
カ. 経費削減のための効率的な運営が図られるものとなっているか  
キ. 事業運営のために適切な収支計画がなされているか

- ③事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。
  - ア. 施設の広報計画が適切に行われるか
  - イ. 施設の利用促進などに関する企画力、意欲、姿勢、独自性はどうか
  - ウ. 取組や提案は実施可能な計画か
  - エ. 施設の有効活用のための新たな業務の提案があるか
- ④事業計画に沿って計画的で適切な運営を安定して行う能力を有していること。
  - ア. 職員の採用計画や資格、経験は十分か
  - イ. 職員の指導や育成に対する考え方や計画が具体的で優れているか
  - ウ. 申請団体の資本力や信用度が優れているか
  - エ. 施設の管理運営に必要な経験と実績（類似施設等での実績含む）を備えているか
  - オ. 社会貢献活動への取組は十分か

## (2) 選定方法

応募書類の審査及び代表者等の面接審査により選定します。

※面接審査は、平成 27 年 10 月頃を予定しています。日時等詳細は後日ご連絡します。

## 13. 選定結果及び理由の通知

応募者全員に、平成 27 年 11 月をめぐりに、選定結果を文書にてお知らせします。なお、指定管理者は、栗東市議会の議決を経て決定（指定）されます。

※議決後、業務執行上必要となる事項を市と指定管理者の協議により協定として締結します。

## 14. その他

- ①指定管理者指定申請書その他提出された書類は、公開することがあります。
- ②管理業務等の実施中に故意又は過失により市又は第三者に対し、損害を与えたときは指定管理者の負担でその損害を賠償しなければなりません。
- ③この損害賠償を担保するため、賠償責任保険に加入していない団体は、保険に加入する必要があります。

## 15. 添付資料

- 資料 1 栗東市体育施設等指定管理運営業務仕様書
- 2 指定管理者指定申請提出書類一覧
- 3 栗東市体育館の設置及び管理に関する条例
- 4 栗東市体育館の管理及び運営に関する規則
- 5 栗東市野外体育施設の設置及び管理に関する条例
- 6 栗東市野外体育施設の管理及び運営に関する規則
- 7 栗東市都市公園条例
- 8 栗東市都市公園の管理及び運営に関する規則

# 栗東市体育施設等管理運営業務仕様書

栗東市教育部スポーツ・文化振興課

平成27年8月

## 目 次

1. 管理運営の基本方針	1
2. 施設の概要	2
3. 利用時間等	4
4. 業務の範囲及び留意事項	4
5. 職員の確保	7
6. 委託料の実績	7
7. 報告書の作成	7
8. 管理運営経費の精算	8
9. 施設等の修繕の費用負担	8
10. 一部管理施設の共有	8
11. 調査、監督	8
12. 指定管理者に対する監査	8
13. 物品の帰属等	8
14. 安全管理	8
15. 緊急時の対応	9
16. 秘密保持義務	9
17. リスク分担	9
18. 損害賠償	9
19. 法令等の遵守	9
20. 協定の締結	10
21. 資料の閲覧	10
別紙「指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表」	11

## 1. 管理運営の基本方針

### (1) 施設の設置目的、機能

栗東市体育施設等は、本市のスポーツ及びレクリエーションの振興と市民の文化教養及び体力向上を図り、あわせて心身の健全な発達を促進し、公共の福祉の増進に資することを目的として開設された施設です。

### (2) 管理運営

季節等により利用者が変動するなどの管理業務量の変動を考慮し、より効率的な組織・体制での運営に心がけるとともに、運営コストを常に意識し、経費の縮減に努めること。施設の管理運営については、利用者の安全性・利便性確保のために必要な人員数を配置するとともに、専門的な知識・経験を要するところには必要な人員を配置すること。

### (3) 施設の維持管理

施設の機能を十分に発揮でき、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切に管理するとともに、施設の美観的、機能的、経済的損失を最小限にとどめるよう点検、補修及び清掃等を適切に行うこと。

### (4) 利用者等の要望・苦情等への対応

地域住民や利用者の要望・苦情等については、迅速かつ適切に処理するとともに、管理運営に反映させること。また、その内容及び対応については、速やかに市に報告すること。これらの手順については、マニュアルとしてまとめておくこと。

### (5) 平等利用

正当な理由がない限り市民が施設を利用することを拒んではならず、また、施設の利用に対して不当な差別的扱いをしてはならない。

### (6) 情報公開

施設の管理運営を行うにあたって作成し、又は取得した文書等については、個人情報などあらかじめ非公開情報として定めているもの以外は、公開を求める者に対して、これを開示すること。

### (7) モニタリング

利用者等に対して施設の管理運営についてのアンケート調査を行うなど、施設に対するニーズ等の把握を行い、この結果について、速やかに市に報告すること。

### (8) 市民サービスの向上

市民サービスの向上につながる業務を創意工夫して行い、利用者の満足度を高めていくこと。

### (9) 利用促進

催事にあわせたイベントの企画、講座の開催や各種大会の誘致活動など、施設の利用促進につながるような活動を継続して実施するとともに、広報活動を通して利用者に必要な情報提供に努めること。

### (10) 地域住民や他施設等との連携

地域住民やスポーツ関係団体等などと連携をとり、施設の円滑な管理運営に努めること。

(11) 環境への配慮

施設の法定点検、施設点検等の実施及び報告をすること（施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録を含む）。

(12) 障がい者の雇用など

障がい者の積極的な雇用に努めること。

2. 施設の概要

①栗東市民体育館・栗東運動公園

(1) 所在地 栗東市川辺 390-1

(2) 設置時期

- ・第1アリーナ：昭和53年9月
- ・第2アリーナ：昭和56年3月
- ・グラウンド：昭和49年4月
- ・テニスコート：昭和57年3月

(3) 施設 ◇栗東市民体育館（栗東運動公園内）

構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

延床面積 3,601.9 m<sup>2</sup>

概要 体育館【第1アリーナ（バスケットボール2面分、2階観覧席500席）、第2アリーナ（バレーボール1面分）、トレーニングルーム、会議室、更衣室、管理室、その他】、駐車場（107台市民体育館・運動公園共用）

附属施設 ・自転車置き場 97.8 m<sup>2</sup>

・倉庫 129.6 m<sup>2</sup>

◇栗東運動公園内

敷地面積 36,000 m<sup>2</sup>

概要 運動公園【グラウンド（野球場1面分）、テニスコート（ハードコート2面）、その他】

②治田西スポーツセンター

(1) 所在地 栗東市小柿一丁目 1-11

(2) 設置時期 昭和62年4月

(3) 施設 構造 鉄骨造

敷地面積 1,280 m<sup>2</sup>

延床面積 639.8 m<sup>2</sup>

概要 体育館【バスケットボール1面分、更衣室、管理室、その他】、駐車場（7台※別途駐車スペース450 m<sup>2</sup>）

附属施設 自転車置き場 15.3 m<sup>2</sup>

③十里体育館

(1) 所在地 栗東市十里 405-1

(2) 設置時期 昭和60年4月

(3) 施設 構造 鉄骨造

敷地面積 1,670 m<sup>2</sup>

延床面積 611.6 m<sup>2</sup>

概 要 体育館【バスケットボール1面分、更衣室、管理室、その他】、駐車場（500 m<sup>2</sup>共用）

④平谷球場

- (1) 所在地 栗東市観音寺 459-2  
(2) 設置時期 昭和 55 年 5 月  
(3) 施設 敷地面積 36,905 m<sup>2</sup>  
概 要 野球場（2面分）、駐車場（60台）

⑤大宝テニスコート

- (1) 所在地 栗東市糺七丁目 990-1  
(2) 設置時期 平成 3 年 7 月  
(3) 施設 敷地面積 2,142.73 m<sup>2</sup>  
概 要 テニスコート（クレーコート2面）、広場（80 m<sup>2</sup>）

⑥野洲川体育館・野洲川運動公園

- (1) 所在地 栗東市出庭 2083・野洲川河川敷  
(2) 設置時期 ・体育館：昭和 61 年 4 月  
・ソフトボール場：昭和 55 年 8 月  
・陸上競技場：昭和 52 年 10 月  
・テニスコート：昭和 63 年 3 月  
・芝グラウンド：平成元年 4 月  
・グラウンドゴルフ場：平成 19 年 4 月

- (3) 施設 ◇野洲川体育館  
構 造 鉄骨造  
敷地面積 2,354 m<sup>2</sup>  
延床面積 975.54 m<sup>2</sup>  
概 要 体育館【バスケットボール1面分、会議室、更衣室、管理室、その他】、駐車場（25台）  
附属施設 自転車置き場 14.3 m<sup>2</sup>  
◇野洲川運動公園  
敷地面積 104,500 m<sup>2</sup>  
概 要 運動公園【ソフトボール場3面、陸上競技場（公認400mトラック）テニスコート（砂入り人工芝4面）、グラウンドゴルフ場、芝グラウンド（3面）、その他】、駐車場（120台）  
附属施設 陸上競技場倉庫 79.5 m<sup>2</sup>

⑦弓道場

- (1) 所在地 栗東市荒張 896  
(2) 設置時期 平成 10 年 12 月  
(3) 施設 敷地面積 525 m<sup>2</sup>  
概 要 射場 46.8 m<sup>2</sup>

### 3. 利用時間等

#### (1) 開館（園）時間

- ・ 体 育 館 午前9時から午後9時まで
- ・ 屋外体育施設 午前9時から日没まで
- ・ 都市公園施設 指定管理者が市長の承諾を得て定める時間

#### (2) 休館（園）日

- ①毎週月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日以後の最初の休日でない日。
- ②12月29日から翌年1月3日までの日。
- ③体育館・屋外体育施設において、指定管理者が必要と認めるときは、栗東市教育委員会教育長の承諾を得て、開閉館（園）時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。
- ④都市公園施設において、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承諾を得て、開閉館（園）時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる

#### (3) 利用の制限

栗東市体育館の設置及び管理に関する条例(昭和53年条例第27号)第16条、栗東市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例(平成3年条例第22号)第16条、栗東市都市公園条例(昭和46年条例第10号)第24条の規定に該当するときは、利用の許可はできないこと。

### 4. 業務の範囲及び留意事項

#### (1) 管理運営に関する主な業務の範囲

##### ①管理業務

##### ア. 基本的な管理運営業務

- ・ 総括責任者を1人配置すること。
- ・ 労働関係法令を遵守するとともに、管理運営に支障がない勤務体制をとること。
- ・ 従事する職員は名札を着用すること。

##### イ. 職員への研修の実施

- ・ 職員の能力向上のために研修計画等を定め、必要な研修（業務研修、接遇研修、人権・同和問題研修等）を行うこと。

##### ウ. 事業計画書の作成

- ・ 指定管理者が行う業務に関する事業計画書を毎年度作成し、年度が始まるまでに市に提出し、承認を得ること。

##### エ. 各種報告書の作成

- ・ この仕様書の「7. 報告書の作成」を参照のこと。

##### オ. 第三者への再委託

- ・ 清掃、警備といった個々の業務を第三者へ委託することはできるが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできない。また、公の施設の管理運営の主たる業務を委託することもできない。また、第三者に委託

した業務については、常に実施状況を把握するとともに、必要に応じて指導するなど、責任をもって管理すること。

カ. 危険防止等のための施設の利用禁止及び制限

キ. 他都市からの行政視察及び見学者等への施設の説明

ク. 各種物品、消耗品の購入

ケ. 支払いなどの経理事務

- ・指定管理者は、委託料と他の経費を区部して整理し、常にその収支を明らかにしておくこと。

コ. 光熱水費等の支払などの経理事務

サ. 文書等の管理及び保存

- ・施設の管理及び事業を行うため、活動記録や経理に関する帳簿等必要な書類を備えておくこと。また、指定管理業務を行うにあたり作成し、受領した文書等は、適正に管理・保管し、指定管理終了時に本市の指示に従って引き渡すこと。

シ. 本市が推進する事業に伴う業務等

## ②受付、案内、収納業務

ア. 施設利用の予約受付、案内業務

- ・体育館においては、受付カウンターに1人以上の職員を配置し、午前9時から午後7時の間、受付カウンターで受付及び案内業務を行う。

- ※大宝テニスコートは、別途予約受付等を実施すること。

イ. 施設の利用料金収納業務

- ・栗東市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和53年条例第27号）、栗東市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例（平成3年条例第22号）、栗東市都市公園条例（昭和46年条例第10号）に基づく利用料金を受領したときは、指定管理者の収入とする。

ウ. 減免申請の受付等

## ③自主事業及び育成事業等に関する業務

ア. 自主事業の計画、実施に関すること。

イ. スポーツ団体等の育成及びスポーツ団体等育成事業の継続に関すること。

ウ. 本市が栗東市ロード競技三大実行委員会に委託する事業の事務局運営を行うとともに、その事業のうち栗東クロスカントリー並びにびわこ栗東駅伝クロカン in 野洲川にかかる事業運営を行うこと。

エ. 本市が行うスポーツ振興事業に積極的にかかわり、本市とともに実施者の立場として行うこと。

オ. その他、施設の設置目的を達成するために必要なこと。

## (2) 施設の維持管理に関する主な業務の範囲

### ①施設の保守管理業務

施設を適切に運営するために、日常的に施設の点検を行い、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれなどが発生しない状態を維持し、かつ美観を維持すること。また、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築

物等の不具合を発見した際には、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

#### ②施設及び敷地内清掃

施設の良い衛生環境、美観の維持に心がけ、公の施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。また、作業時は、通行者や壁等にほこり、清掃用水等を飛散させないように十分注意すること。

- ア. 施設の環境を維持し、快適な環境保全を保つため、清掃業務を適切に行うこと。なお、必要とする用品は、指定管理者の負担とする。
- イ. 施設の清掃時間、清掃頻度などは施設利用者の妨げとならないように行うこと。
- ウ. 施設内の草刈りについては、利用者の利用頻度及び状況を予測し、利用者には不便をかけないとともに、近隣住民からの苦情が出ないように年間計画を作成し実施すること。
- エ. 施設内の不法投棄については、持ち主が判別できれば投棄者が処理することが原則であるが、特定できない場合においては、指定管理者の責任において処理すること。
- オ. 施設内に植栽している植物については、利用者や近隣住民から苦情が出ないように常に良好な状態を保つこと。

#### ③設備等の保守点検

附属設備等の安全の確保及び適切な管理運営のために、次に掲げる保守点検等の必要な処置を講じること。

- ア. 附属施設の法定点検及び初期性能、機能保全のため、概観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務等を行うこと。
- イ. 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

#### ④駐車場管理

敷地内にある駐車場の車両の監視を行うとともに、必要に応じて車両の誘導を適切に行うこと。また、繁忙期には、車両誘導員の配置などの対策を講じること。

#### ⑤警備業務

施設及び敷地の防犯・防火及び防災等に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した警備業務を実施するとともに、防火管理者を設置すること。

### (3) 新たな業務の実施

具体的に市が指定する業務以外の新たな業務の実施を希望する場合は、申請の際に提出する事業計画書で提案すること。なお、この業務の対価として、入館料など通常の使用料以外のものを利用者から徴収することはできないので注意すること。

### (4) 引き継ぎ業務

指定管理期間終了後、指定管理者が交代する場合は、前任者が承諾した貸館業務を引き継ぐものとする。また、本市の立ち会いのもとに、利用者等に支障を来さないように、業務及び書類・情報を引き継ぐものとする。

## 5. 職員の確保

「4. 業務の範囲及び留意事項」を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、市民サービスの向上と効率的な施設運営を行うために適正な人数の職員を配置すること。

## 6. 委託料等の実績

施設の管理運営に係る委託料等の実績の平均額は、次のとおりである。

※平成 23 年度から平成 26 年度までの平均額

(収入)

項 目	内 訳	実績 (平均額) (千円)
委 託 料	指定管理料	51,532
利用料金	施設利用料金	25,278
繰 越 金		0
自主事業収入		6,042

(支出)

項 目	内 訳	実績 (平均額) (千円)
人 件 費	給与・手当・賃金・福利厚生等	52,838
事 業 費	修繕費・光熱水費・賃借料・保険料等	24,753
租税公課		0
投資活動支出		2,147
繰 越 金		0
自主事業支出		3,886

## 7. 報告書の作成

### (1) 業務報告書

次の事項を記載した業務報告書を作成し、毎四半期ごとの翌月 10 日までに本市に提出すること。

- ①管理業務の実施状況等を記載した業務報告
- ②施設ごとの利用件数、利用者数及び施設利用料金
- ③施設ごとの減免件数、減免人数及び減免額
- ④自主事業の実施状況
- ⑤その他特に報告を求めるもの

### (2) 事業報告書及び決算書

毎会計年度終了後、事業報告書及び決算書を翌年度 4 月 30 日までに本市に提出しなければならない。

### (3) その他の報告書の提出

毎月の管理業務の実施状況及び利用者数が確認できる報告書を作成し、翌月 10 日までに本市に提出すること。

#### 8. 管理運営経費の精算

毎会計年度終了後に提出する決算書において、本市の支払総額と指定管理者が管理運営に要した費用の総額に差が生じた場合でも、差額は精算しないものとする。

#### 9. 施設等の修繕の費用負担

委託料の範囲内で施工できる施設及び設備等の軽微な修繕等については、指定管理者の負担とする。また、施設等の改造や委託料の範囲内では困難な修繕等については、市と指定管理者で協議の上、定めることとする。なお、施設等の損傷が指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたときは、指定管理者の負担とする。

#### 10. 一部管理施設の共有

本市は、指定管理者の管理施設である栗東市民体育館の一部を他の団体に年間を通じて使用を許可していることから、指定管理者はこれを承諾するものとする。

①他の団体が年間を通じて使用するにかかる光熱費等の諸経費については、指定管理者と他団体が直接協議して決定するものとする。

②他団体が年間を通じて指定管理者の管理施設の一部を使用する場合でも、その施設の管理責任者は指定管理者に所在する。

#### 11. 調査、監督

市が行う管理状況の把握のための調査、それに基づく是正措置についての指示等については、正当な理由なく、調査又は報告、資料の提出及びその是正措置についての指示等を拒否することはできない。

#### 12. 指定管理者に対する監査

指定管理者が行う施設の管理に係る出納関連の事務について監査を行うことができる。

#### 13. 物品の帰属等

(1) 委託料により購入した備品は、本市の所有に帰属するものとする。

(2) 本市の所有する備品について、栗東市財務規則に定める備品台帳を添えて、その保管にかかる備品を整理し、廃棄等を行う場合は市と協議するとともに、移動についても定期的に本市に報告しなければならない。

(3) 本市が貸与する備品において、故意又は過失により破損又は滅失した場合は、本市に報告し、自己の費用により購入又は調達することとする。

(4) 指定期間中備品等は、常に良好な状態を保たなければならない。

#### 14. 安全管理

事故の防止や防犯等については、保安警備に努めるなど利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

15. 緊急時の対応

- ①緊急時に備えて常に全体及び施設ごとに緊急体制を整え(職員緊急体制図を作成)、事故や地震その他災害等緊急時の対策については、日頃から必要な訓練を行うとともに、事故や地震その他災害時等には利用者を適切に避難誘導すること。また、事故や地震その他災害等が起こった場合は本市に報告すること。
- ②気象庁等から各注意報が発令された場合は、万が一に備え準備を行い、大雨警報、洪水警報、強風警報等が発令された場合には、施設状況を把握し、適切な対応をとること。また、野洲川運動公園においても、常に野洲川の水位を把握し、気象庁等から各注意報が発令された場合は、万が一に備え準備を行い、大雨警報、洪水警報が発令された場合には、状況に応じて適切な対応をとること。

16. 秘密保持義務

個人情報適切に保護されるように配慮するとともに、施設を管理運営する上で知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、指定管理者でなくなった時又は従事者が職務を退いた後も同様とする。

17. リスク分担

市と指定管理者で負担するリスク分担については、別表のとおりとし、規定した事項以外のことが発生するなど疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

18. 損害賠償

管理業務を実施中に故意又は過失により本市又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

19. 法令等の遵守

管理にあたっては、次に掲げる法令等に基づき実施しなければならない。

- ①地方自治法
- ②労働関係法
- ③消防関係法
- ④個人情報保護に関する法律
- ⑤栗東市個人情報保護条例
- ⑥栗東市体育館の設置及び管理に関する条例
- ⑦栗東市体育館の管理及び運営に関する規則
- ⑧栗東市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例
- ⑨栗東市屋外体育施設の管理及び運営に関する規則
- ⑩栗東市都市公園条例
- ⑪栗東市都市公園の管理及び運営に関する規則
- ⑫その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

※法令に定めのない事項について疑義が生じた場合の措置については、その都度本市と協議して決定するものとする。

## 20. 協定の締結

管理の基準、業務の範囲など条例で定める事項のほか、業務執行上必要となる事項を両者で協議し、概ね次の事項について協定を締結する。協定の締結期間は原則として単年度とする。

- ア. 指定管理者に管理させる施設、管理業務の内容
- イ. 報告書の作成、提出
- ウ. 調査、監督等
- エ. 指定期間、委託費の額、支払い
- オ. 利用料金、物品の帰属
- カ. 施設等の原形変更の承認、原状回復
- キ. 損害賠償、非常事態時の対応、リスク分担
- ク. 管理業務の一括委託等の禁止、権利譲渡の禁止、他の業者等への委託の取扱い
- ケ. 指定の取消し、管理業務の停止
- コ. 秘密の保持、個人情報の保護、情報の公開
- サ. 文書等の保存、管理業務の引継ぎ
- シ. その他施設の規模、設置目的等必要な事項

## 21. 資料の閲覧

施設の図面は、栗東市教育部スポーツ・文化振興課で閲覧できます。

## 別紙

指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表（負担者側に○）

種 類	内 容	分 担 者	
		市	指定管理者
物価・金利	物価変動による人件費、物品等経費の増及び金利変動による経費の増		○
需要の変動	当初の見込みと異なる状況の発生 (利用者減による利用料金の減など)		○
法令の変更	事業者一般を対象とした法令変更に伴う経費		○
	指定管理者の行う業務に直接かかわる法令変更に伴う経費	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制の変更	○	
	法人としての指定管理者に直接かかわる法令の変更		○
その他の制度変更	市の条例・規則等の廃止その他市の行財政運営上の決定による制度変更等による経費		○
	上記の内、公の施設の廃止その他、指定管理者制度に直接かかわる制度変更等による経費	○	
施設・設備・物品等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、固定経費内で対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの (ただし、事務処理手続きは指定管理者において実施)	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外の施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた小規模(注1)なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた小規模(注1)なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
サービス水準	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準と比した実績との著しい乖離		○
	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準を担保することが不可能な仕様書等の瑕疵	○	

管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○（市が求償権を行使）
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○（市が求償権を行使）
	市の事故等特別の事情により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、若しくは特殊の事情により管理運営サービスの水準及び業務内容の変更をした場合の経費	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
住民及び施設利用者の対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者等からのクレーム及び建設的提案・意見への対応		○
	上記以外の、協定書の検討及び見直しに至るような意見への対応	○	
施設の競合	競合施設による利用者減、収入減		○
不可抗力	天災、人災による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴う犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○

注1 「小規模」：修繕費用等の1件の限度額は、5万円（消費税及び地方消費税）未満の額とする。

※協定書本文に記載の項目の再掲を含む。

※上記以外のことと疑義が生じたときは、両者協議のうえ、定めるものとする。

**栗東市体育施設等の管理に関する  
基本協定書・年度協定書**

平成27年8月

# 栗東市体育施設等の管理に関する基本協定書（案）

栗東市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、栗東市体育施設等（以下「本施設」という。）の管理及び運営について、栗東市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和 53 年条例第 27 号）（以下「体育館設置管理条例」という。）第 5 条、栗東市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 3 年条例第 22 号）（以下「屋外体育施設設置管理条例」という。）第 5 条、栗東市都市公園条例（昭和 46 年条例第 10 号）（以下「都市公園条例」という。）第 10 条の規定により、次のとおり栗東市体育施設等の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

（総則）

第 1 条 甲は、体育館設置管理条例第 3 条、屋外体育施設設置管理条例第 3 条、都市公園条例第 8 条の規定に基づき、本施設の管理運営について乙を管理者として指定し、乙は、この基本協定及び条例、体育館設置管理条例、屋外体育施設設置管理条例、都市公園条例、栗東市体育館の管理及び運営に関する規則（平成 17 年教委規則第 6 号）（以下「体育館管理運営規則」という。）、栗東市屋外体育施設の管理及び運営に関する規則（平成 17 年教委規則第 7 号）（以下「屋外体育施設管理運営規則」という。）、栗東市都市公園の管理及び運営に関する規則（昭和 52 年規則第 1 号）（以下「都市公園管理運営規則」という。）並びにその他関係法令に基づき、栗東市のスポーツ及びレクリエーションの振興と市民の文化教養及び体力向上を図り、あわせて心身の健全な発達を促進し、公共の福祉の一層の増進を図るよう施設の管理及び運営を行う。

（管理施設の概要）

第 2 条 管理施設の概要は別紙 1 のとおりとする。

（開館日等）

第 3 条 本施設の開館（園）日は、次に掲げる日以外の日とする。

（1）12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

（2）毎週月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日  
に当たる場合は、その翌日以後の最初の休日でない日

2 本施設の開館（園）時間は、次に掲げる時間とする。

（1）体育館：午前 9 時から午後 9 時まで

（2）屋外体育施設：午前 9 時から日没までを原則とする

（3）有料公園施設（栗東運動公園・野洲川運動公園）：乙が甲の承認を得て定める時間

3 開館（園）日及び開館（園）時間について、前 2 項の規定にかかわらず、乙は、必要があると認めるときは、甲の承認を得て、開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

（指定期間）

第 4 条 指定期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

2 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（業務の範囲）

第 5 条 体育館設置管理条例第 6 条、屋外体育施設設置管理条例第 6 条、都市公園条例第 11 条に規定する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本施設の運営に関する業務
  - ア. 施設の受付、案内業務に関する業務
  - イ. 施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
  - ウ. 施設の利用料金の徴収に関する業務
  - エ・施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務
  - オ・その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (2) 本施設の維持管理に関する業務
  - ア. 施設及び設備の保守点検に関する業務
  - イ. 施設の清掃に関する業務
  - ウ. 敷地内の清掃等に関する業務
  - エ. 施設の備品類の管理・調達
  - オ. 施設の保安警備業務
  - カ. その他の維持管理
- (3) その他の業務
  - ア. 事業計画書及び収支予算書の作成
  - イ. 業務報告書（四半期ごと）・事業報告書（収支決算書を含む）の作成及び報告
  - ウ. 施設の法定点検、施設点検等の実施及び報告（施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録を含む）
  - エ. 職員研修（業務研修、接遇研修、人権・同和問題職場内研修、市主催の人権・同和問題研修等への参加等）の実施
  - オ. 甲（又は教育委員会）と乙との協議により、乙が実施することとなった業務
  - カ. 甲（又は教育委員会）と乙との協議により、両者が共催で実施することとなった事業に係る業務
  - キ. 施設運営に関し特に配慮すべき事項の業務
  - ク. 関係機関団体との連絡調整会議の開催と各種会議への出席に係る業務
  - ケ. 利用者に対するアンケートの実施と結果を公表する業務
  - コ. その他甲が必要と認める業務

（業務範囲及び業務実施条件の変更）

第6条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって前条で定めた本業務の範囲の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲の変更及びそれに伴う指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

（開業準備）

第7条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(本業務の実施)

第8条 乙は、本協定、募集要項、仕様書、条例、及び関係法令等に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、募集要項及び仕様書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項、仕様書の順にその解釈が優先するものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、規則の規定に基づき、管理業務を第三者に再委託してはならない。ただし、本施設の管理に付随する個別の業務については、この限りではない。

2 本業務の一部を第三者に実施させる場合は、あらかじめ甲の承認を得たうえで、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(指定管理委託料の支払い)

第10条 甲は、乙に対して指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）を支払う。

2 甲が乙に対して支払う委託料の支払い方法等については年度協定に定めるものとする。

3 乙は、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(委託料の変更)

第11条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準又は、物価水準の変動により当初合意された委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって委託料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第12条 乙は、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができる。

(利用料金)

第13条 利用料金は、乙が、条例に規定する額を徴収するものとする。

(利用料金の減免)

第14条 利用料金の減免は、乙が、条例に規定する範囲内において実施する。

(施設の改修等)

第15条 施設の改造、増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 施設の修繕、損傷、資料等の損傷については、指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表（別紙2）により対応するものとする。

(緊急時の対応)

第16条 乙は、本業務の実施に関連して災害、事故、利用者の疾患又は負傷、その他緊急事態が発生した場合は、直ちに事故等の対応をすると共に、負傷者等への応急処置を行い、医療機関へ搬送、負傷者等の氏名、被害者状況等を確認し、家族等への通報を行う。

2 乙は、発生状況をあらかじめ定めた緊急対応マニュアルにより速やかに甲に連絡するとともに、その処理の経過についても必要に応じて随時連絡する。

3 乙は、実地訓練を実施し、緊急に備えなければならない。

4 乙は、緊急事態発生後速やかに報告書を作成し、甲に提出する。

(危険負担)

第17条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力 { (「不可抗力」とは、天災(地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災(暴動、テロ等)、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。) 以下同じ。} による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。

2 施設の管理に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が負担する。

3 施設の管理に伴い、通常避けることが出来ない事由により第三者に損害を生じたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、乙がその損害を防止する必要な処置等善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、乙の負担とする。

4 乙は、第三者に対して損害の賠償をする場合はあらかじめ甲の同意を得るものとする。

5 管理施設に損害を生じたときは、乙は、事故発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

(守秘義務)

第18条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

(個人情報保護)

第19条 乙は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えい、滅失、損傷又は改ざんの防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報公開に関する事項)

第20条 乙は、栗東市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うよう努めなければならない。

(施設内の物品の所有権の帰属)

第21条 甲が整備をし、栗東市備品台帳に登録した備品の所有権は、甲に帰属する。

2 甲は、前項に規定する備品を乙に無償で貸与する。

3 廃棄等が生じた第1項に規定する備品の処置については甲乙協議を行い決定する。

4 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。ただし、乙が指定管理料で購入した備品の所有権は、甲に帰属する。

(事業計画書及び収支予算書)

第22条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに次年度の事業計画書及び収支予算書を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲及び乙は、事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書)

第23条 乙は、毎四半期ごとの翌月10日までに次の各号に示す事項を記載した業務報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況等を記載した業務報告書
- (2) 施設の利用件数、利用者数及び施設利用料金
- (3) 施設の減免件数、減免人数及び減免額
- (4) その他特に報告を求めるもの

(事業報告書)

第24条 乙は、体育館設置管理条例第12条及び体育館管理運営規則第4条、屋外体育施設設置管理条例第12条及び屋外体育施設管理運営規則第4条、都市公園条例第17条及び都市公園管理運営規則第5条の規定に基づき、毎年度終了後、4月30日までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 利用料金収入の実績及び管理経費等の収支決算書等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認)

第25条 甲は前条により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び本施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第26条 前条による確認の結果、乙による業務実施が、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善期間を定めて勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、改善策を甲に提出し、速やかにそれを実施しなければならない。

(指定管理者の指定解除に係る手続き等)

第27条 甲は、体育館設置管理条例第14条、屋外体育施設設置管理条例第14条、都市公園条例第14条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が前条に規定する勧告をその期間内に実施できなかったとき
- (2) 業務に際し不正行為があったとき
- (3) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (4) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (5) その他、甲が必要と認めるとき

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合は、事前にその旨を乙に通知しなければならない。これにより乙に損害・損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

(第三者への賠償)

第28条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第29条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 建物総合損害共済

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(不可抗力発生時の対応)

第30条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第31条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第32条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(業務の引継ぎ等)

第33条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第34条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第35条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 乙は、備品台帳に掲げる備品について甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 乙の費用で購入した備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。この場合の乙の費用とは、甲が支払う委託料以外の財源を言う。

(不可抗力による指定の取り消し)

第36条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第37条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第38条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(協定の変更)

第39条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(委託料の返還)

第40条 甲は、次の各号に該当すると認めるときは、この指定管理者の指定及び本協定を解除し、乙に対し委託料の全部又は、一部の返還を請求することができるものとする。

(1) 乙が本協定に違反したとき。

(2) 甲において施設を休廃止しようとするとき、又は甲において施設を管理しようとするとき。

2 前項第2号の規定により解除しようとするときは、甲は、6ヶ月前までに乙にその旨を通知する。

3 甲は、乙の責めによる解除によって生じた損害は、賠償しない。

(外部評価の実施)

第41条 乙は、市民サービスの向上を図るため、その指標となる外部評価を年一回実施するものとする。

2 評価者、評価項目、評価方法等は、事前に乙が甲と協議し、決定するものとする。

3 乙は、評価結果を広く市民に通知するとともに、業務改善に努め、事業計画に反映させるものとする。

(一部管理施設の共有)

第42条 甲は、乙の管理施設の一部を、他の団体等に年間を通じて使用させるときは、事前に、乙に通知しなければならない。

2 乙は、他の団体等が、施設の一部を、年間を通じて使用するにかかる光熱費等の諸経費については、該当団体等と直接協議して決定するものとする。

(目的外使用における責任の所在)

第43条 前条により、他の団体等が乙の管理施設の一部を使用する場合でも、その施設の管理責任は、乙に所在する。

(解釈)

第44条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第45条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号  
栗東市代表者  
栗東市長 印

乙 (指定管理者)  
所在地  
名称  
代表者 印

## 別紙1 管理施設の概要

### ①栗東市民体育館・栗東運動公園

- (1) 所在地 栗東市川辺 390-1
- (2) 面積 (敷地面積) 36,000 m<sup>2</sup> (内体育館延面積 : 3,601.9 m<sup>2</sup>)
- (3) 施設 体育館【第1アリーナ(バスケットボール2面分、2階観覧席500席)、第2アリーナ(バレーボール1面分)、トレーニングルーム、会議室、更衣室、管理室など】、運動公園【グラウンド(野球場1面分)、テニスコート(ハードコート2面など)】、駐車場(107台)

### ②治田西スポーツセンター

- (1) 所在地 栗東市小柿一丁目 1-11
- (2) 面積 (敷地面積) 1,280 m<sup>2</sup> (内体育館延面積 : 639.8 m<sup>2</sup>)
- (3) 施設 体育館【バスケットボール1面分、更衣室、管理室など】、駐車場(7台)

### ③十里体育館

- (1) 所在地 栗東市十里 405-1
- (2) 面積 (敷地面積) 1,670 m<sup>2</sup> (内体育館延面積 : 611.6 m<sup>2</sup>)
- (3) 施設 体育館【バスケットボール1面分、更衣室、管理室など】、駐車場(500m<sup>2</sup>共用)

### ④平谷球場

- (1) 所在地 栗東市観音寺 459-2
- (2) 面積 (敷地面積) 36,905 m<sup>2</sup>
- (3) 施設 野球場(2面分)、駐車場(60台)

### ⑤大宝テニスコート

- (1) 所在地 栗東市糺七丁目 990-1
- (2) 面積 (敷地面積) 2,142.73 m<sup>2</sup>
- (3) 施設 テニスコート(クレーコート2面)、広場(80m<sup>2</sup>)

### ⑥栗東市野洲川体育館・栗東市野洲川運動公園

- (1) 所在地 栗東市出庭 2083・野洲川河川敷
- (2) 面積 (敷地面積) 体育館 : 2,354 m<sup>2</sup> (内体育館延面積 : 975.54 m<sup>2</sup>)  
運動公園 : 104,500 m<sup>2</sup>
- (3) 施設 体育館【バスケットボール1面分、会議室、更衣室、管理室など】、運動公園【ソフトボール場3面、陸上競技場(公認400mトラック)テニスコート(砂入り人工芝4面)、グラウンドゴルフ場、芝グラウンド(3面)など】、駐車場(体育館25台・運動公園120台)

### ⑦栗東市弓道場

- (1) 所在地 栗東市荒張 896
- (2) 面積 (敷地面積) 525 m<sup>2</sup>
- (3) 施設 弓道場

指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表 (負担者側に○)

種 類	内 容	分担者	
		市	指定管理者
物価・金利	物価変動による人件費、物品等経費の増及び金利変動による経費の増		○
需要の変動	当初の見込みと異なる状況の発生 (利用者減による利用料金の減など)		○
法令の変更	事業者一般を対象とした法令変更に伴う経費		○
	指定管理者の行う業務に直接かかわる法令変更に伴う経費	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制の変更	○	
	法人としての指定管理者に直接かかわる法令の変更		○
その他の制度変更	市の条例・規則等の廃止その他市の行財政運営上の決定による制度変更等による経費		○
	上記の内、公の施設の廃止その他、指定管理者制度に直接かかわる制度変更等による経費	○	
施設・設備・物品等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、固定経費内で対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの (ただし、事務処理手続きは指定管理者において実施)	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外の施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた <u>小規模</u> (注1)なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた <u>小規模</u> (注1)なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
サービス水準	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準と比した実績との著しい乖離		○
	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準を担保することが不可能な仕様書等の瑕疵	○	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○(市が求償権を行使)

	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○（市が求償権を行使）
	市の事故等特別の事情により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、若しくは特殊の事情により管理運営サービスの水準及び業務内容の変更をした場合の経費	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
住民及び施設利用者の対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者等からのクレーム及び建設的提案・意見への対応		○
	上記以外の、協定書の検討及び見直しに至るような意見への対応	○	
施設の競合	競合施設による利用者減、収入減		○
不可抗力	天災、人災による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴う犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○

注1 「小規模」：修繕費用等の1件の限度額は、5万円（消費税及び地方消費税）未満の額とする。

※協定書本文に記載の項目の再掲を含む。

※上記以外のことと疑義が生じたときは、両者協議のうえ、定めるものとする。

## 栗東市体育施設等の管理に関する年度協定書（案）

栗東市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、平成 年 月 日に、栗東市体育施設等（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した、栗東市体育施設等の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理委託料を定めることを目的とするものである。

（平成 年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、平成 年度の業務内容は、基本協定に定めるとおりであることを確認する。

（平成 年度の指定管理委託料）

第3条 甲は、本業務の実施の対価として、金 円（消費税及び地方消費税を含む。）を四分割して乙に支払うものとする。

2 乙は、4月、7月、10月、1月に指定管理委託料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して支払うものとする。

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市代表者

栗東市長

印

乙（指定管理者）

所在地

名称

代表者

印

# 栗東芸術文化会館指定管理者募集要項

栗東市教育部スポーツ・文化振興課

平成27年8月

## 目 次

1. 指定管理者の募集	1
2. 指定管理者制度導入の目的	1
3. 施設の概要	1
4. 業務の範囲	2
5. 指定予定期間	3
6. 管理の基準	3
7. 委託料	3
8. 応募資格	3
9. 申請に必要な書類	4
10. 申請書の受付期間	4
11. 募集要項及び業務指針（仕様書）の配布並びに申請の受付場所	5
12. 選定基準及び選定方法	5
13. 選定結果及び理由の通知	6
14. その他	6
15. 添付資料	6

### 1. 指定管理者の募集

栗東市（以下「本市」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する条例（平成 10 年条例第 32 号）第 4 条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

### 2. 指定管理者制度導入の目的

栗東芸術文化会館は、芸術文化の振興及び住民福祉の増進を図り、もって本市の発展に資することを目的として設置された施設であり、施設の効果的・効率的な施設利用を図るため指定管理者制度を導入します。

### 3. 施設の概要

- (1) 名 称 栗東芸術文化会館（さきら）
- (2) 所在地 栗東市糺二丁目 1 番 28 号
- (3) 設置時期 平成 11 年 10 月
- (4) 施設概要
  - （敷地面積） 28,136.97 m<sup>2</sup>
  - （建築面積） 6,977.29 m<sup>2</sup>（延床面積：11,751.04 m<sup>2</sup>）
  - （規 模） 地下 1 階、地上 5 階
  - （構 造） 鉄筋コンクリート（RC）造
  - （建物概要） ホール（大・中・小）、控え室、展示室、楽屋、楽屋事務室、道具制作室、衣装制作室、練習室、スタジオ、研修室、和室、シンボル広場、アトリウム、託児室、事務室、管理室等、駐車場（39 台・搬入用 2 台）

#### (5) 利用者数 (人)

	平成 26 年	平成 25 年	平成 24 年
大ホール	76,292	69,311	65,742
中ホール	33,139	29,409	33,440
小ホール（控え室含む）	18,073	15,027	17,487
展示室	5,765	7,618	7,055
楽屋	13,209	12,250	12,484
楽屋事務室	180	190	297
道具制作室	0	0	0
衣装制作室	0	0	0
練習室	28,412	27,870	29,748
スタジオ	584	374	381
研修室	9,526	9,040	9,151
和室	2,270	1,976	2,046
シンボル広場	22,654	32,837	32,905
アトリウム	3,356	2,270	1,373
託児室	459	423	496

#### 4. 業務の範囲

指定管理者は、次の業務をおこなうこととします。なお、詳細は別に定める「栗東芸術文化会館指定管理運営業務仕様書」に従い実施することとします。

##### (1) 本施設の運営に関する業務

- ア. 施設の受付、案内に関する業務
- イ. 施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
- ウ. 施設の利用料の徴収に関する業務
- エ. 施設の利用に伴う付属設備及び備品類の貸出しに関する業務
- オ. 自主事業の計画、実施に関する業務
- カ. 市より委託された事業の協議、計画及び実施に関する業務
- キ. 芸術文化団体等の育成に関する業務
- ク. 芸術文化育成事業の継続に関する業務
- ケ. 施設の利用者の利用の確保に係る業務
- コ. 施設の市主催事業の優先利用の確保に係る業務
- サ. その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

##### (2) 本施設の維持管理に関する業務

- ア. 施設及び設備の保守点検及び管理に関する業務
- イ. 施設の清掃に関する業務
- ウ. 敷地内の清掃等に関する業務
- エ. 施設の備品類の管理・調達に関する業務
- オ. 施設の保安警備に関する業務
- カ. 施設の予約管理システムの保守点検に関する業務
- キ. 施設の防火・防災に関する業務
- ク. その他の維持管理

##### (3) その他の業務

- ア. 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ. 業務報告書（四半期ごと）・事業報告書（収支決算書含む）の作成及び報告
- ウ. 施設の法定点検、施設点検等の実施及び報告（施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録を含む）
- エ. 職員研修（業務研修、接遇研修、人権・同和問題職場内研修、市主催の人権・同和問題研修等への参加等）の実施
- オ. 甲（又は教育委員会）と乙との協議により、乙が実施することとなった業務
- カ. 甲（又は教育委員会）と乙との協議により、両者が共催で実施することとなった事業に係る業務
- キ. 施設運営に関し特に配慮すべき事項の業務
- ク. 関係機関団体との連絡調整会議の開催と各種会議への出席に係る業務
- ケ. 利用者に対するアンケートの実施と結果を公表する業務
- コ. その他甲が必要と認める業務

※詳細については、別冊「栗東芸術文化会館指定管理運営業務仕様書」を参照してください。

## 5. 指定予定期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

※指定期間中、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに、本市と協定を締結します。

## 6. 管理の基準

### （1）開館時間

午前 9 時から午後 10 時まで

### （2）休館日

①毎週月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日以後の最初の休日でない日。

②12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日。

③指定管理者が必要と認めるときは、市長の承諾を得て、開閉館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

## 7. 委託料

管理業務に要する経費として本市が支払う金額は、会計年度ごとに締結する協定書において定めます。なお、申請の際に応募団体の提案した委託料が、そのまま市が支払う委託料になるものではありません。

## 8. 応募資格

（1）法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

（2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき、更生手続又は再生手続をしていない法人等であること。

（3）本市から指名停止措置を受けていない法人等であること。

（4）納期の到来している国税、県税、市税を完納している法人等であること。

（5）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人等であること。

（6）市長及び市議会議員本人が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人でない法人等であること。ただし、市長が無限責任社員等で、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもので二分の一以上を出資している法人及び外郭団体等は除きます。

（7）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと。

（8）暴力団等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人等でないこと。

（9）暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けている法人等でないこと。

## 9. 申請に必要な書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 添付書類（原則A4版）
  - ①団体概要書（様式2）
  - ②当該施設の事業計画書（様式3）
  - ③当該施設の収支予算書[平成28年度から平成32年度の5年間分]（様式4）
  - ④類似施設等運営実績表（様式5）
  - ⑤指定申請に係る申立書（様式6）
  - ⑥法人の定款又は寄付行為及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
  - ⑦法人等の指定管理者指定申請日前において作成した直近2年分の収支予算書、事業計画書及び決算書
  - ⑧納税に関する証明書（発行から3月以内のものに限る）
    - ・市税の完納証明書（入札参加資格審査用）
    - ・県税の完納証明書
    - ・法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書
  - ⑨印鑑証明書（発行から3月以内のものに限る）
    - 1) 募集開始日現在において、本市業務委託等入札参加有資格業者であるものは、⑥に掲げる登記簿謄本及び⑧に掲げる市税完納証明書を提出する必要はありません。
    - 2) 提出部数は、別紙「指定管理者指定申請提出書類一覧」を参照してください。持参（受付期間必着のこと）してください。申請に係る費用は、申請者の負担とします。なお、提出された書類等は、返却しません。
    - 3) 申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、本市は指定管理者の公表等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

## 10. 申請書の受付期間

- (1) 受付期間 平成27年8月24日（月）から同年9月14日（月）まで（必着）  
※土曜日及び日曜日を除く。
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
※施設説明会・・・平成27年8月31日（月）午前10時から栗東芸術文化会館（さきら）で実施します。施設説明会への参加については、8月28日（金）までの受付時間内に電話で連絡してください。
- (3) 受付方法 受付期間内に持参してください。なお、郵送、FAX、E-mail等による受付はいたしません。
- (4) 質問書 募集要項及び仕様書の内容で質疑がある場合は、質問書（様式7）により、平成27年8月24日（月）から同年9月7日（月）までにFAX又はE-mailで提出してください。

- (5) 質問書の回答 FAX 又は E-mail により回答するとともに、他の申請予定者にその内容を周知します。尚、平成 28 年 9 月 8 日（火）以降の質問については回答できません。

11. 仕様書及び申請提出書類等の配布並びに申請の受付場所

- ①仕様書は市ホームページ (<http://www.city.ritto.shiga.jp/>) からダウンロードしてください。
- ②申請を希望する場合は、次の場所まで申請提出書類等（添付資料 2 から 6）を取りに来ていただくか、E-mail に氏名・住所・担当者を記載して、次の E-mail アドレスまで申請提出書類等の請求を行ってください。

【申請提出書類等の配布並びに申請の受付場所】

栗東市教育部スポーツ・文化振興課文化振興係 担当：市田・木村・清水

（電 話）077-551-0318 （F A X）077-552-5544

（E-mail アドレス）spobun@city.ritto.lg.jp

（住 所）〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺三丁目 1-11

12. 選定基準及び選定方法

(1) 選定基準及び視点

- ①利用者の平等利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- ア. 全ての利用者に対して公平なサービス提供が可能な計画か
  - イ. 市民との情報の共有という観点からの情報公開の対応は十分か
  - ウ. 利用者サービスの向上に対する考え方や取組が優れているか
  - エ. 利用者の声を反映し、要望、苦情等への対応策は十分か
- ②適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること。
- ア. 管理運営体制は適切か
  - イ. 個人情報の保護対策は十分か
  - ウ. 安全管理の対策は十分か
  - エ. 緊急時の対応策は適切か
  - オ. 委託予定業務は適切に行われるか
  - カ. 経費削減のための効率的な運営が図られるものとなっているか
  - キ. 事業運営のために適切な収支計画がなされているか
- ③事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ア. 施設の広報計画が適切に行われるか
  - イ. 施設の利用促進などに関する企画力、意欲、姿勢、独自性はどうか
  - ウ. 取組や提案は実施可能な計画か
  - エ. 施設の有効活用のための新たな業務の提案があるか
- ④事業計画に沿って計画的で適切な運営を安定して行う能力を有していること。
- ア. 職員の採用計画や資格、経験は十分か
  - イ. 職員の指導や育成に対する考え方や計画が具体的で優れているか
  - ウ. 申請団体の資本力や信用度が優れているか

エ. 施設の管理運営に必要な経験と実績（類似施設等での実績含む）を備えているか

オ. 社会貢献活動への取組は十分か

(2) 選定方法

応募書類の審査及び代表者等の面接審査により選定します。

※面接審査は、平成 27 年 10 月頃を予定しています。日時等詳細は後日ご連絡します。

13. 選定結果及び理由の通知

応募者全員に、平成 27 年 11 月をめぐりに、選定結果を文書にてお知らせします。なお、指定管理者は、栗東市議会の議決を経て決定（指定）されます。

※議決後、業務執行上必要となる事項を市と指定管理者の協議により協定として締結します。

14. その他

①指定管理者指定申請書その他提出された書類は、公開することがあります。

②管理業務等の実施中に故意又は過失により市又は第三者に対し、損害を与えたときは指定管理者の負担でその損害を賠償しなければなりません。

③この損害賠償を担保するため、賠償責任保険に加入していない団体は、保険に加入する必要があります。

15. 添付資料

資料 1 栗東芸術文化会館指定管理運営業務仕様書

2 指定管理者指定申請提出書類一覧

3 栗東芸術文化会館の管理に関する基本協定書

4 栗東芸術文化会館の管理に関する年度協定書

5 栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する条例

6 栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する規則

# 栗東芸術文化会館管理運営業務仕様書

栗東市教育部スポーツ・文化振興課

平成27年8月

## 目 次

1. 管理運営の基本方針	1
2. 施設の概要	2
3. 利用時間等	3
4. 業務の範囲及び留意事項	3
5. 職員の確保	5
6. 委託料の実績	5
7. 報告書の作成	6
8. 管理運営経費の精算	6
9. 施設等の修繕の費用負担	7
10. 調査、監督	7
11. 指定管理者に対する監査	7
12. 物品の帰属等	7
13. 安全管理	7
14. 緊急時の対応	7
15. 秘密保持義務	7
16. リスク分担	7
17. 損害賠償	8
18. 法令等の遵守	8
19. 協定の締結	8
20. その他	8
21. 資料の閲覧	8
別紙「指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表」	9

## 1. 管理運営の基本方針

### (1) 施設の設置目的、機能

栗東芸術文化会館は、芸術文化の振興及び住民福祉の増進を図り、もって本市の発展に資することを目的として設置された施設です。

### (2) 管理運営

季節等により利用者が変動するなどの管理業務量の変動を考慮し、より効率的な組織・体制での運営に心がけるとともに、運営コストを常に意識し、経費の縮減に努めること。施設の管理運営については、利用者の安全性・利便性確保のために必要な人員数を配置するとともに、専門的な知識・経験を要するところには必要な人員を配置すること。

### (3) 施設の維持管理

施設の機能を十分に発揮でき、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切に管理するとともに、施設の美観的、機能的、経済的損失を最小限にとどめるよう点検、補修及び清掃等を適切に行うこと。

### (4) 利用者等の要望・苦情等への対応

地域住民や利用者の要望・苦情等については、迅速かつ適切に処理するとともに、管理運営に反映させること。また、その内容及び対応については、速やかに市に報告すること。これらの手順については、マニュアルとしてまとめておくこと。

### (5) 平等利用

正当な理由がない限り市民が施設を利用することを拒んではならず、また、施設の利用に対して不当な差別的扱いをしてはならない。

### (6) 情報公開

施設の管理運営を行うにあたって作成し、又は取得した文書等については、個人情報などあらかじめ非公開情報として定めているもの以外は、公開を求める者に対して、これを開示すること。

### (7) モニタリング

利用者等に対して施設の管理運営についてのアンケート調査を行うなど、施設に対するニーズ等の把握を行い、この結果について、速やかに市に報告すること。

### (8) 市民サービスの向上

市民サービスの向上につながる業務を創意工夫して行い、利用者の満足度を高めていくこと。

### (9) 利用促進

催事にあわせたイベントの企画、講座の開催や各種大会の誘致活動など、施設の利用促進につながるような活動を継続して実施するとともに、広報活動を通して利用者に必要な情報提供に努めること。

### (10) 地域住民や他施設等との連携

地域住民や文化団体、音楽団体等などと連携をとり、施設の円滑な管理運営に努めること。

### (11) 環境への配慮

施設の法定点検、施設点検等の実施及び報告をすること（施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録を含む）。

(12) 障がい者の雇用など

障がい者の積極的な雇用に努めること。

2. 施設の概要

(1) 名称	栗東芸術文化会館（さきら）		
(2) 所在地	栗東市糺二丁目1番28号		
(3) 面積	（敷地面積）	28,136.97㎡	
	（建築面積）	6,977.29㎡	
	（延床面積）	11,751.04㎡	
(4) 規模	地下1階、地上5階		
(5) 構造	鉄筋コンクリート（RC）造		
(6) 開設年日	平成11年10月		
(7) 施設			
	・大ホール		810席
	・中ホール		406席
	・小ホール		200席
	・楽屋1	洋室	定員 3名
	・楽屋2	洋室	定員 3名
	・楽屋3	洋室	定員 3名
	・楽屋4	洋室	定員 25名
	・楽屋5	洋室	定員 20名
	・楽屋6	洋室	定員 20名
	・楽屋7	洋室	定員 20名
	・楽屋8	和室	定員 4名
	・楽屋9	洋室	定員 3名
	・控え室	洋室	定員 3名
	・展示室	153.00㎡	
	・和室	8畳+6畳	定員 30名
	・練習室1	28.40㎡	定員 5名
	・練習室2	43.50㎡	定員 8名
	・練習室3	91.80㎡	定員 25名
	・練習室4	247.00㎡	定員 70名
	・スタジオ	31.10㎡	定員 5名
	・研修室	79.40㎡	定員 60名
	・託児室	43.50㎡	定員 10名
	・事務室	99.29㎡	
	・管理室	16.72㎡	
	・楽屋事務室1、2		
	・道具制作室、衣装制作室		
	・アトリウム		
	・シンボル広場	5,625.00㎡	
	・駐車場（39台・搬入用2台）		

(8) その他の付属施設

・機械室	51.84㎡
・屋外便所	40.95㎡
・自転車置き場	138.92㎡
・四阿	20.25㎡

3. 利用時間等

(1) 開館時間

午前9時から午後10時まで

(2) 休館日

①毎週月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日以後の最初の休日でない日。

②12月29日から翌年1月3日までの日。

③指定管理者が必要と認めるときは、市長の承諾を得て、開閉館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

(3) 利用の制限

栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する条例(平成10年条例第32号)第18条の規定に該当するときは、利用の許可はできないこと。

4. 業務の範囲及び留意事項

(1) 管理運営に関する主な業務の範囲

①管理業務

ア. 基本的な管理運営業務

- ・総括責任者を1人配置すること。
- ・労働関係法令を遵守するとともに、管理運営に支障がない勤務体制をとること。
- ・従事する職員は名札を着用すること。

イ. 職員への研修の実施

- ・職員の能力向上のために研修計画等を定め、必要な研修(業務研修、接遇研修、人権・同和問題研修等)を行うこと。

ウ. 事業計画書の作成

- ・指定管理者が行う業務に関する事業計画書を毎年度作成し、年度が始まるまでに市に提出し、承認を得ること。

エ. 各種報告書の作成

- ・この仕様書の「7. 報告書の作成」を参照のこと。

オ. 第三者への再委託

- ・清掃、警備といった個々の業務を第三者へ委託することはできるが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできない。また、公の施設の管理運営の主たる業務を委託することもできない。また、第三者に委託した業務については、常に実施状況を把握するとともに、必要に応じて指導するなど、責任をもって管理すること。

- カ. 危険防止等のための施設の利用禁止及び制限
- キ. 他都市からの行政視察及び見学者等への施設の説明
- ク. 各種物品、消耗品の購入
- ケ. 支払いなどの経理事務
  - ・指定管理者は、委託料と他の経費を区部して整理し、常にその収支を明らかにしておくこと。
- コ. 光熱水費等の支払などの経理事務
- サ. 文書等の管理及び保存
  - ・施設の管理及び事業を行うため、活動記録や経理に関する帳簿等必要な書類を備えておくこと。また、指定管理業務を行うにあたり作成し、受領した文書等は、適正に管理・保管し、指定管理終了時に本市の指示に従って引き渡すこと。
- シ. 本市が推進する事業に伴う業務等
- ②受付、案内、収納業務
  - ア. 施設利用の予約受付、案内業務
    - ・受付カウンターに1人以上の職員を配置し、午前9時から午後7時の間、受付カウンターで受付及び案内業務を行う。
  - イ. 施設の利用料金収納業務
    - ・栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する条例（平成10年条例第32号）に基づく利用料金を受領したときは、指定管理者の収入とする。利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、市長の承認を得て定めること。
- ③自主事業及び育成事業等に関する業務
  - ア. 自主事業の計画、実施に関すること。
  - イ. 芸術文化団体及び音楽団体等の育成及び芸術文化及び音楽団体等育成事業の継続に関すること。
  - ウ. その他、本施設の設置目的を達成するために必要なこと。
- (2) 施設の維持管理に関する主な業務の範囲
  - ①施設の保守管理業務
 

施設を適切に運営するために、日常的に施設の点検を行い、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれなどが発生しない状態を維持し、かつ美観を維持すること。また、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合を発見した際には、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。
  - ②施設及び敷地内清掃
 

施設の良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公の施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。また、作業時は、通行者や壁等にはほこり、清掃用水等を飛散させないように十分注意すること。

    - ア. 施設の環境を維持し、快適な環境保全を保つため、清掃業務を適切に行うこと。なお、必要とする用品は、指定管理者の負担とする。
    - イ. 施設の清掃時間、清掃頻度などは施設利用者の妨げとならないように行うこと。

- ウ. 施設内の草刈りについては、利用者の利用頻度及び状況を予測し、利用者  
に不便をかけないとともに、近隣住民からの苦情が出ないように年間計画を作  
成し実施すること。
- エ. 施設内の不法投棄については、持ち主が判別できれば投棄者が処理すること  
が原則であるが、特定できない場合においては、指定管理者の責任において  
処理すること。
- オ. 施設内に植栽している植物については、利用者や近隣住民から苦情が出ない  
ように常に良好な状態を保つこと。

#### ③設備等の保守点検

附属設備等の安全の確保及び適切な管理運営のために、次に掲げる保守点検等  
の必要な処置を講じること。

- ア. 附属施設の法定点検及び初期性能、機能保全のため、概観点検、機能点検、  
機器動作特性試験、整備業務等を行うこと。
- イ. 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やか  
にその改善が図られるよう適切に対処すること。

#### ④駐車場管理

敷地内にある駐車場の車両の監視を行うとともに、必要に応じて車両の誘導を  
適切に行うこと。また、繁忙期には、車両誘導員の配置などの対策を講じること。

#### ⑤警備業務

施設及び敷地の防犯・防火及び防災等に万全を期し、利用者が安心して利用で  
きる環境を確保した警備業務を実施するとともに、防火管理者を設置すること。

### (3) 新たな業務の実施

具体的に市が指定する業務以外の新たな業務の実施を希望する場合は、申請の際  
に提出する事業計画書で提案すること。なお、この業務の対価として、入館料など  
通常の使用料以外のものを利用者から徴収することはできないので注意すること。

### (4) 引き継ぎ業務

指定管理期間終了後、指定管理者が交代する場合は、前任者が承諾した貸館業務  
を引き継ぐものとする。また、本市の立ち会いのもとに、利用者等に支障を来さな  
いように、業務及び書類・情報を引き継ぐものとする。

## 5. 職員の確保

「4. 業務の範囲及び留意事項」を実施するために必要な業務執行体制を確保する  
とともに、労働基準法等関係法令を遵守し、市民サービスの向上と効率的な施設運営  
を行うために適正な人数の職員を配置すること。

## 6. 委託料等の実績

施設の管理運営に係る委託料等の実績の平均額は、次のとおりである。

※平成23年度から平成26年度までの平均額

(収入)

項 目	内 訳	実績 (平均額) (千円)
委 託 料	指定管理料	127,953
文化事業補助金	文化庁等補助金	4,625
会費収入	さきら友の会会費	516
事業収入	自主事業	25,679
協賛金収入		0
貸館収入	貸館収入・備品使用料	52,448
その他収入	チケット物販販売等収入	1,777

(支出)

項 目	内 訳	実績 (平均額) (千円)
人 件 費	給与・手当・賃金等	35,321
外部委託費	舞台管理運営・舞台保守点検費・舞台費等	44,402
物 件 費	修繕費・光熱水費	113,013
諸 経 費	旅費・賃借料・リース料・通信費等	10,528
租税公課	印紙税・消費税	2,785
原価償却費		0
本社間接費		4,600

7. 報告書の作成

(1) 業務報告書

次の事項を記載した業務報告書を作成し、毎四半期ごとの翌月 10 日までに本市に提出すること。

- ①管理業務の実施状況等を記載した業務報告
- ②施設の利用件数、利用者数及び施設利用料金
- ③自主事業の実施状況
- ④その他特に報告を求めるもの

(2) 事業報告書及び決算書

毎会計年度終了後、事業報告書及び決算書を翌年度 4 月 30 日までに本市に提出しなければならない。

(3) その他の報告書の提出

毎月の管理業務の実施状況及び利用者数が確認できる報告書を作成し、翌月 10 日までに本市に提出すること。

8. 管理運営経費の精算

毎会計年度終了後に提出する決算書において、本市の支払総額と指定管理者が管理運営に要した費用の総額に差が生じた場合でも、差額は精算しないものとする。

#### 9. 施設等の修繕の費用負担

委託料の範囲内で施工できる施設及び設備等の軽微な修繕等については、指定管理者の負担とする。また、施設等の改造や委託料の範囲内では困難な修繕等については、市と指定管理者で協議の上、定めることとする。なお、施設等の損傷が指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたときは、指定管理者の負担とする。

#### 10. 調査、監督

市が行う管理状況の把握のための調査、それに基づく是正措置についての指示等については、正当な理由なく、調査又は報告、資料の提出及びその是正措置についての指示等を拒否することはできない。

#### 11. 指定管理者に対する監査

指定管理者が行う施設の管理に係る出納関連の事務について監査を行うことができる。

#### 12. 物品の帰属等

- (1) 委託料により購入した備品は、本市の所有に帰属するものとする。
- (2) 本市の所有する備品について、栗東市財務規則に定める備品台帳を添えて、その保管にかかる備品を整理し、廃棄等を行う場合は市と協議するとともに、移動についても定期的に本市に報告しなければならない。
- (3) 本市が貸与する備品において、故意又は過失により破損又は滅失した場合は、本市に報告し、自己の費用により購入又は調達することとする。
- (4) 指定期間中備品等は、常に良好な状態を保たなければならない。

#### 13. 安全管理

事故の防止や防犯等については、保安警備に努めるなど利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

#### 14. 緊急時の対応

事故や地震その他災害等緊急時の対策については、日頃から必要な訓練を行うとともに、利用者を適切に避難誘導できる体制を整え、適切な対応をとること。また、事故や地震その他災害等が起こった場合は本市に報告すること。

#### 15. 秘密保持義務

個人情報適切に保護されるように配慮するとともに、施設を管理運営する上で知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、指定管理者でなくなった時又は従事者が職務を退いた後も同様とする。

#### 16. リスク分担

市と指定管理者で負担するリスク分担については、別表のとおりとし、規定した事項以外のことが発生するなど疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

## 17. 損害賠償

管理業務を実施中に故意又は過失により本市又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 18. 法令等の遵守

管理にあたっては、次に掲げる法令等に基づき実施しなければならない。

- ①地方自治法
- ②労働関係法
- ③消防関係法
- ④個人情報保護に関する法律
- ⑤栗東市個人情報保護条例
- ⑥栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する条例
- ⑦栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する規則
- ⑧その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

※法令に定めのない事項について疑義が生じた場合の措置については、その都度本市と協議して決定するものとする。

## 19. 協定の締結

管理の基準、業務の範囲など条例で定める事項のほか、業務執行上必要となる事項を両者で協議し、概ね次の事項について協定を締結する。協定の締結期間は原則として単年度とする。

- ア. 指定管理者に管理させる施設、管理業務の内容
- イ. 報告書の作成、提出
- ウ. 調査、監督等
- エ. 指定期間、委託費の額、支払い
- オ. 利用料金、物品の帰属
- カ. 施設等の原形変更の承認、原状回復
- キ. 損害賠償、非常事態時の対応、リスク分担
- ク. 管理業務の一括委託等の禁止、権利譲渡の禁止、他の業者等への委託の取扱い
- ケ. 指定の取消し、管理業務の停止
- コ. 秘密の保持、個人情報の保護、情報の公開
- サ. 文書等の保存、管理業務の引継ぎ
- シ. その他施設の規模、設置目的等必要な事項

## 20. その他

施設利用者が、隣接する栗東都市整備(株)所有の栗東駅東口第1駐車場(有料駐車場)を利用する場合は、平成23年度より原則として利用者負担です。

## 21. 資料の閲覧

施設の図面は、栗東市教育部スポーツ・文化振興課で閲覧できます。

## 別紙

指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表（負担者側に○）

種 類	内 容	分 担 者	
		市	指定管理者
物価・金利	物価変動による人件費、物品等経費の増及び金利変動による経費の増		○
需要の変動	当初の見込みと異なる状況の発生 (利用者減による利用料金の減など)		○
法令の変更	事業者一般を対象とした法令変更に伴う経費		○
	指定管理者の行う業務に直接かかわる法令変更に伴う経費	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制の変更	○	
	法人としての指定管理者に直接かかわる法令の変更		○
その他の制度変更	市の条例・規則等の廃止その他市の行財政運営上の決定による制度変更等による経費		○
	上記の内、公の施設の廃止その他、指定管理者制度に直接かかわる制度変更等による経費	○	
施設・設備・物品等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、固定経費内で対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの (ただし、事務処理手続きは指定管理者において実施)	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外の施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた <u>小規模</u> (注1)なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた <u>小規模</u> (注1)なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
サービス水準	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準と比した実績との著しい乖離		○
	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準を担保することが不可能な仕様書等の瑕疵	○	

管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○（市が求償権を行使）
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○（市が求償権を行使）
	市の事故等特別の事情により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、若しくは特殊の事情により管理運営サービスの水準及び業務内容の変更をした場合の経費	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
住民及び施設利用者の対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者等からのクレーム及び建設的提案・意見への対応		○
	上記以外の、協定書の検討及び見直しに至るような意見への対応	○	
施設の競合	競合施設による利用者減、収入減		○
不可抗力	天災、人災による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴う犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○

注1 「小規模」：修繕費用等の1件の限度額は、5万円（消費税及び地方消費税）未満の額とする。

※協定書本文に記載の項目の再掲を含む。

※上記以外のことと疑義が生じたときは、両者協議のうえ、定めるものとする。

**栗東芸術文化会館の管理に関する  
基本協定書・年度協定書**

平成27年8月

# 栗東芸術文化会館の管理に関する基本協定書（案）

栗東市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、栗東芸術文化会館（以下「本施設」という。）の管理及び運営について、栗東芸術文化会館の設置及び管理に関する条例（平成 10 年条例第 32 号）（以下「条例」という。）第 6 条の規定により、次のとおり栗東芸術文化会館の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

（総則）

第 1 条 甲は、条例第 4 条の規定に基づき、本施設の管理運営について乙を管理者として指定し、乙は、この基本協定及び条例、栗東芸術文化会館の管理及び運営に関する規則（平成 17 年教委規則第 5 号）（以下「規則」という。）、並びにその他関係法令に基づき、芸術文化の振興及び住民福祉の増進を図り、もって市の発展に資するため本施設の管理及び運営を行う。

（管理施設の概要）

第 2 条 管理施設の概要は別紙 1 のとおりとする。

（開館日等）

第 3 条 本施設の開館日は、次に掲げる日以外の日とする。

（1）12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

（2）毎週月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日  
に当たる場合は、その翌日以後の最初の休日でない日

2 本施設の開館時間は、次に掲げる時間とする。

（1）午前 9 時から午後 10 時まで

3 開館日及び開館時間について、前 2 項の規定にかかわらず、乙は、必要があると認めるときは、甲の承認を得て、開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

（指定期間）

第 4 条 指定期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

2 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（業務の範囲）

第 5 条 条例第 7 条に規定する業務の範囲は、次のとおりとする。

（1）本施設の運営に関する業務

ア．施設の受付、案内に関する業務

イ．施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務

ウ．施設の利用料の徴収に関する業務

エ．施設の利用に伴う付属設備及び備品類の貸出しに関する業務

オ．自主事業の計画、実施に関する業務

カ．市より委託された事業の協議、計画及び実施に関する業務

キ．芸術文化団体等の育成に関する業務

ク．芸術文化育成事業の継続に関する業務

- ケ. 施設の利用者の利用の確保に係る業務
  - コ. 施設の市主催事業の優先利用の確保に係る業務
  - サ. その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (2) 本施設の維持管理に関する業務
- ア. 施設及び設備の保守点検及び管理に関する業務
  - イ. 施設の清掃に関する業務
  - ウ. 敷地内の清掃等に関する業務
  - エ. 施設の備品類の管理・調達に関する業務
  - オ. 施設の保安警備に関する業務
  - カ. 施設の予約管理システムの保守点検に関する業務
  - キ. 施設の防火・防災に関する業務
  - ク. その他の維持管理
- (3) その他の業務
- ア. 事業計画書及び収支予算書の作成
  - イ. 業務報告書（四半期ごと）・事業報告書（収支決算書を含む）の作成及び報告
  - ウ. 施設の法定点検、施設点検等の実施及び報告（施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録を含む）
  - エ. 職員研修（業務研修、接遇研修、人権・同和問題職場内研修、市主催の人権・同和問題研修等への参加等）の実施
  - オ. 甲（又は教育委員会）と乙との協議により、乙が実施することとなった業務
  - カ. 甲（又は教育委員会）と乙との協議により、両者が共催で実施することとなった事業に係る業務
  - キ. 施設運営に関し特に配慮すべき事項の業務
  - ク. 関係機関団体との連絡調整会議の開催と各種会議への出席に係る業務
  - ケ. 利用者に対するアンケートの実施と結果を公表する業務
  - コ. その他甲が必要と認める業務

(運営協議会の設置)

第6条 乙は、本施設の管理運営業務に関し、市民から選任された委員により構成された運営協議会を設置する。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第7条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって前条で定めた本業務の範囲の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲の変更及びそれに伴う指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(開業準備)

第8条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(本業務の実施)

第9条 乙は、本協定、募集要項、仕様書、条例、及び関係法令等に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、募集要項及び仕様書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項、仕様書の順にその解釈が優先するものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、規則の規定に基づき、管理業務を第三者に再委託してはならない。ただし、本施設の管理に付随する個別の業務については、この限りではない。

2 本業務の一部を第三者に実施させる場合は、あらかじめ甲の承認を得たうえで、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(指定管理委託料の支払い)

第11条 甲は、乙に対して指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）を支払う。

2 甲が乙に対して支払う委託料の支払い方法等については年度協定に定めるものとする。

3 乙は、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(委託料の変更)

第12条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準又は、物価水準の変動により当初合意された委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって委託料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第13条 乙は、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができる。

(利用料金)

第14条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

2 既に納付した利用料金が、条例第22条各号に掲げる項目に該当するときは、乙はこれを還付するものとする。

(リスク及び責任分担)

第15条 本施設の管理運営上のリスク及び責任分担については、指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表（別紙2）による。

(施設の改修等)

第16条 施設の改造、増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 施設の修繕、損傷、資料等の損傷については、指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表（別紙2）により対応するものとする。

(緊急時の対応)

第17条 乙は、本業務の実施に関連して災害、事故、利用者の疾患又は負傷、その他緊急事態が発生した場合は、直ちに事故等の対応をすると共に、負傷者等への応急処置を行い、医療機関へ搬送、負傷者等の氏名、被害者状況等を確認し、家族等への通報を行う。

2 乙は、発生状況をあらかじめ定めた緊急対応マニュアルにより速やかに甲に連絡するとともに、その処理の経過についても必要に応じて随時連絡する。

3 乙は、実地訓練を実施し、緊急に備えなければならない。

4 乙は、緊急事態発生後速やかに報告書を作成し、甲に提出する。

(危険負担)

第18条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力 { (「不可抗力」とは、天災(地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災(暴動、テロ等)、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。) 以下同じ。} による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。

2 施設の管理に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が負担する。

3 施設の管理に伴い、通常避けることが出来ない事由により第三者に損害を生じたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、乙がその損害を防止する必要な処置等善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、乙の負担とする。

4 乙は、第三者に対して損害の賠償をする場合はあらかじめ甲の同意を得るものとする。

5 管理施設に損害を生じたときは、乙は、事故発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

(近隣対策)

第19条 本施設の管理運営に係り、近隣からの苦情等のトラブルが発生したときには、乙は誠意をもってこれを解決しなければならない。

2 乙はトラブルが発生したときには、直ちに甲に連絡しなければならない。また、解決した後甲に報告しなければならない。

(守秘義務)

第20条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

(個人情報保護)

第21条 乙は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えい、滅失、損傷又は改ざんの防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報公開に関する事項)

第22条 乙は、栗東市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うよう努めなければならない。

(施設内の物品の所有権の帰属)

第23条 甲が整備をし、栗東市備品台帳に登録した備品の所有権は、甲に帰属する。

2 甲は、前項に規定する備品を乙に無償で貸与する。

3 廃棄等が生じた第1項に規定する備品の処置については甲乙協議を行い決定する。

4 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。ただし、乙が指定管理料で購入した備品の所有権は、甲に帰属する。

5 乙、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保たなければならない。

(事業計画書及び収支予算書)

第24条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに次年度の事業計画書及び収支予算書を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲及び乙は、事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書)

第25条 乙は、毎四半期ごとの翌月10日までに次の各号に示す事項を記載した業務報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況等を記載した業務報告
- (2) 施設の利用件数、利用者数及び施設利用料金
- (3) 自主事業の実施状況
- (4) その他特に報告を求めるもの

(事業報告書)

第26条 乙は、条例第13条及び規則第4条に基づき、毎年度終了後、4月30日までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 利用料金収入の実績及び管理経費等の収支決算書等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認)

第27条 甲は前条により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び本施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第28条 前条による確認の結果、乙による業務実施が、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善期間を定めて勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、改善策を甲に提出し、速やかにそれを実施しなければならない。

(指定管理者の指定解除に係る手続き等)

第29条 甲は、条例第15条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 乙が前条に規定する勧告をその期間内に実施できなかったとき

(2) 業務に際し不正行為があったとき

(3) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき

(4) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき

(5) その他、甲が必要と認めるとき

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合は、事前にその旨を乙に通知しなければならない。これにより乙に損害・損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

(第三者への賠償)

第30条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第31条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 建物総合損害共済

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(不可抗力発生時の対応)

第32条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第33条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第34条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(業務の引継ぎ等)

第35条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第36条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第37条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 乙は、備品台帳に掲げる備品について甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
- (2) 乙の費用で購入した備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。この場合の乙の費用とは、甲が支払う委託料以外の財源を言う。

(不可抗力による指定の取り消し)

第38条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第39条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第40条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(協定の変更)

第41条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(委託料の返還)

第42条 甲は、次の各号に該当すると認めるときは、この指定管理者の指定及び本協定を解除し、乙に対し委託料の全部又は、一部の返還を請求することが出来るものとする。

(1) 乙が本協定に違反したとき。

(2) 甲において施設を休廃止しようとするとき、又は甲において施設を管理しようとするとき。

2 前項第2号の規定により解除しようとするときは、甲は、6ヶ月前までに乙にその旨を通知する。

3 甲は、乙の責めによる解除によって生じた損害は、賠償しない。

(外部評価の実施)

第43条 乙は、市民サービスの向上を図るため、その指標となる外部評価を年一回実施するものとする。

2 評価者、評価項目、評価方法等は、事前に乙が甲と協議し、決定するものとする。

3 乙は、評価結果を広く市民に通知するとともに、業務改善に努め、事業計画に反映させるものとする。

(一部管理施設の共有)

第44条 甲は、乙の管理施設の一部を、他の団体等に年間を通じて使用させるときは、事前に、乙に通知しなければならない。

2 乙は、他の団体等が、施設の一部を、年間を通じて使用するにかかる光熱費等の諸経費については、該当団体等と直接協議して決定するものとする。

(目的外使用における責任の所在)

第45条 前条により、他の団体等が乙の管理施設の一部を使用する場合でも、その施設の管理責任は、乙に所在する。

(解釈)

第46条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第47条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号  
栗東市代表者  
栗東市長 印

乙 (指定管理者)  
所在地  
名 称  
代表者 印

別紙1 管理施設の概要

(1) 名称	栗東芸術文化会館（さきら）	
(2) 所在地	栗東市糺二丁目1番28号	
(3) 面積	(敷地面積) 28,136.97 m <sup>2</sup>	
	(建築面積) 6,977.29 m <sup>2</sup>	
	(延床面積) 11,751.04 m <sup>2</sup>	
(4) 規模	地下1階、地上5階	
(5) 構造	鉄筋コンクリート（RC）造	
(6) 開設年日	平成11年10月	
(7) 施設	・大ホール	810席
	・中ホール	406席
	・小ホール	200席
	・楽屋1	洋室 定員 3名
	・楽屋2	洋室 定員 3名
	・楽屋3	洋室 定員 3名
	・楽屋4	洋室 定員 25名
	・楽屋5	洋室 定員 20名
	・楽屋6	洋室 定員 20名
	・楽屋7	洋室 定員 20名
	・楽屋8	和室 定員 4名
	・楽屋9	洋室 定員 3名
	・控え室	洋室 定員 3名
	・展示室	153.00 m <sup>2</sup>
	・和室	8畳+6畳 定員 30名
	・練習室1	28.40 m <sup>2</sup> 定員 5名
	・練習室2	43.50 m <sup>2</sup> 定員 8名
	・練習室3	91.80 m <sup>2</sup> 定員 25名
	・練習室4	247.00 m <sup>2</sup> 定員 70名
	・スタジオ	31.10 m <sup>2</sup> 定員 5名
	・研修室	79.40 m <sup>2</sup> 定員 60名
	・託児室	43.50 m <sup>2</sup> 定員 10名
	・事務室	99.29 m <sup>2</sup>
	・管理室	16.72 m <sup>2</sup>
	・楽屋事務室1、2	
	・道具制作室	
	・衣装制作室	
	・アトリウム	
	・シンボル広場	5,625.00 m <sup>2</sup>
	・駐車場（39台・搬入用2台）	

指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表（負担者側に○）

種 類	内 容	分担者	
		市	指定管理者
物価・金利	物価変動による人件費、物品等経費の増及び金利変動による経費の増		○
需要の変動	当初の見込みと異なる状況の発生 (利用者減による利用料金の減など)		○
法令の変更	事業者一般を対象とした法令変更に伴う経費		○
	指定管理者の行う業務に直接かかわる法令変更に伴う経費	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制の変更	○	
	法人としての指定管理者に直接かかわる法令の変更		○
その他の制度変更	市の条例・規則等の廃止その他市の行財政運営上の決定による制度変更等による経費		○
	上記の内、公の施設の廃止その他、指定管理者制度に直接かかわる制度変更等による経費	○	
施設・設備・物品等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、固定経費内で対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの (ただし、事務処理手続きは指定管理者において実施)	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外の施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた小規模(注1)なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた小規模(注1)なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
サービス水準	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準と比した実績との著しい乖離		○
	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準を担保することが不可能な仕様書等の瑕疵	○	

管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○（市が求償権を行使）
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○（市が求償権を行使）
	市の事故等特別の事情により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、若しくは特殊の事情により管理運営サービスの水準及び業務内容の変更をした場合の経費	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
住民及び施設利用者の対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者等からのクレーム及び建設的提案・意見への対応		○
	上記以外の、協定書の検討及び見直しに至るような意見への対応	○	
施設の競合	競合施設による利用者減、収入減		○
不可抗力	天災、人災による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴う犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○

注1 「小規模」：修繕費用等の1件の限度額は、5万円（消費税及び地方消費税）未満の額とする。

※協定書本文に記載の項目の再掲を含む。

※上記以外のことで疑義が生じたときは、両者協議のうえ、定めるものとする。

## 栗東芸術文化会館の管理に関する年度協定書（案）

栗東市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、平成 年 月 日に、栗東芸術文化会館（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した、栗東芸術文化会館の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理委託料を定めることを目的とするものである。

（平成 年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、平成 年度の業務内容は、基本協定に定めるとおりであることを確認する。

（平成 年度の指定管理委託料）

第3条 甲は、本業務の実施の対価として、金 円（消費税及び地方消費税を含む。）を四分割して乙に支払うものとする。

2 乙は、4月、7月、10月、1月に指定管理委託料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して支払うものとする。

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号  
栗東市代表者

栗東市長 印

乙（指定管理者）

所在地

名 称

代表者

印

## 人権・同和問題に関する住民意識調査

### 問 1

世の中のあり方や人間の生き方について次のような意見があります。あなたはどのように思われますか。それぞれについて、番号に○印をつけてください。

	1	2	3	4	5
	そう 思う	どちら かとい えばそ う思う	どちら ともい えない	どちら かとい えばそ う思わ ない	そう 思わ ない
1. 自分の今の生活は充実している ……………	1	2	3	4	5
2. 社会のいろいろな矛盾には、しかたがない とあきらめずに、解決しようと努力したい ……	1	2	3	4	5
3. 私たちの社会では、うまく立ち回っている 人間だけが得をする ……………	1	2	3	4	5
4. ホンネとタテマエを上手に使い分けないと 損をする ……………	1	2	3	4	5
5. 他人の権利をいちいち尊重していたら、自 分が不利になるだけだ ……………	1	2	3	4	5
6. 人間の社会には、差別は必ずあるものだ ……	1	2	3	4	5
7. 結婚式をするのなら大安の日を選びたい ……	1	2	3	4	5
8. 家の間取りを考えるとときには、鬼門など方 角のことを考えた方がよい ……………	1	2	3	4	5
9. 葬式に参列したあとは、清めの塩をまかな いと、気分が落ちつかない ……………	1	2	3	4	5
10. 世間の人がどう見ているのか、気になるタ イプだ ……………	1	2	3	4	5

**問 2**

人権・同和問題をめぐってさまざまな意見があります。あなたは、どのように思われますか。それぞれについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

	1	2	3	4	5
	そう 思う	どちら かとい えばそ う思う	どちら ともい えない	どちら かとい えばそ う思わ ない	そう 思わ ない
1. 同和地区の人とわかると、意識してはいけ ないと思ってもついつい意識してしまう ……	1	2	3	4	5
2. 差別を受けた人のくやしさは、とても人ご ととは思えない ……	1	2	3	4	5
3. 差別を共になくそうとする態度を身につけ たい ……	1	2	3	4	5
4. 同和地区の人々は差別に負けず、たくまし く生き、一生懸命取り組んでいる ……	1	2	3	4	5
5. 現在、同和問題で一番深刻なことは、就労 の安定である ……	1	2	3	4	5
6. 現在、同和問題で一番深刻なことは、結婚 についてである。 ……	1	2	3	4	5
7. 同和問題は、私とは関係ない話だ ……	1	2	3	4	5
8. 差別された人の訴えや願いにもっと耳をか たむけたい ……	1	2	3	4	5
9. 同和問題は、なくなりつつあり、人々の意 識からだんだん消えつつある ……	1	2	3	4	5
10. 人権尊重のまちづくりのため環境をよくす るのは行政の責務だ ……	1	2	3	4	5
11. 部落差別は、大げさに取りあげることで ない ……	1	2	3	4	5
12. 差別的言動があったとき、誤りを指摘でき る ……	1	2	3	4	5
13. 同和問題について自分自身に問いかけな おしたい ……	1	2	3	4	5

	1 そう 思う	2 どちら かとい えばそ う思う	3 どちら ともい えない	4 どちら かとい えばそ う思わ ない	5 そう 思わ ない
14. 同和地区の人たちとの交流の機会をもっと増やすべきだ ……………	1	2	3	4	5
15. 栗東市は、基本的人権が尊重されている市である ……………	1	2	3	4	5
16. 市民一人一人の人権意識は、5年前に比べて高くなっている ……………	1	2	3	4	5
17. 差別を解消するために、努力している人々を応援したい ……………	1	2	3	4	5
18. もし、わが子が同和地区の人とつき合っていたら、悩んでしまう ……………	1	2	3	4	5
19. 地区別懇談会や講演会・研修会は、人権・同和問題の正しい理解に役立っている ……………	1	2	3	4	5
20. 同和問題学習は、部落差別を知らない人にまで知らせることになり、差別を広げている ……………	1	2	3	4	5
21. 同和問題をはじめ様々な人権問題について、今後もっと学びたい ……………	1	2	3	4	5
22. 同和問題は、人権問題全体の教育・啓発の一環として行うべきである ……………	1	2	3	4	5
23. 地区別懇談会に積極的に参加したい ……………	1	2	3	4	5
24. 学校での人権・同和問題学習は、差別解消に役だった ……………	1	2	3	4	5
25. 国民的課題である同和問題解決にむけての教育・啓発は、他の人権問題よりもとくに重点的に行うべきである ……………	1	2	3	4	5
26. 同和問題および他の人権問題については、積極的な教育・啓発を行うべきである ……………	1	2	3	4	5
27. 人権意識を高めるためには、同和問題だけをとりあげて教育・啓発を行うのは誤りである ……………	1	2	3	4	5

	1	2	3	4	5
	そう 思う	どちら かとい えばそ う思う	どちら ともい えない	どちら かとい えばそ う思わ ない	そう 思わ ない
28. 障がいのある人や、病気、女性、子ども、 高齢者等の人権問題についての教育・啓発 のほうと同和問題より重要である ……………	1	2	3	4	5
29. 差別を解消するために努力している ……………	1	2	3	4	5
30. 差別の解消はむずかしいので、そっとして おいたほうがよい ……………	1	2	3	4	5
31. 家族でもっと人権・同和問題について話し 合うべきだ ……………	1	2	3	4	5
32. 学校でもっと人権・同和問題について、学 習の機会を増やすべきだ ……………	1	2	3	4	5
33. 差別をしないように人権意識を高め、日常 生活に生かしたい ……………	1	2	3	4	5
34. 同和問題は近い将来、解決する ……………	1	2	3	4	5
35. 差別を解消するために何をすればよいかわ からない ……………	1	2	3	4	5
36. 一人一人が尊重される集団や社会を築くた め、リーダーになって努力したい ……………	1	2	3	4	5
37. 人権・同和問題の講演会や研修会に積極的 に参加したい ……………	1	2	3	4	5
38. 同和教育を積極的にすすめれば、人々の差 別意識や偏見はなくなっていく ……………	1	2	3	4	5
39. 命の大切さ、人間の尊厳、人間らしい生き 方を学ぶのも人権学習である ……………	1	2	3	4	5
40. さまざまな人権問題の解決には、人を信頼 し、認め合える豊かな人間関係づくりが大 切である ……………	1	2	3	4	5

問 3

(1) あなたが、同和問題について、はじめて知ったのは、いつ頃ですか。  
あてはまる番号に一つ〇印をつけてください。

1. 6歳未満（小学校入学以前のとき）
2. 6歳～ 9歳未満（小学校低学年のとき）
3. 9歳～12歳未満（小学校高学年のとき）
4. 12歳～15歳未満（中学生のとき）
5. 15歳～18歳未満（高校生のとき）
6. 18歳～20歳未満
7. 20歳以上
8. はっきりおぼえていない
9. その他（ )

(2) あなたが、同和問題について、はじめて知ったきっかけは、何からですか。あてはまる番号  
に一つ〇印をつけてください。

1. 家族（祖父母、父母、兄弟、姉妹など）から聞いた
2. 親戚の人から聞いた
3. 近所の人から聞いた
4. 職場の人から聞いた
5. 学校の友達から聞いた
6. 学校の授業でおそわった
7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った
8. インターネットで知った
9. 同和問題の集会や研修会で知った
10. 市や県の広報誌や冊子などで知った
11. その他（ )

(3) あなたは同和地区がどういう理由でできたと考えておられますか。  
 あてはまる番号に一つ〇印をつけてください。

1. 人種（民族）がちがうから
2. 職業（仕事）がちがうから
3. 別の地域から来た人が住みついてできたから
4. 封建時代の権力者・支配者が民衆を支配する手段としてできたから
5. 宗教がちがうから
6. 生活が貧しい人たちが集まってできたから
7. わからない
8. その他（具体的に書いてください： \_\_\_\_\_ )

(4) 現在、市内の小中学校での学習や人権研修・啓発等においては、以前のような「土農工商」の下の身分としての「エタ・非人」という捉えではなく、新しい部落史研究の成果のもとに、「百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々」として学習していますが、あなたはこうした新しい部落史観について知っていますか。  
 あてはまる番号に〇印をつけてください。

1. はい                      2. いいえ

(5) あなたが住宅を選ぶ際の条件について、あなたはどのように思われますか。  
 それぞれについて、番号に〇印をつけてください。

1	2	3	4	5
避ける と思う	どちら かとい えば避 けると 思う	どちら ともい えない	どちら かとい えば避 けない と思う	避けな いと 思う

- |                                       |   |   |   |   |   |
|---------------------------------------|---|---|---|---|---|
| 1. 近隣に同和地区がある ……………                   | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 2. 近隣に低所得者など生活が困難な人が多く<br>住んでいる …………… | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 3. 近隣に外国人住民が多く住んでいる ……………             | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 4. 近くに精神科病院や障がい者施設がある ……              | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

- (6) 本市では、国の補助を受け、十里まちづくり事業を地域の住民と行政とが一体となって取り組みましたが、このことについて、あなたはどうお考えですか。あてはまる番号に○印をつけてください。

- ① なぜ、十里まちづくり事業がなされたかについてお答えください。（複数回答可）

1. 部落差別をなくすため
2. 浸水を防ぐため
3. 住環境の改善のため
4. わからない
5. 十里まちづくり事業自体を知らない
6. その他（具体的に書いてください： \_\_\_\_\_ )

- ② 十里まちづくり事業について、あなたはどうお考えですか。

1. 部落差別の解消に役立っている
2. 同和地区だけがよくなっている
3. わからない
4. その他（具体的に書いてください： \_\_\_\_\_ )

- ③ なぜ今も部落差別が残っていると思いますか、あなたのお考えをお書きください。

- ④ 福祉と人権のまちづくりの発信拠点としてのひだまりの家（地域総合センター）についてお答えください。（複数回答可）

1. ひだまりの家に行ったり、図書コーナーやデイサービスを利用したりしたことがある
2. ひだまりの家での研修会・各種講座に参加したり、さまざまな事業（解放文化祭等）に出かけたりしたことがある
3. ひだまりの家があることは知っているが、行ったことはない
4. 知らない

**問 4**

(1) あなたは、ここ5年以内で、差別や人権侵害を受けたことがありますか。あてはまる番号に○印をつけてください。

1. ある                      2. ない

(2) 問4－(1)で、「1. ある」と答えた方にうかがいます。

それは、どのような場面で、どのような内容でしたか。

次の「ア」から「ク」の場面と、「1」から「8」の内容の組み合わせの中で、当てはまるものをいくつでも選んで○をつけてください。

**【場面】**

- ア. 家庭で
- イ. 地域社会や公共の場で
- ウ. 学校で
- エ. 職場で
- オ. 行政手続きや行政の対応で
- カ. 福祉医療サービスで
- キ. インターネット上で
- ク. その他 ( )

**【内容】**

- 1. あらぬうわさ、悪口で傷つけられた
- 2. 暴力をふるわれた
- 3. 強迫・無理強いされた
- 4. 差別待遇を受けた
- 5. 仲間はずし、いじめ、嫌がらせを受けた
- 6. プライバシーを侵害された
- 7. セクシュアル・ハラスメントを受けた
- ク. その他 ( )



**問 5**

栗東市では、部落差別をはじめあらゆる差別をなくしていくために、毎年、自治会毎に地区別懇談会を開催していますが、あなたはこの5年間でどれくらい参加されましたか。あてはまる番号に一つ〇印をつけてください。

1. 毎回参加している
2. 3～4回参加した
3. 1～2回参加した
4. 以前には参加したことがあるが、最近5年間ではない
5. 一度も参加したことがない

最近の5年間で参加した人は、次の①～③の問いに、参加したことの無い人は、④の問いに答え  
てください。あてはまる番号に一つ〇印をつけてください。

〈参加した人〉 ※1. 2. 3と答えた方

① 人権・同和問題の認識を深めるために役立ちましたか。

非常に役に立った      役に立った      どちらともいえない      あまり役に立たない      全く役に立たない  
1                                  2                                  3                                  4                                  5

② 内容ややり方についてどう思いますか。

たいへん良かった      まあ良かった      どちらともいえない      あまり良くなかった      全く良くなかった  
1                                  2                                  3                                  4                                  5

③ 参加することで、部落差別やその他の差別について考え方が変わりましたか。

かなり変わった      少し変わった      どちらともいえない      あまり変わらない      全く変わらない  
1                                  2                                  3                                  4                                  5

〈最近5年間で参加したことの無い人〉 ※4または5と答えた方

④ どうして参加されなかったのか、また、参加されなくなったのですか。

1. 地区別懇談会が開かれているのを知らなかった
2. 人権・同和問題に関心がないから
3. 参加しても差別はなくならないと思っているから
4. 人権・同和問題をよく理解し、自分は差別などしていないから
5. 仕事の都合で参加できなかったから
6. 家事の都合で参加できなかったから
7. その他 (具体的に： \_\_\_\_\_ )

問 6

(1) 栗東市では、2011（平成23）年度より、輝く未来計画（人権・同和教育推進5ヶ年計画）をすすめてきました。この計画があることを、あなたのご存じですか。あてはまる番号に一つ〇印をつけてください。

1. その計画の内容について知っている
2. 計画があることは知っているが、内容まで知らない
3. 知らない

(2) 栗東市同和教育推進協議会より『みんなの同推協』を、年2回全戸配布していますが、あなたは読んでおられますか。あてはまる番号に一つ〇印をつけてください。

1. ほとんど毎回しっかり読んでいる
2. 関心のある内容はくわしく読んでいる
3. ところどころ読んだことがある
4. 読んだことはない

(3) 栗東市が現在まで実施してきた次の1から5に挙げる教育・啓発事業は、人権・同和教育の解決に向けて、どの程度役立っていると思いますか。

1	2	3	4	5
非常に 役立っ ている	役立っ ている	どちら ともい えない	役立っ ていな い	全く役 立って いない

- |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 1. 同和教育推進協議会より発行の『みんなの同推協』（年2回）……………            | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 2. 各自治会が実施している地区別懇談会……………                       | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 3. 市役所やコミュニティセンター等で開催される同和教育解決のための講座や研修会など…………… | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 4. 栗東市が開催している「じんけんセミナー」「人権のつどい」等の講演会やコンサート…………… | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 5. 地域における社会同和教育推進員の活動……………                      | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

調査にご協力いただきまして本当にありがとうございました。最後に、あなたご自身のことについておたずねいたします。あてはまる番号に一つ〇印をつけてください。

A. あなたの年齢は、次のどれに該当しますか。

- |            |            |
|------------|------------|
| 1. 20歳～29歳 | 2. 30歳～39歳 |
| 3. 40歳～49歳 | 4. 50歳～59歳 |
| 5. 60歳～69歳 | 6. 70歳以上   |

B. あなたのお住まいの学区はどこですか。

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 1. 金 勝 | 2. 葉 山 | 3. 葉山東 |
| 4. 治 田 | 5. 治田東 | 6. 治田西 |
| 7. 大 宝 | 8. 大宝西 | 9. 大宝東 |

C. あなたは、栗東市に住まれて何年になりますか。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1. 2年未満       | 2. 2年以上～ 5年未満  |
| 3. 5年以上～10年未満 | 4. 10年以上～20年未満 |
| 5. 20年以上      |                |

7 人権・同和問題について日頃からお感じのことや、今まで聞いた話や体験などありましたら、ご自由にお書きください。

ご協力どうもありがとうございました。おいそがしいとは存じますが、返信用の封筒に入れて、8月28日（金）までにご投函いただきますようお願いいたします。

## 個人番号カード交付事務および証明書コンビニ交付について

総務部総合窓口課

### ①番号通知・番号カード交付事務について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」いわゆる「番号法（マイナンバー）」が施行される。

平成27年10月から世帯ごとに通知カードが郵送されるが、転送不要の簡易書留で配達されるため、世帯の一割約2,600件の返戻が予想される。

平成28年1月から申請による番号カードの交付が始まり、5,000人の来庁が見込まれるため、窓口の混雑が予想される。特に3～4月は住民異動も多く、総合窓口とは分離する必要がある。

- ・臨時職員の雇用
- ・問い合わせ専用ダイヤル（10月～）
- ・専用窓口の設置（平成28年1月～）  
庁舎1階ロビー（情報公開コーナー横）に、窓口カウンター・事務所設置  
※レイアウト案は裏面
- ・交付窓口の休日・時間外対応（1月～）  
期間中の土・日曜日および平日時間外の臨時交付窓口開設

### ②コンビニエンスストアでの証明書交付開始

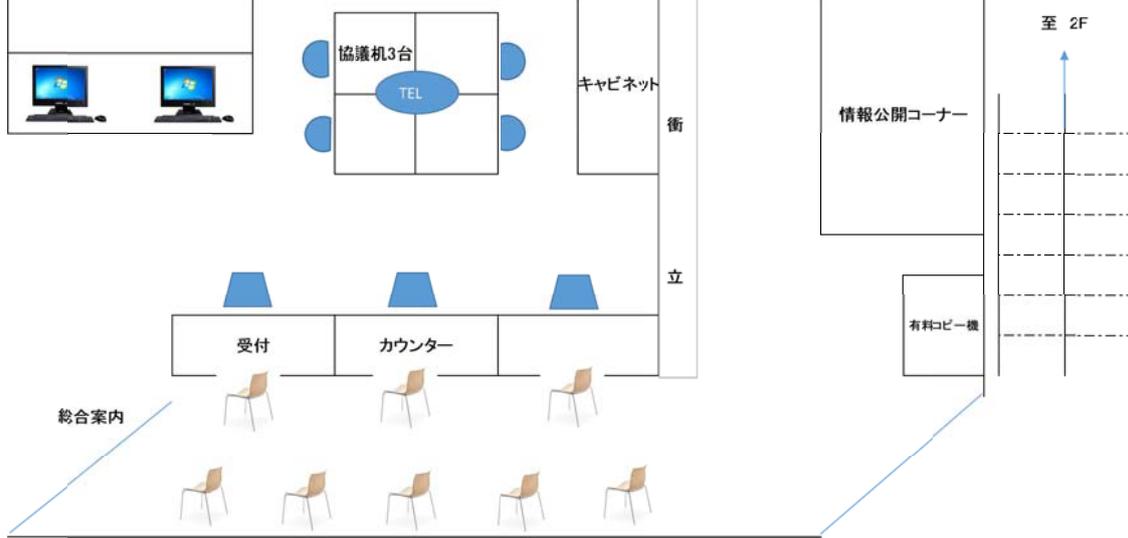
- ・平成28年1月末より、全国のセブン-イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートのキオスク端末で6:30から23:00まで利用できる（12/29から1/3を除く）
- ・個人番号（マイナンバー）カードに標準搭載される電子証明書を利用して交付
- ・交付する証明書は、住民票の写し（謄本および抄本）、印鑑登録証明書
- ・交付手数料は300円（窓口交付の50円引き、コンビニへの移行促進）

### ③自動交付機廃止

- ・自動交付機の稼働延長には保守料（月額172,800円）が必要
- ・窓口の混雑、番号カード交付の遅れが予想されるため、コンビニ交付開始してから一定の普及促進期間が必要
- ・個人番号カードの普及状況を考慮し、平成28年度末までに廃止
- ・廃止期日については別途決定する

番号カード等の交付、コンビニ交付および自動交付機の廃止に関連する手数料徴収条例等をそれぞれ改正する

マイナンバーカード交付場所イメージ



玄  
関

